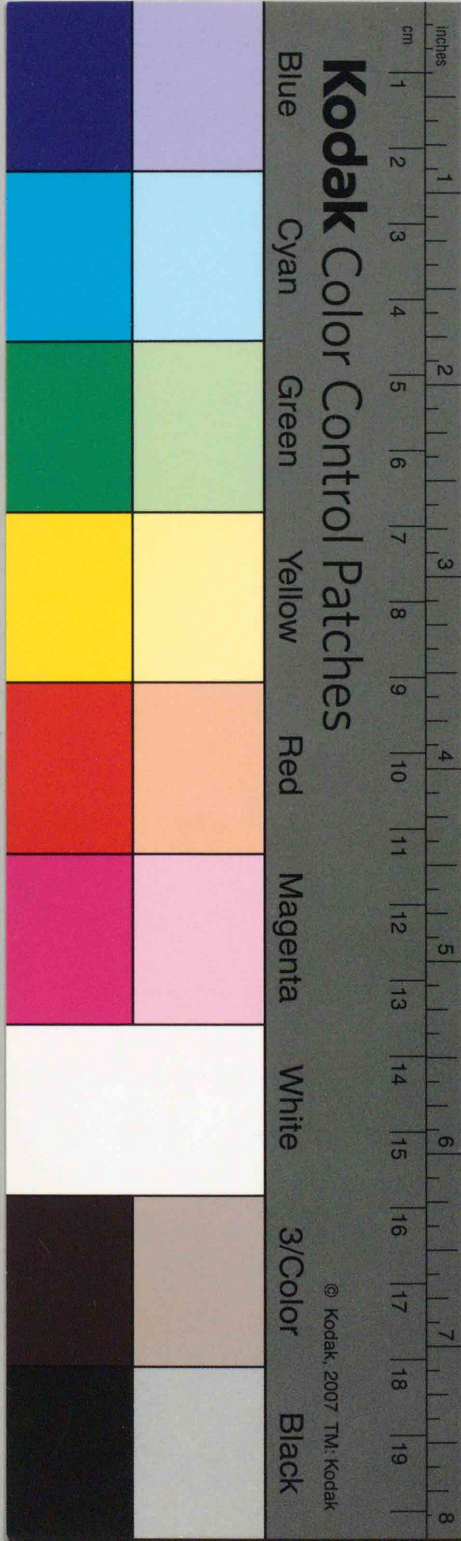


教科書文庫
4
302
44-1938
2000074164

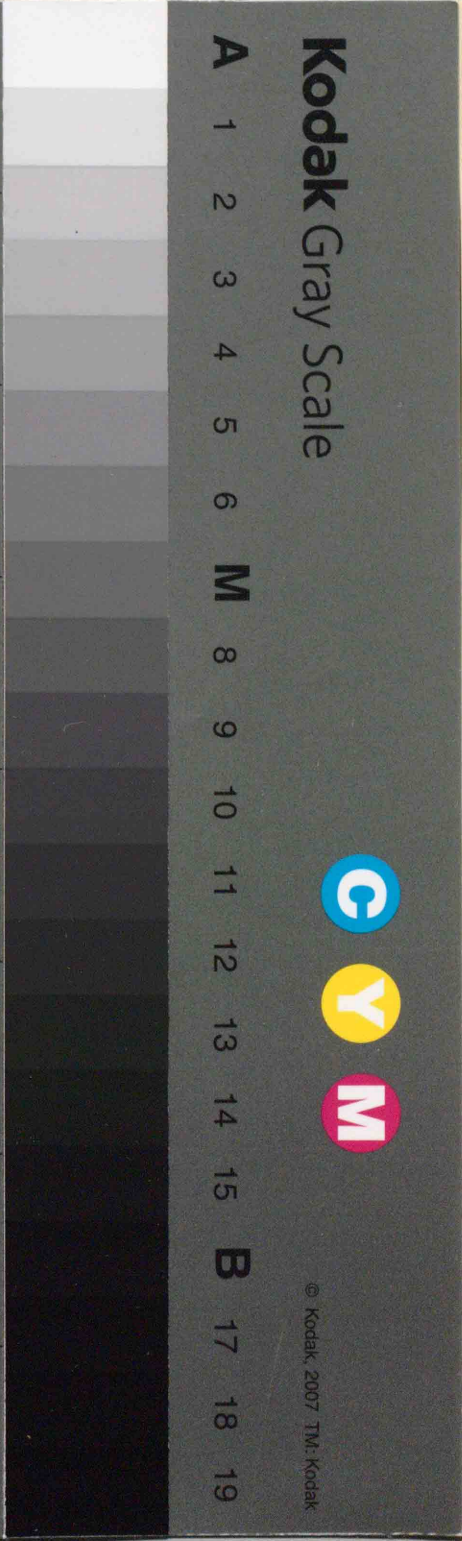
4
302
44-1938
2000.0
174164



Blue
Cyan
Green
Yellow
Red
Magenta
White
3/Color
Black

Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

40407

教科書文庫

4
302 30f
44-1938
2000.0 174164

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

資 料 室

教科書文庫
4
302
44-1938
2000074164

4c
301
BB/3

文部省檢定濟

昭和三十三年二月二十八日實業學校公民科用

東京帝國大學教授

戶田貞三著

新制商業公民教科書

東京
中文館藏版

広島大学図書

2000074164



卷頭

- 一、神勅
- 二、五箇條ノ御誓文
- 三、皇室典範及憲法制定ノ御告文
- 四、憲法發布勅語
- 五、憲法發布上諭
- 六、市町村制公布ノ上諭



豐葦原千五百秋之瑞
 穗國是吾子孫可王之
 地也宜爾皇孫就而治
 焉行矣寶祚之隆當與
 天壤無窮者矣

五箇條ノ御誓文

一廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
一上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
一官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦
マサラシメン事ヲ要ス
一舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
一智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ
天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立
ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

慶應四年戊辰三月

告 文

皇朕レ謹ミ畏ミ

皇祖

皇宗ノ神靈ニ誥ケ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟
神ノ寶祚ヲ承繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ
顧ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク

皇祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以
テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ
永遠ニ遵行セシメ益々國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶
福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス惟フニ此レ
皆

皇祖

皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナ
ラス而シテ朕カ躬ニ逮テ時ト俱ニ舉行スルコトヲ得ルハ
洵ニ

皇祖

皇宗及我カ

皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラサルハ無シ皇朕レ仰テ

皇祖

皇宗及

皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在及將來ニ臣民ニ率先シ
此ノ憲章ヲ履行シテ愆ヲサラムコトヲ誓フ庶幾クハ
神靈此レヲ鑒ミタマヘ

憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ
祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ
不磨ノ大典ヲ宣布ス

惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我
カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖
宗ノ威徳ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ
以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民
ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ
意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎勵シ相與ニ和衷協同シ益我カ帝國
ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシム
ルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサ
ルナリ

憲法發布上諭

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシムムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有效ナラシムルノ期トスヘシ

將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ

朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

內閣總理大臣 伯爵黑田清隆
樞密院議長 伯爵伊藤博文
以下各大臣副署

朕地方共同ノ利益ヲ發達セシメ衆庶臣民ノ幸福ヲ増進ス
ルコトヲ欲シ隣保團結ノ舊慣ヲ存重シテ益之ヲ擴張シ更
ニ法律ヲ以テ都市及町村ノ權義ヲ保護スルノ必要ヲ認メ
茲ニ市制及町村制ヲ裁可シテ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十一年四月十七日

内閣總理大臣 伯爵伊藤博文

內務大臣 伯爵山縣有朋

序

本書が商業學校に於ける公民科教科書として、改正教授要目の趣
旨を尊重し、その目的達成のために、全幅の努力を拂つたことは、特筆
するまでもない。即ち本書は、商業學校の特質については十二分の
考慮を拂ひ、特に今日の商業教育上の重大問題たる、商業活動の道德
的理解を與へるためには、相當の苦心を重ねた。また、他の教科に於
て學習した教材の取扱に關しても、常に適切な配慮を加へることを
怠らなかつた。かくして、不十分ながらも、商業教育の實情に即した
公民教科書の出現に歩を進め得たことは、斯界のために幾分の貢獻
となつたかと思ふ。

○
更に著者は、今日の中高等教育に於て最も望ましいことは、生徒に對し

て自ら考へ、自ら究め、自ら行ふ自律の訓練を與へることだと信じてゐる。従つて、本書もかうした學習訓練に對して、十分に貢獻し得るだけの獨特の最新形式を備へたものをとの念願の下に、これが編成に當つた。この見地から、本書は左の二つの特色をもつに至つた。

○ 本書は、自學中心主義に基づいて、自力自奮、どこまでも研究的の態度を以て、學習に精進する氣風を作興することを眼目とした。このために、できるだけ行文を平明にし、章の要旨を示し、豊富な事例を掲げ、參考資料を與へて、強い學習的興味の下に、生氣潑刺たる研究に従事し得るやうに努めた。

○ 本書は、演習中心の研究法を採つて、實生活に於ける實際問題の批判解決に當る力を涵養することを重視した。このために、毎章節の

學習を終る毎に、必ず適切な演習問題を課して、以て實生活に即した研究を遂げ得るやうにした。

○ 以上の學習訓練の效果については、既に本書に依る數ヶ年に亘る實際教育の經驗によつて、明かに確認せられた。希くは、著者の新しい着眼と、用意との在るところを諒とせられて、ますます「生きた指導」と、研究とを積まれるやうに、切望して止まぬ。

昭和十二年十月

著 者 識

學習者のために

- 一 先づ人に頼らないで、この書を読み破つて、自力で本文の大綱を捉えることに努める。そのため行文は平明にしてある。
- 二 各章の初に於ては、本章の要旨を通讀して、その章の目的とするところをはつきりと理解する。
- 三 本文中①②③などの引用符に當つた時は、下段の同じ番號のついた事例や、参考を精讀し、また他の學科で學んだことは、必ずその箇所を復習する。これによつて本文の意味が一層正確に理解せられる。
- 四 かくして、自分の力で到底理解し難い部分について、先生の補導を受け、いよ理解を深めるとともに、またこれを整然と統一する。
- 五 法令に關係のある材料の場合は、附録の關係法規拔萃を摘讀して、理解を正しくし、且つ條文に親しむやうに努める。
- 六 演習問題を熟讀して、これが意味を確かめ、自分の力でできるだけの批判解決研究を試み、以て自分の一見識を立てる。
- 七 更に先生から演習上の指導を受け、以て明快なる解決を告げる。こゝに至つて諸子の知識は完全に血となり、肉となる。
- 八 更にこの科に於て養はれた公民的徳操は、たゞ學校内だけに止まらず、あらゆる場合に於て、臨機應變にこれが活用に心掛ける。

目次

序章	商業教育と公民科	一
第一章	我が國	五
第一節	我が國	六
第二節	我が大君	一三
第三節	我等御民	一六
第二章	我が家	二二
第一節	我が家族制度	二二
第二節	家の生活	二六
第三節	家の存續	三九
第四節	家計	四五

第三章 我が郷土(一)

第一節 我が郷土

第二節 郷土の傳統

第三節 協同生活

第四章 我が郷土(二)

第一節 郷土と地方自治

第二節 自治の精神

第三節 市町村の自治

第四節 府 縣

第五章 我が國體

第一節 肇國の本義

第二節 天皇の統治

五四 五四 六五 七一 七一 七六 七九 八八 九四 九四 九八

第三節 臣民の本分

第四節 國體と祭祀

第六章 國憲と國法

第一節 帝國憲法及び皇室典範制定の由來とその本義

第二節 立憲政治

第三節 法令

第四節 法と道徳

第七章 帝國議會

第一節 帝國議會

第二節 議會の協賛

第三節 議員の選舉

第八章 政府 樞密顧問

一〇四 一〇八 一一五 一一五 一二一 一二一 一二七 一三一 一三一 一三五 一三五 一四四 一四七 一五六

第一節	國務大臣	一五六
第二節	樞密顧問	一六一
第三節	行政官廳	一六三
第四節	行政と國民の協力	一六九
第九章	裁判所	一七四
第一節	裁判所と檢事局	一七四
第二節	民事・刑事の訴訟	一八一
第三節	司法と國民の協力	一八六
第十章	國政の運用と我等の責務	一九二
第一節	國運の隆昌と政治	一九二
第二節	遵法と奉公	一九二
附錄	關係法規拔萃	一九一
目次終	……	……

新制商業公民教科書 上卷

戸田貞三著

序章 商業教育と公民科

■商業學校の本旨 我等は商業學校に於て一方で一般普通教育を受けて、帝國國民として必要な資質を養ひ他方で職業教育によつて、卒業後我が國の商業界に活躍するための知能と訓練とを授かる。概していへば、普通教育を施す學校では、主として知育の方面や、國民としての一般陶冶の方面に重點が置かれ、實際の業務を通して

■参考 國運と職業教育 今日、各國が相對峙して、國勢の伸張を圖らんとしてゐる時代に於ては、いづれの國も産業を盛んにして、國家富強の基を固めようと努力

て、國家に貢獻する方面の教養については、教へられるところが少い。而してまた、實際商業に従事する者は、ともすれば、日々の業務を、多くは利己的の營利を、目指して營み、その職業を以て、國家の進運に捧げようとする國民的の自覺に乏しい。これら兩方面に於ける缺陷を補つて、あくまで國民精神の上に立つて、一般陶冶と、職業教育とを一丸とする商業學校の存在は、まことに強い光と、力とを我等に與へるものである。近年、商業學校が飛躍的發展したのは、皆この獨特なる教育精神が、時勢の要求に合致したからである。

■公民科の精神 公民科は、實生活に即して我が國體の本義を明かにし、時勢の進運に適合する眞の日本臣民を養成をするのを以て、その本旨とする。即ち、我等の政

してゐる。而してこれがためには、先づ以て職業教育の施設を整へ、國民に對して早くより實業的の訓練を積ましめ、以て根本的に國力充實の礎を培ふことが最も肝要である。特に商業に従事せんとする者に對しては、その切なるものがある。

② 参考 商業教育の眼目 商業學校に於ては、やゝもすれば利益萬能

治生活經濟生活及び社會生活のすべてに互つて、我が帝國の特質を明かにし、以て日本臣民たるの固き信念と、憲政治下の國民としての資質とを養成するとともに、更に皇國の大精神を世界に發揚するため、大國民たるの修養を積ましめようとするところに、公民科の本領がある。従つて、我等が従事せんとしてゐる商業經濟方面の業務について、如何にしてこれらの活動を以て、我が國力の發展と、國民經濟の發達の上に貢獻すべきかを明かにするところに、公民科は大きな使命をもつてゐる。

■商業學校に於ける公民科 かくの如く、商業學校に於ける公民科は、商業教育の全般に互つて、常に我等に眞の生命を傳へ、不拔の信念を與へる中心學科である。されば、この科に於ては、我等は單に知識としてこれを學修

に墮しやうい商業界に入らんとする者に對して、國民としての徳性を涵養せしめようとしてゐる。これがためには、我等は根本に於て、我が國體に關する徹底した信念と、國民としての自覺とをもち、更に商業が國家のために如何に重大な貢獻をするものかを明かにし、これを天職として楽しむだけの深い修養を積まねばならぬ。この點に於て、商業

するだけでなく、更に公民的情操を養ひ、眞に帝國臣民としての信念を以て、日常の行動を律し得るやうに、修養を積み重ねばならぬ。かくしてこそ、我等が將來我が國の商業界に立つた場合に於ても、我が國獨特の國體を中心とする國民的の人格に基づき、安んじてこの業務に就き、どこまでも御國のために商業報國をなすのだといふ、勃々たる氣魄を以て邁進することができる。我等は、今後公民科の研究に於て、常にこの學科のもつ尊い使命を體し、教科書による研究や、教室内に於ける學習を一層押しひろめて、更に日常生活の全般に亘つて、これが實踐に努めるやうにしなくてはならない。

學校に於ける公民科は、頗る重大な任務をもつ。
【参考】 公民科の研究
(一) 理論として取りこむだけでなく、よく實際經驗上の事例に結びつけて、我がものにすること。
(二) 教室だけでなく、家庭や學校の全生活に亘つて實踐すること。
(三) 他の學科で學んだことは、よく互に聯絡して研究すること。

第一章 我が國

【本章の要旨】 我が國は、今や諸般の文物制度整ひ、産業は盛んになり、國運日に隆昌に赴いてゐる。かやうな國運の進展は、當に我が光輝ある歴史と善美なる國體との賜物で、大君を中心と仰ぐ一國一家君民一體の體制にその根源を發して居る。我等は、このうるはしい國土に生を享けた歡びと、感謝とを以て、永遠に君國のために忠誠を盡くすところがなくてはならぬ。

第一節 我が國

【躍進の日本】 躍進の日本、向上の日本、これが現代に於ける我が國の姿である。我が國が、建國以來、日出づる

【参考】 公民科の精神
本章は公民科の總序として、特に公民科全體の精神をつかませようとして置かれてゐる。されば、以下上下二卷に亘つて研究すべきこの學科の精神は、悉く本章の中に約められてゐる。即ち我が國では、國民活動の源も、國運隆昌の基も、すべてこれ天皇にあ

國として、着々堅實な發展をつゞけ來つたことは、國史が我等に示す通りである。特に、明治この方の大飛躍は、まことに目覺ましいものであつた。さきに明治天皇は、維新の大業を成し遂げられ、我が國未曾有の改革の大方針を立て給ひ、次いで國家の大本たる帝國憲法を發布し給ひ、こゝに帝國の進路は大いに定まり、立憲政治は確立し、臣民翼賛の道は、いよゝゝ明かになつた。爾來、皇運日に増して伸張し、全國民は一つ心になつて、君國のために忠誠を勵み、我が國運は、旭日昇天の勢を以て興隆し、以て昭和の御代の榮えを現はすに至つた。

先づ、宏大無邊なる御聖徳は、普く我等の上に及び、國政運用上の諸制度は、次ぎゝゝに制定せられ、國內の秩序は整ひ、司法は公正に行はれ、國民は安んじてその分に從ひ、

る。されば、我等がどこまでも大君を中心と仰ぎ、御民として君民一體の生活を營み、この國に生を享けた歡びと感謝とを以て、皇運を扶翼し奉ることが、一に臣民として生きる道である。これこそ、我が國民生活を安定せしめ、國運を進展せしめるための要道で、また實に公民科の精神とするところである。所以を、よく會得せねばならぬ。

その業にいそしむことができ、やうになつた。次ぎにこれに伴ふて、國民向上のための學校、研究所なども續々と設けられ、教育は普及し、學術は進歩し、美術、工藝はその精を競ひ、國民一般の教養は、一段の高きを加へるに至つた。更に、かく政治教育の進歩につれて、經濟の發達を促すべきもろゝの設備も施され、國土は到るところよく耕され、資源も開發され、種々の技術は進み、作業の能率は増進し、交通、通信はますます便利になるに従ひ、産業は飛躍的に發達して、列國驚異の的となり、國民生活の内容は、日に月に充實するやうになつた。かくして、國民生活がゆたかになるとともに、人口は増加し、その活動力は強まり、國防は威力を加へ、國家の版圖は擴大し、諸外國との接觸は頻繁となり、海外發展の勢はますます強まり、今や我

2 參考 君民一體 國

力の大小は、たゞ人口の多少や、國土の廣さや、資源の多寡などばかりで決まるものではない。全國民が一心一體に結束して立つ場合に、國力は最も強くなる。若しこの一致團結を缺いたとしたら、人口も、國土も、資源も、何等國力を強める力にはならない。而して、かやうな一致團結は、我が國のやうな君民一體の國體を備へて、全

が國民の活動範圍は、全世界に及ぶに至つた。まことに、現代の我が國は、たゞ一すぢに向上の一途を辿り、こゝに偉大なる國運の隆昌期を迎へたことは、我等の祖先が、想像だに及ばなかつたことであらう。

■我が國史と國體 すべて事の成るや、深くよつて來たるところがある。現代の驚くべき國運の隆昌も、今日突如として出現したのでなく、實に建國以來、悠久なる歴史の間に養はれた、我が國の潛勢力のあらはれに外ならない。我等が、今國史を通觀するとき、そこに、現代日本の大發展の根本原因と、今後ますます進展すべき我が國運の原動力とが、明かに見出される。

先づ、我が國は、世界に類ひなき善美なる國體を備へてゐる。我が國は、萬世一系の天皇を現御神あきつみかみと仰ぎ奉る一

國民が君命のまにまに動くところに於て、最もよく行はれる。

●参考 君民の關係

君民の關係には、凡そ三つの場合がある。その一は、君主が君主の利益のために民を支配し、民の犠牲を求める場合で、それは暴君の支配による君民の關係である。その二は、君主が君主の利益と、民の利益とを求め

君萬民の國家である。我が國の歴史は、皇祖が神勅と、神器とを皇孫に授け、この國土に降臨せしめ給ふた時に肇まり、寶祚を承け給ふた歴代の天皇は、神勅に基づき、皇祖皇宗の御遺訓によつて、大政を行ひ給ふた。この君臣の大義は、古今を通じて變ることなく、國民は常に大君を中心と仰いで、聖旨を奉體し、こゝに光輝ある國史を形造つてゐる。この大義の定まるところに、我が國の尊い特色があり、君命一下、忽ち全國民が結束して動くところに、我が國の偉大なる發展性がある。

次ぎに、我が國では、この善美なる國體に基づき、君民の間が、うるはしい愛情によつて結ばれてゐる。即ち、歴代の天皇は、皇祖の御心を以て、限りなく民をいつくしみ給ひ、民はひたすら皇恩のありがたさを感じて、君を慕ひ奉

る場合で、それは多くは專制君主の行爲を制限せんとして、形造られた立憲政治の下に見出されるやうな君民の關係である。而してその三は、全く民のためによかれかしののみ思ふ心から君が民を支配する場合で、それは恰も神が、自らは何等求むるところなく、人を愛し、これを保護するのと同様な君民の關係である。我が國に於ける君民一致の關

り、かくして、君の御心の中には、忝くも常に民草があり、民の心の中には常に君の御姿が映り、上下一如、真に一國一家となつて、古今を貫いてゐる。かやうな、強い君民一體の關係こそ、ひとり我が國に於てのみ見出される特質で、こゝに我が國民が、あらゆる困難をも突破して、國運の發展を永遠に約束することのできる根原がある。

更に、我が國の歴史の中には、君民一體の事實の根柢に、常に和の精神が、一貫して流れてゐる。和は、すべてのものを、全體の中に融合せしめ、萬物を發展せしめ、偉大な文化を創造せしめる。我が國民が、古來よく異民族を同化し、また外來文化を消化して、東西の文化を融合し得たのも、更に、我が國の政治が、道徳を以て根本としてゐるのも、また全國民が、實に切つても切れぬ同胞一族の親しみを

係は、實にこの第三の理想的な關係である。

【4】参考 和の精神 聖

徳太子は、憲法十七條に、「和を以て貴しとなし、忤ふることなきを宗と爲す。人皆党有り、亦違れる者少し。是を以て或は君父に順はずして、乍隣里に違ふ。然れども上和ぎ下睦びて、事を論はむに諧ひぬるときには、則ち事理自らに通ず。何事か成らざらむと示

もつてゐるのも、皆和の精神のあらはれである。かくして、我が國の歴史は、すべてこれと和の展開の歴史であり、この精神によつて、我が國はすべてを融合同化して、以て無限の進展をつゞけて行く。

我が國の歴史の中には、以上三つの輝かしい要因がある。そのために、一度び進展の機に接せば、萬民忽ち一つ心になつて、君國のために赤誠を致し、かくして、今日の如き目覺ましい國運の發展を見るに至つた。この事實こそ、まことに光輝ある國史を通じて流れる國民精神のあらはれで、肇國以來、一貫して易はることなき善美なる國體の賜物である。

【5】課題

諸子の學校を發展せしめるために、教職員と生徒との和衷協同が如何に重要であるかを研究せよ。

し給ひ、和の大精神を説かせられた。

【5】事例 和のあらはれ

建國以來、次第に異民族を同化し、更に東西兩洋の文化を取つて、我が國民文化の中に融合せしめたのも、和の精神の現れである。なほ我が國は道徳を以て國を治め、和を以て治國の要道とし、以て今日の平和な國民生活を送るに至つた。

第二節 我が大君

■我が大君 天皇は、皇祖皇宗の御子孫にましまし、皇祖の肇め給ふたこの國を承け継ぎ給ひ、これを平けく統べさせ給ふ。皇位は、萬世一系の皇統より出で給ふ天皇の御位で、このことは、神勅並に帝國憲法によつて明かである。かくて我が國は、萬世一系の皇統によつて立ち、古今永遠に亘つて變ることがない。我が大君は、天地ともに窮りない皇位を繼承せられ、皇祖と御一體となり給ふて、民を導き、國を榮えしめ給ふ。而して、天皇の大御業によつて、我が國家は隆んとなり、我等民草の生活は安らげくなる。まことに、大御心は、國運隆昌の源であり、國民活動の本である。我等國民が、常に衷心から神聖なる皇位を尊崇敬愛し、ひたすら天皇に仕へ、御聖旨を奉戴する

1 参考 おほみたから 我が國では昔から臣民のことを「おほみたから」と呼ばれてゐる。これ如何に臣民を愛重せられたかを示すよい證しである。「だから」は今日では、専ら貴重品を指す名稱で、國民が貴重品の如く重んぜられることを意味する。尤も、語源からいへば民は、たやから田族で、田を耕す族、即ち農民のことである。古代では

ことによつて、寶祚はいよゝゝ榮え、世界に類ひなき君民一體の帝國は、無窮にその發展をつゞける。

■御聖徳 我が大君は、國民生活の根原にましまし、限りなく、この國と民とをいつくしみ給ふ。恐れ多くも、天皇は、國民を「おほみたから」と呼ばせられ、赤子と思召されて、これを愛撫し、給ふ。「だから」と仰せられてさへ有難い極みであるに、「おほみたから」と宣はせ給ふ宏大無邊の御聖慮は、到底我等の言葉で盡くし得るところでない。

歴代の天皇が、國民の上に限りなき愛撫を垂れさせ給ふた御事蹟は、國史を通じて、到るところにかゞはれる。民のかまどの賑ひをみそなはせられて、御心から御喜び遊ばされた仁徳天皇の御慈愛や、寒夜に御衣を脱がせられて、民の寒苦を御しのび遊ばされた醍醐天皇の御事蹟

國民の大部分が農民であつたから、農民をあらはす言葉は、そのまゝ國民全體を指す言葉となつた。

2 参考 御即位式勅語

大正天皇は御即位式の勅語の中に、
義ハ即チ君臣ニシテ
情ハ猶ホ父子ノコト
ク以テ萬邦無比ノ國
體ヲ成セリ
と仰せられ、今上陛下は御即位式の勅語中に、

は、普く國民の間に語り傳へられてゐる。かやうな有難い御聖徳は、數限りなく史上にあらはれてゐるが、我等はこゝにその一端をうかがつて、皇恩の深く、且つ大いなることをしのぶよすがとする。雄略天皇は御遺詔の中に、筋力精神、一時に勞竭きぬ。此の如きの事本より身の爲のみに非ず。たゞ百姓を安養せんと欲するのみ。と宣はせられてゐる。また、聖武天皇は、民の父母として、その病苦を憐み給ひ、醫藥を諸國に遣はし、民草の安寧を得せしめ、病の輕重によつて穀を賜ふ旨を仰せ出だされ、淳和天皇は、飢饉のために百姓が苦しむのを深く傷心し給ひ、諸國の田租を免すべき由を仰せ出された。なほまた、後醍醐天皇は、天下の飢饉を聞召されて、朕不徳あらば天子一人を罪すべし。黎民何の咎有てか此災に遭ふと

皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ烈聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニス是レ我カ國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト竝ヒ存スルヘキ所ナリと宣はせられた。父の如き慈みを以て民を愛し給ふ有難い御思召が勅語の中に溢れてゐる。

宣はせられて、朝餉あさぐわひの供御を止められて、窮民に施行し給ひ、後奈良天皇は疫病流行のため、民の死するもの多きに、いたく宸襟を惱ませられた。

更にまた、明治天皇は、明治元年維新の宸翰中に、朝政一新ノ時ニ膺リ天下億兆一人モ其處ヲ得サル時ハ皆 朕カ罪ナレハ今日ノ事 朕自身骨ヲ勞シ心志ヲ苦メ艱難ノ先ニ立古ノ烈祖ノ盡サセ給ヒシ蹤ヲ履ミ治績ヲ勤メテコソ始テ天職ヲ奉シテ億兆ノ君タル所ニ背カサルヘシと仰せられ、また御製に、みち／＼につとめいそしむ國民の身をすくよかにあらせてしがな照るにつけ曇るにつけて思ふかなわが民草のうへは

3 参考 民安かれと

- 歴代天皇の御製數種
- 鳥羽玉の夜すがら冬の寒きにもつれておもふは國民のこと
- 雨に思ひ風に心を碎くかな民のてわざのたゞやすかれと
- 世治まり民安かれと祈るこそわが身につきぬ思なりけれ

(孝明天皇)

(仁孝天皇)

(後醍醐天皇)

いかにと

と詠み給ふた。かやうな尊い大御心を拜する時、我等はたゞ勿體ないと伏し拜むの外はない。かくの如く、我が大君の限りなき御仁愛が、古今を通じて我等國民の上に照りわたつて居るのを聞くにつけ、知るにつけ、國民として誰か感佩せざるものがあらうか。我等はしみじみと、我が國が眞に道德國家である所以を、心に銘記することができる。

【漢語問題】

天皇陛下、皇后陛下、皇太后陛下及び各宮殿下が國內を御巡察遊ばされ、また民情を御下問あらせられるのは何故であるかを深く拜察せよ。

第三節 我等御民

■我等御民 古來、我が大君は、國民を「おほみたから」と

【事例】 蒼生の上を

崇神天皇は、群臣に對し、惟ふに我が皇祖諸々の天皇等宸極に光臨すことは、豈一身の爲ならんや。蓋し人神を司收て、天下を經綸ふ所以なり。

と仰せられ、蒼生を慈しみ給うた。

【事例】 楠公の精神

建武中興の大業が成就

仰せられる。従つて、我等の心身は、もとこれ我等のものではなく、我が大君へ捧げまつた天皇の大御寶である。我等は、大君に捧げまつたものとして、どこまでも大御心に添ふて、全能力を發揮すべき大切な御民である。されば、決してこの身を自分のものと思ふて、かりそめに取扱つてはならない。若しも、自分のまゝになるべき身と思へば、到底御民などとおこがましい言葉は用ひられないが、我等がひたすらに、大君に仕へまつる心の一筋に生きるときに、最早我が身は我が身でなく、正に陛下の御民となる。この御民といふ心掛けこそ、我が國民の特有な自覺であり、この自覺があつて、始めて我等は眞に日本國民として、正しく、且つ強く生きることが出来る。

教育に關する勅語の中に、「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼

したとき、後醍醐天皇は楠正成を近く召されて、その功を稱へられた。正成は畏まつて、是君の聖文神武の徳に依らずんば、微臣争か尺寸の謀を以て強敵の圍を出づべく候乎」と奉答したと傳へられてゐる（太平記）。この楠公の精神は、私心を離れて大御心に添ひ奉つたもので、全く陛下の御民たるの自覺に生きたものである。

スヘシ」と仰せられ、また今上天皇朝見の御儀の勅語の中にも、「俱ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶翼セヨ」と仰せられてある。皇運を扶翼するとは、鳥の兩翼の如く、天皇に付き随ひ、皇命を奉じて、臣民たるの大義を完ふすることである。即ち、天皇の御民たるの自覺に生きることである。この自覺に生きてこそ、我等は、富貴も淫する能はず、威武も屈する能はずといふやうな、強く且つ明朗な心持ちをもつて、その分を盡くすことができる。この心持ちによつて、我等は知識を世界に求め、以て光輝ある我が國の文化を形造り、大國民としての實を擧げることができる。

■我等の歡びと感謝　我等御民の仰ぎ奉る天皇は、すめらみことであらせられる。「すめらみこと」は、いささかも不純なものを含み給はぬ、現御神におはします。天皇

2 事例 大國民 我等

が私心を捨て、天皇の御民としての自覺に生きる場合には、何事も恐れることなく、強く生きることができ、かくてこそ、我等は自尊心を失ふことなく、世界文化の長所を取り入れ、以て偉大な國民として邁進することもできる。

3 事例 忠誠の心

○大君のためには何か惜しからむ薩摩の瀬

は澄み渡れる大空の如き、うるはしい大御心を以て、我等を照し、愛育し給ふ。天皇の御民として、このうるはしい光に照らされることの歡びは、我等の生命の源であり、何物にも換へがたく貴いものである。されば我等は、この光の恵みを歡ぶとともに、これに感謝し、この光を身にあらはし給ふ天皇を慕ひ奉り、全心身を捧げて、天皇に仕へ奉らねばならぬ。古代の歌人大伴家持は、
海行かば水漬くかばね、山行かば草むすかばね、大君の邊にこそ死なめ、かへりみはせじ
と歌ひ、また橘諸兄は、
ふる雪の白髪までに大君につかへまつれば、貴くもあるか
と詠じて居るが、これらの歌は、よく全生命を捧げての奉

戸に身は沈むとも

(僧月照)

○君か代を思ふ心のひとすぢに我が身ありとも思はざりけり

(梅田雲濱)

○數ならぬ身にはあれども希はくは錦の旗のもとに死にてむ

(平野國臣)

4 事例 海犬養宿禰岡

鷹の歌 (萬葉集)

御民吾生ける驗あり
天地の榮ゆる時にあへらく念へば

公の精神をあらはしてゐる。この精神こそ、古來我が國民の胸中に深く刻み込まれた大和魂であり、また我が大君の恵みを歡ぶ我等御民の感謝の念である。

我等は、我が大君の御民として、生をこのうるはしい國土に享け、しかも國運の隆んな聖代にめぐり會ひ、眞に御民としての歡びを深くするとともに、ひたすらに我が大君に仕へ奉り、彌が上にも國の光をかゞやかし、以てこの後に來る御民の上にも、この限りなき歡びを傳へねばならぬ。

この歌は、我等御民の歡びと、感謝の心持をよくあらはしてゐる。我等も國運隆盛なるこの聖代に生れ、國民として大君の御恩澤を蒙ることができたことを思へば、たゞく有難く、しみじみと生き甲斐のある嬉しさが味はれる。

演習問題 我等の日常生活に於て、眞に御民としての自覺の下に生活するためには、如何なる生き方をせねばならぬか。

第二章 我が家

本章の要旨 我等の家は、我等の生活の本據であるが、それは我等の祖先によつて形造られ、我等の子孫に傳へられるものである。我等は、家に於て、先づ國民たるの素質を養ひ、家を通じて國家に貢獻し、家の中に於て日常生活の安定を得て居る。されば、我等は、よく家の和合を楽しみ、秩序を重んじ、その存續繁榮をはかるとともに、またよく、家の經濟生活を整へ、財産を管理して、物心兩面から、家の榮えを増し、以て國民生活の基礎を固めねばならぬ。

第一節 我が家族制度

■家に關する制度 我等は日々、父母の慈愛と、保護の

1 参考 我が國の家

我が國民の生活は、西洋のやうに、個人や夫婦だけに基礎を置いたものでなく、親子の關係に基づき、近親が相寄り相扶け、家長の保護と指導との下に融け合つた家の生活である。我等は生まれ落ちるときから、この自然の愛情を中心と

下に、家の生活を營んでゐる。元來、家は父母、兄弟、姉妹など、主として血に繋がる者の、自然の愛情にむすばれて成立ち、家長によつて保護、指導せられる生活團體であるが、また一面から見ると、國法の定める條件、即ち家に關する制度に基づいて形造られてゐる。家に關する制度とは、國民の家族生活を保護し、これを健全なものにしようとして定められたもので、單に法制上の意味ばかりでなく、また道徳上の意味をもつ規準である。

この制度は、國々の歴史、國情、國民性などによつて異つてゐるが、大體西洋諸國では、夫婦關係が成立する毎に、新たな家族生活が創められ、親の造つた家族團體が、その子女によつて繼承せられることはない。即ち、子女は親の財産を相續することはあるが、家督を相續し、また家風を

する家の一員として養はれ、健全な國民となるやうに育てられる。

2 参考 兩制度の長短

我が國の家族制度では、親子兄弟は勿論時としては、その他の近親者まで、一つの家で暮らし、互にその生活を保障してゐる。その結果、やゝもすれば家族の潑刺たる獨立性を自由に伸し難くなる虞れがある。これに反して、西洋の制度

繼承することはない。

■我が國の家族制度の特色 我が國の家族制度は、これに反して、全く我が特殊な國情に基づいて成立したもので、西洋諸國とは、全然異つた特色をもつてゐる。

一 家名の尊重

我が國に於ける家の生活は、現在の親子、夫婦だけの生活で終るのでなく、遠き祖先にこれを承けて、將來の子孫によつて、繼續せられる。即ち、我等の家の生活は、祖先の志を承けて、これを發展せしめたものであるとともに、更にこれを子孫に傳へ、これを繼承する人々のある限り、何時までも永續するものである。家族は家長の保護の下に、和合して、生活の安定を得てゐるばかりでなく、遠く祖先の靈によつて守護せられ、祖先以來築かれた家名、家督を承け繼いで、これを子孫に傳へる任務

では、夫婦と幼少の子女以外は皆家を去るため、人々は獨立の氣風を養ひやすくするが、しかしその結果、とかく近親者に對する人情の温か味を缺きやすく、時に路頭に迷ふ者があつても、これを顧みないやうな、冷たい世相を誘ふ傾きもある。

3 事例 家門の譽れ

家名を汚すことは、單なる個人の汚辱であるば

をもつてゐる。従つて、我が家庭に於ては、祖孫は一體であり、父祖の勳功は、直ちに子孫の榮譽となり、自己の功績は、また家門の譽れとなる。されば我等は、父祖の名を揚げ、家の名譽を高めるやうに、一意身を修め、行を正しくして、その職務に努めなければならぬ。

また昔から、家憲、家訓、家風などがあつて、これを子々孫孫に傳へ、或は祖先の靈牌や、家寶を尊重し、これを嚴肅に承け繼いで、家の繼承の象徴とするなど、いづれも自然的情愛を本にした我が家の特質を語るもので、まことに美しい我が國古來の醇風である。

(二) 忠孝一本 我が國では、おの／＼の家の系統を遡つて行けば、遂には國民全體が、全く祖先を同じくし、皇室に綜合せられるといふ信念を、國民全體がもつてゐる。畏

かりでなく、過去現在未來を通じての家門の恥辱である。されば、昔の武士が戰場で名乗をあげるのに、多くは祖先の名をいひ、祖先の功業を語るのには、これによつて、名譽ある祖先以來の家名を辱しめないやうに、勇ましく戦ふことを誓ふ意味をもつ。更にまたこの場合、一個の武士が戦をしてゐるのでなく、祖先以來の家全體が一つになつて戦争をし

くも我が皇室は、臣民の大宗家にあらせられ、我等の家は、すべてその支流、末流の繁榮である。従つて、我が國は、皇室を中心と仰ぐ一大家族であるといふことができる。

されば、家を愛し、父祖を慕ふ心は、やがてそのまゝ、忠君愛國の至情となり、忠を離れて孝は存せず、孝は忠をその根本としてゐる。この特質が、他國に比類のない忠孝一本愛家即愛國の美風となつて、我が國に美しく輝いてゐる。尤も、孝道を重んずるは、獨り我が國ばかりでなく、廣く東洋道德の特色であるが、それが更に忠と一本となつて、君民一致の實が擧げられてゐることは、全く我が國の道德の特質で、世界にその類例がない。かくして、天皇を恐れ多くも父とも仰ぎ奉り、臣民を勿體なくも赤子とも見給ふのである。この國民的信念は、實に肇國以來一貫して、

てゐるといふ精神にも基づいてゐる。

4 参考 忠孝一本 世

には、忠ならんとすれば孝ならず、孝ならんとすれば忠ならずといつて、忠孝は本來兩立し難いものゝやうに考へるものもある。しかし、我が國では、(一)我等の大宗家である皇室に對する忠は、これ自分の父祖に對する孝を擴大したものである。(二)我等の父祖

我が國體の精華となつて、獨特の國柄をなし、忠孝一本の大道は、我等の國家生活國民生活のすべてに亘つてあらはれてゐるのである。

我等は、かく萬國無比の我が國體から成立つた、獨特の家族制度の精神を體し、これが特色をあくまで發揚し、更に、そのあらはれを時代の進運に適應した完美なものにするとともに、これを實際生活の上に顯現するやうに努むべく、これまた我等の大きな奉公の道である。

演習問題

我が國の家族制度の下で、實際生活に於て、とかく陥りやすい缺點は何か。またこれを正して行くには、どういふ心掛が大切であるかを研究せよ。

第二節 家の生活

は、萬世一系の天皇に忠誠を勵み來つたので、我等が父祖の志を繼いで忠節をつくすことは、即ち父祖に對する孝道と全く一致し、所謂忠臣は孝子の門より出づることとなつて、忠孝はこゝに必ず一つに歸するものと考へるが本當である。

一家の和合

我等の家には、慈愛の深い父母も在れば、また睦まじい兄弟姉妹もある。外には、寒風の吹きすさんでゐるときでも、こゝばかりは、常に和かな恩愛の氣が漂ふてゐる。その間には、反目もなければ、權謀もなく、常にこまやかな情愛をもつて相親しみ、いつも苦樂を共にしてゐる。従つて、家は平和と幸福とが無限に湧き出る源で、我等は、心の苦惱も、身の疲勞も、この春風のやうな和氣と、慈雨の如き溫情とによつて、忽ちにして拭ひ去られ、常に更生した活力を以て、奮闘の途に上ることができ、かくして、家族一同が團欒和合の生活を送ることは、まことに世にも幸福な境涯である。

家の生活に於て、最も重要な關係に立つものは、(一)親子及び兄弟姉妹、(二)戸主と家族、(三)夫婦、(四)親族などの諸關係

1 參考

家の和樂

家族一同が團欒して、本當に平和な日々を送ることとは、世にも幸福な境涯である。彼の不良青少年といはれる者達が、多くは紊亂した家不和の家庭から出てゐるのは、要するにその家庭の生活が、親愛和樂の情味に乏しく、家の生活のよろこびを味はれなかつた結果であらうと見られてゐる。

にある者これである。左に、これらの者が家に於ける地位と、責務の大要を述べよう。

■親子 家の生活の中心をなすものは、親子の關係である。我が國の家族制度にあつては、親子の關係をその骨子とし、親子が同居して、一家をなすのを以て常態としてゐる。而して、子が親を敬愛し、親が子を愛養するは、もとこれ人情の自然に發した至情で、こゝからさまざまの道徳が生み出される。

しかし、よく考へてみると、我が子はまた父祖傳來の我が家の子であるとともに、一面天皇の「おほみたから」として、立つべき國民の一員である。されば本當に我が子を有爲有能の人物に育て上げることが、親がその子に對する愛情の發露であるのみならず、また父祖に對し、大君に

2 参考 親子の關係

我が國の家族制度に於ては、親子は元來自然の關係で、ひとつながりの生命の連續である。然して親は子の本源であるから、自ら慈愛の情が湧いてくるし、子は親の發展であるから、自ら敬慕の情が生れてくる。従つて、古來子を思ふ親心や、子が親を慕ふ心情を示した詩歌や、物語は枚舉に遑がない。

○銀も金も玉も何せむ

對し奉る重大な道徳的の責務である。そこで、この親をして、子に對する眞情をつくさしめ、また親の責務を容易ならしめるために、民法は親に對して親權を與へてゐる。親權は、親が未成年の子、または獨立の生計を營み得ない子に對して、その身上や、財産上の監督保護を目的とする權利、義務の總稱である。即ち(一)子を監護教育し、(二)子の居所を指定し、(三)必要な場合には子を懲戒し、(四)子の財産を管理し、(五)子の營業または兵役出願を許可することは、その主要なものである。親權は、原則として、父が行ふことになつてゐるが、若し父がない時、または父が親權を行ふことのできない時には、母がこれを行ふ。

元來、親權は、親の慈愛の泉から出るべきもので、決して單純な權利のための權利ではなく、その實寧る子のため

にまされる實子にし
かめやも。(山上憶良)

○親おもふ心にまさる
親ごころ今日のおと
づれ何ときくらむ。

(吉田松陰)

3 参考 親權と道徳

法律は忠實に孝道を説き、報恩感謝のことを規定しない。この親權の規定でも、若しこの規定に服するだけで、それで親子の道を盡くしたと考へたなら、それは由々

に認められた親の義務を行ふ権利である。されば親権は決してこれを濫用することなく、心から子を撫育して、親の責務を果たすべく、子はまた親に信愛と敬愛との誠をさへげて、よく孝道を完うすべく、かくして、まことにうるはしい人倫の道が實現せられる。

親子の關係は、もとく自然の血縁につながるもので、普通は實親子を意味してゐる。然るに民法は、我が家族制度の特質から、實子のない場合に、一家の斷絶を防ぎ、祖先の祭祀をつゞけるために、特に他人の子を入れて、自分の子とする養子縁組の制を立て、ある。

■兄弟姉妹 親子に次いで、緊密な關係に立つものは、兄弟姉妹である。兄弟姉妹は、同じ親からの分身で、同じ母の懷に抱かれ、同じ食卓に育ち、喜憂をともにして成長

しい誤りである。これはたゞその最低限を示したもので、親子の道は、寧ろ法律の上に高く、廣く存在する。我等は、この親子の道徳を完うして、始めてよい親、よい子となることができる。

4 事例 親權の例 (一)

正雄(當十八歳)は南米へ渡つて身を立てようとするけれども、父がどうしても許さないから、方針を變へた。

し、その親密な關係は、全く自然の愛情に出でたものである。されば、互に長幼の序を重んじ、友愛の至情を以て相和合すべく、たとひ長じてから、東西所を異にし、境遇を別にするやうにならうとも、互に相往來し、相扶け、相勵まし合つて、共に一家の基礎を固くせねばならぬ。彼の、時に私利私慾に迷ひ、友愛の道を忘れて相反目し、延いて家名を傷け、父祖の名を辱しめるが如きは、かへすくも戒しむべきことである。

■戸主と家族 一家には、必ずその家を代表する家長があつて、家を統べ治めてゐる。この家長を、民法では戸主といひ、戸主の親族にして、その家に在る者及びその配遇者を家族といふ。家には、必ず定まつた氏があり、戸主も家族も、ともにこれを名乗る。

- (二) 一郎(當十九歳)は、生來不良で親の意見も聞き流し、毫も反省の色がない。そこで、父はこれを少年教護院へ預けてその改悛を祈つてゐる。
- (三) 三郎(當十九歳)は、自分名義の地所を賣却しようとしたので、親權者たる父は斷然これに反對して許さなかつた。
- (四) 啓三(當十九歳)は、父の許可を得て、文具店を開き、淳二(當十七歳)は、親權者の許可を得て、現役兵

戸主は、一家の長として、祖先に代つてよくその家を治め、家族の監督・保護に當るべき任務をもつ。このため民法は、戸主に種々の権利・義務を與へて、その地位を鞏固にしてゐる。即ち、戸主は、(一)家族の居所を指定し、(二)家族の婚姻・養子縁組・入籍・離籍などに同意を與へ、(三)家族の禁治産・準禁治産の宣告または取消を請求し、または、(四)家族の後見人や、保佐人となるなどの権利をもち、なほ他方で、(五)家族を扶養する義務を負ふ。これら、戸主の地位に附随した権利・義務を包括して、**戸主権**といふ。戸主権は、元來一家の和合維持のために認められたものであるから、戸主たる者は、よくその地位の重大なことを自覺して、家族をよくいたはり、假りにも、戸主権を濫用するやうなことがあつてはならぬ。また家族は、戸主の扶養を受けると

を志願した。

5 事例 戸主権の實例

- (一) 太郎(當二十歳)は、滿洲に渡つて大いに活躍しようとしたところ、親權者たる父の同意を得たが、戸主たる祖父が反對して行き悩んでゐる。
- (二) 五郎(當二十五歳)は、結婚したので、婚姻届には父と、戸主たる祖父とが、同意の捺印をして無事にその手續を終つた。
- (三) 次郎(當三十歳)は、精神

ともに、よく戸主を尊重敬愛して、その監督と指導とに服従するの義務がある。されど家族は、たゞ徒らに戸主に依頼することなく、各自その業を勵み、戸主を助けて、家の永遠の存續と、一家の幸福・繁榮のために努力することが肝要である。

6 夫婦 家といひ、血族といふも、その元は皆夫婦にある。

親子兄弟などの關係が生ずるのも、血統が永く續いてゆくのも、もとより夫婦なくしては望まれない。夫婦は、終生の共同生活を目的とする一男一女の結合で、婚姻によつて成立する。然して、婚姻の第一歩は、配偶者の選擇に始まる。いふまでもなく、配偶者の選定は、夫婦生活一切の幸・不幸を決すべき分岐點であり、また一家一門の浮沈の基礎であるから、特に慎重にせねばならぬ。即ち、

に異狀を來たし、無茶な浪費をするので、戸主たる父は止むなく裁判所に請求して、禁治産の宣告をしてもらつた。

(四) 太郎(當十二歳)の父は病死したので、戸主たる祖父が太郎の後見人となつた。

6 参考 婚姻の條件

- (一) 當人相互間、意思がないのに、無理に婚姻させても無効。
- (二) この年齢に達しない者の婚姻

單に一時の感情や、虚榮心に囚はれることなく、先づその人格能力、趣味などを見極め、血統關係や、健康状態などを調査するとともに、また我等のためによかれと祈られる父母、兄弟や、先輩長上の圓熟せる意見をも尊重し、悔を將來に残さぬやうに、萬全を期さなくてはならぬ。

かく婚姻は、人生にとつて極めて重大な意義があるし、また廣く社會の秩序、國家の發展にも、大きな關係があるから、民法は特にこれが成立について、一定の要件を規定してゐる。即ち、(一)當人相互の同意あること、(二)男は滿十七歳、女は滿十五歳以上であること、(三)直系血族、三親等内の傍系血族、または直系姻族の間でないこと、(四)重婚でないこと、(五)男三十歳、女二十五歳未滿の者は、その家に在る父母の同意を得ること、(六)市町村長に届出でることなど

届は、戸籍吏が受理せぬ。これ早婚の弊を防ぐため。(三)直系血族とは、親子の間、三親等内の傍系血族とは、兄弟姉妹の間、または伯叔父母と甥姪の間、直系姻族の間とは、例へば妻と亡夫の父との間柄のやうなもの。これらの婚姻は、人倫道德の上から禁止。(四)重婚とは既に配偶者があるのに、更に他の者と婚姻すること。これが禁止は、一夫一婦の立て前

が、主なるものである。(五)なほ、婚姻したときは、必ず同時に届出の手續を済まし、以て法律上認められた完全な夫婦とならねばならぬ。

婚姻によつて、妻は夫の家に入り、婿養子と入夫は、妻の家に入る。かくして、妻は夫と同居し、夫婦は互に扶養の義務と、貞操の義務を負ふ。婚姻によつて、一旦夫となり、妻となつた以上は、どこまでも一心同體となつて相扶け、互に相愛し、相敬して、固く貞操を守り、内に在ては平和にして、しかも力のある家庭を創造し、健全な子女を擧げ、以て祖先から承けた家の繁榮を圖り、外に對しては、一致協力して、公共のために盡くさねばならぬ。

親族 親子、兄弟、姉妹を始め、血縁や、婚姻縁組などによつて結ばれた者は、我等にとつて、最も親密な關係にあ

から當然のこと。(五)この年齢では、まだ思慮が不十分と見て、父母の同意を要する。(六)婚姻の届出をせねば、たとひ結婚式がすんでも、内縁關係に止まり、その子は私生子となる。

7 参考 離婚 婚姻は、男女が終生を賭しての結合であるが、不幸にして夫婦の關係を解かねばならぬ場合がある。これを離婚といふ。こ

る人々で、これを總稱して親族といふ。親族は、家を越えて、廣い範圍に亘り、たとひその關係に親疎、遠近の差があつても、いづれも互に相扶けて、一家一族の繁榮、幸福を圖らねばならない人達である。尤も、親族は、普通世間では、親類と呼び、親戚と稱へて、漫然と縁者を總稱し、その意義は曖昧であり、またその範圍も不明瞭であるが、我が民法では、親族の範圍を(一)六親等内の血族、(二)配偶者、(三)三親等内の姻族と定めてゐる。こゝにいふ血族とは、親子、兄弟、姉妹のやうに、實際に血統の連なつた者や、また、養親子、繼親子のやうに、法律上これと同様に取扱はれてゐる者で、姻族とは、配偶者の一方と、他方の血族との間に生ずる關係をいふ。

親族は、家の擴がつたもので、要するに家族の延長であ

れには、兩人間の協議によるものと、裁判所に訴へてするものとある。

8 参考

親系 親族の系統をいふ。(一)父母、祖父母、子孫のやうに、直接縦に連つた系統を直系といひ、兄弟、姉妹、伯叔父母のやうに、同一の始祖から分れ、横に連つた系統を傍系といふ。(二)これらの中、父母、祖父母、伯叔父母のやうに、自分の上位にある血族を尊屬

る。我等が家を尊び、家族を重んずる心は、また當然親族の上に及ぼすべきである。親族が、相集ふて祖先の靈を祭り、常に敬と愛とを以て相交り、喜びや悲しみをともにして親しみ合ふ至情は、まことにうるはしい限りである。しかし、餘りに狎れ合ひ過ぎて、つい禮を失ひ、そのため思はぬ不和を招くやうなことがあつてはならぬ。なほ民法は、更に、親族に扶養の義務を負はせ、自分で生計の維持ができない者や、自分の力で教育の受けられない者に對しては、近親の者がこれを扶養すべきものと定めてゐる。しかし、この規定があるからとて、徒らに依頼心を起し、親族に迷惑を及ぼすやうなことは、勿論戒しむべきである。我等は、常に獨立自營の精神を忘れず、しかも一面に於て、親族と苦樂をともしにするの心掛を養いたい。

親といひ、子孫、甥姪のやうに、自分より下位にある血族を卑屬、親と呼ぶ。兄弟、姉妹の間や、従兄弟、姉妹の間は、同列で、尊屬でも卑屬でもない。

9 参考

親等 親族關係の遠近をいふ。血族では、自分を、姻族では、配偶者を起點とし、その血統の世數をかぞへて定める。即ち(一)父母及び子は、一親等、(二)祖父母、孫及び兄弟、姉妹は、二親等、

家の神事・佛事 どの家でも、父祖の定めた神事佛事に關する家例がある。これは、神を敬し、祖先を崇び、その靈を祭るための家の行事で、我が國體の本義並に家族制度の特質から來る當然の美風であつて、心から敬神の誠をあらはし、崇祖の實を行ふことは、子孫たる者の床しい務である。しかし、かく神々を祭り、また祖先の靈を祀る形式や方法は、家々の宗教や、父祖の仕來りによつて、必ずしも一樣ではないが、大抵の家には、神棚と靈壇との設けがあるのが、普通である。我等は、これを家に於ける最も神聖の場所として、力めて清潔に保ち、家例に従つて時々供物をさゝげ、朝夕その禮拜を怠らぬやうに心掛けねばならぬ。なほ、一家に記念すべきことのある場合は、先づ祖先の靈壇に報告し、且つ墓所に參拜すべく、また祖先

(三)伯叔父母は三親等、(四)妻の兄は夫の二親等、姻族である。夫婦の間には親等はない。

10 事例 祖先の祭祀

- (一)神式では、五日祭、十日祭、二十日祭、三十日祭、五十日祭、百日祭、一年祭、五年祭、十年祭、二十年祭、三十年祭、五十年祭、百年祭
- (二)佛式では、初七日、二十七日、三十七日、三十五日、四十九日、一週忌、三回忌、七回忌、十三回忌、十七回忌、二十

の追善供養のためには、その家法と、身分に應じて、祭典法要を營み、以て祖先の遺徳を追慕し、報本反始の誠をあらはすことも、我等當然の道である。しかも、これは一家の隆昌・子孫の繁榮の源であるとともに、また我等が國民精神を養ひ、國に盡くす一つの尊い修養の途でもある。

演習問題 諸子が各自の家庭生活を顧みて、心からほく笑ましく思ふ點と、また更に一般の努力を拂ひたいと思ふ點とを擧げて、將來の覺悟を立てよ。

第三節 家の存續

家の存續・繁榮 前に述べた通り、我等の家は、これを祖先より承けて、よく祖先の志を發展せしめるとともに、また子孫に傳へて、以て永遠に存續せしむべきものである。されば、家長たる戸主は、家門の繁榮をはかつて家族

十三回忌、二十七回忌、三十三回忌、三十七回忌、五十回忌、百回忌。この外毎年その命日には、相當の祭典法要をする。
(三)基督教では、一定の期日はなく、適當の時期に、追悼式や祭典などを行ふ。

1 参考 戸籍 家の生

活を固くし、その繁榮を期するためには、先づ家の所在を明かにし、一家

を愛護し、その發展を致すとともに、更にこの家を永久に存續せしむべき責務をもつてゐる。而して、この責務を果たすことによつて、彼等は祖先に孝道を盡くし、君國に忠節を勵んだこととなる。それ故に、民法はこの家の存續を助長するために、相續の制度を立て、周到なる用意を以て、家の斷絶を防いでゐる。相續には、家督相續と、遺産相續との二種がある。

■家督相續 家督相續は家長たる戸主の交替をいひ、これによつて、前戸主に屬してゐた戸主權を始め、家の存續に必要な系譜祭具墳墓並に前戸主に屬した財産及び負債は、一括して家督相續人に移る。これ、家を永遠に存續せしめるとともに、また祖先の祭祀を絶やさないためにする、我が國特有の制度である。

の組織及び各人の身分關係を明瞭にせねばならぬ。これらの事項を記載する公の記録を戸籍といふ。我等は常に戸籍に關する種々の届出を怠ることなく、實際の生活關係と、戸籍の記載とを一致せしめるやうに、留意することが大切である。

■事例 法定推定家督相續人の順位 この直系卑屬が數人あるとき

家督相續の開始する主なる場合は、戸主の死亡と、隱居とである。いづれの場合でも、家督相續人は常に一人に限られ、またその順位は、民法に於て明かに定められて居り、前戸主が勝手にこれを左右することはできない。即ち、(一)最も普通な場合は、相續人が法定の推定家督相續人である場合である。これは、前戸主の家族たる直系卑屬で、普通は長男がこれに當る。この際、男の子がなければ、女の子が相續人となる。その他詳しい事柄は、民法に定めてある。(二)若し、かういふ子供のないときは、前戸主の指定した者が相續人となり、(三)この指定した者がないときは、前戸主の配偶者、兄弟姉妹甥姪の中から相續人を選定する。(四)また、この選定によつても、相續人が得られないときは、前戸主の家族たる直系尊屬を、相續人とする。

は、(一)親等の近い者を先にする。(二)親等が同じときには男を先にし、(三)親等の同じ男または女の間では、嫡出子を先にし、(四)親等の同じ嫡出子、庶子及び私生子の間では、嫡出子及び庶子は女であつても、私生子より先にし、(五)以上の四つの事項が相同じい者の間では、年長者を先にする。

■事例 直系卑屬の相續 (一)子と孫とあれば

(五)なほ、この相續もできないときは、最後の順位として、親族會は決議を以て、廣く相續人を親族を始め、他人の中にもまで求めて選定する。かやうに、民法はあらゆる場合を慮り、水も漏らさぬ周到な規定を設けて、以て家の斷絶を防ぎ、我が國古來の醇風の維持に努めてゐる。

■遺産相續 遺産相續とは、戸主以外の家族が死亡したときに、その遺された財産についてのみ起る相續である。されば、この場合は、家督相續の如く、相續人を一人に限る要もなく、また必ずしも、相續人がその家にあると否とを問ふ譯もない。而して、これが順位は、(一)被相續人の直系卑屬、(二)配偶者、(三)直系尊屬、(四)戸主と定められてゐる。この中、直系卑屬は、親等の近い者を先にし、同じ順位の方が數人あるときは、その全員が共同して相續し、相續財産

子が相續する。(二)子が數人あれば、男女、長幼の別なく、嫡出子・庶子・私生子の區別を問はず、またその家に在ると他家に在るとの差なしに、全員が共同して相續する。

例へば、子が五人あれば、原則として、一と先づ五人が共同で相續しておいてから、めい／＼に遺産の五分の一づつを相續する。但し、庶子や私生子の相續分は、嫡出子の二分の一と定められ

を平等に分ける。

四相續の承認と拋棄 家督相續であれ、遺産相續であれ、すべて相續は、被相續人の権利を繼承せしめると同時に、また義務をも負擔せしめるものである。されば、相續人は、時に利益よりも損害を多く受け、甚だしきはその生涯を、死者の債務辨濟のために捧げねばならないやうな、氣の毒な場合が起つて來る。そこで、法律は、かゝる相續人の立場を考へ、原則として、相續を承認し、またはこれを拋棄することの自由を認めてゐる。

相續の承認には、單純承認と限定承認とがある。(一)單純承認とは、被相續人の權利義務を、そのまま、無條件に繼承すること、(二)限定承認とは、相續によつて得た財産の限度に於て、被相續人の債務を辨濟する旨の條件を附し

てゐる。

参考 相續の承認

(一)單獨承認をすれば、借金に對しても無限の責任を負ひ、若し相續した財産で足りないときは、自分の固有の財産で辨濟せねばならぬ。(二)限定承認をすれば、前戸主にどんなに多額の借金があつても、相續人は自分の固有の財産を以て辨濟する責任はない。たと相續によつて得た

て相續することである。また、全然家督相續そのものを避けたいときは、家督相續の拋棄をすることが出来る。但し、法定の推定家督相續人のみは、我が國の家族制度の精神からして、絶対にこれを許されない。なほ、家督相續の限定承認及び拋棄は、家督相續人が、自分のために相續の開始したことを知つた時から三箇月以内に、區裁判所に申出でねばならぬ。

かくの如く、すべて相續には、法律によつて、その順序と方法とが、公平に定められてゐる。されば、相續に當つては、徒らに私利私慾に驅られて、骨肉相争ふやうな、見苦しい舉動があるべきでない。殊に家督相續は、我が家族制度の美風のあらはれであるから、斷じてこれを紊すことなく、以て祖先や、家の名を辱しめぬやうに、深く慎しむ

財産があれば、その金額の範圍で辨濟すればよい。

5 参考

遺言

人がその死後に於ける一家の處置や、財産の處分について紛議の起らないやうに、生前に於てこれを定め、死後に效力を生ぜしめるやうにすることが遺言といふ。すべて滿十五年以上の者は、誰でも遺言をすることが出来る。しかし遺言は

ところがなくてはならぬ。これ、子孫たるの道であり、また國民たるの常道である。

家督相續に於ける相續人の順位を明かにし、全體に亘つての系統圖を書いて、それへ①②③の番號を附してみよ。

第四節 家計

■家の經濟生活 前に述べた通り、一家の繁榮は、家族の親和と協同によるが、しかし、かういふ精神方面の外に、更に家の經濟方面の營みが健全でなければ、未だ本當に立派な家の生活とはいはれない。即ち、家の經濟をよく整へ、物質生活の安定を得、以て家族の衣食住にも、祖先の祭祀にも、親族故舊の慶弔にも、また相當の文化の吸収にも、事缺かない程度の鞏固な基礎をもつやうに、常々注意することが肝要である。しかも、その結果、衣食足つて

重大な事項に關するものであるから、民法は特に嚴格な方式を定めてゐる。

6 参考

家の和合と經濟

一家の經濟が順調に行かなくなると、自然と家族の間に氣まづい思ひや、芳しからぬ感情の溝を生ずることがあり勝ちで、とかく春風の漂ふやうな家の和やかな雰圍氣を紊され易い

禮節を知る」といはれる通り、一家の經濟が充實することによつて、おしなべて家庭の精神生活は向上し、その品位は高められる。更に、かくして、すべての家々の經濟の營みが健全になれば、當然國の經濟力は培養され、國家發展の重要な基礎を築くことができる。されば、我等は、日頃一家の生計を整へ、勤儉貯蓄して生活を安定せしめ、國富を増進し、國力を充實して、以て我が國の無窮の發展に貢献しなければならぬ。

■家計の要諦 我等は、種々の業務に従事して収入を得、これを基礎として、一家の生計即ち家計を立て、ある。収入には、俸給や利子のやうに、規則的に確實に入つて來る經常収入と、賞與や手當のやうに、不規則に入つて來る不定の臨時収入とがあるし、また支出にも、衣食住の費用

ものである。

2 事例 世帯 今日實際に於て、戶籍上の家族全員が常に同居するとは限らず、少數の近親者だけが、一つの家庭生活を營む場合が多い。かく實際上日常生活の單位をなす近親者の共同生活體を世帯といひ、その一世帯の内に行はれる家事經濟を生計または家計といふ。

のやうに、豫定の立てられる一定の經常費と、病氣や旅行の費用のやうに、不時に要する臨時費とがある。

家計は、一定の方針の下に、これら一家の収入と、支出たる生計費とが、よく適合し、調和するやうに、安排する營みである。而して、その極意とするところは、先づ(一)勤儉力行して、家計の基礎たる収入の増加を圖り、生活の安定を期すること、(二)入るを計つて出づるを制するを原則とし、常に一家の収入に應じて支出を定めること、(三)なるべく消費の節約を圖り、餘剰を貯蓄して家産を積み、また不時の支出に備へること、これである。

■家計の合理化 この中、入るを計つて出づるを制することは、家計の營みに於て、頗る大切なことである。若しも漫然と、収入を超えた支出をつづけるならば、やがて

3 参考 生活の安定

収入の増加を圖つて、生活の安定を期するは當然のことであるが、これはどこまでも正しい方法を以てせねばならぬ。彼の金儲けのためには手段を擇ばず、義理人情も忘れて蓄財を計るやうなことは、斷じて排斥すべく、我等は常に自ら働いて、汗と油とで生計を固くすることが大切である。

は借財のために、産を破ることになる。されば、我等は先づ一方で、正しい職業に勵精して、収入の増加をはかり、他方で、常に一定の方針と計畫との下に、合理的の生活を營むことが肝要である。左に、生活の合理化に於ける重要な事項を列舉しよう。

(一) 豫算生活 豫算生活とは、一定の期間に於ける収入と支出との見積を立て、それを以て適當に賄つて行かれるやうに、鹽梅する暮らし方である。即ち、先づ年の初めや、月の初めに豫算を立て、家計の大方針を定め、日々の収入・支出は、必ずこれを家計簿に記帳して、出納を明かにし、更に年末または月末に決算をして、豫算と對照して、これを吟味し、以て反省の資料ともし、また次ぎの豫算を立てる場合の参考ともする。

【参考】 豫算の立て方

生計費には、生きて行くために是非必要なもの、文化生活のために必要なもの、贅澤のために支出するもの、三つがある。この中(一)生活必需品は絶対的なものであるが、たゞ身分相應に、且つ合理的に支出方を研究する必要がある。(二)文化・生活は人間社會の誇りで、そこにゆたかな生活の向上がある。されば修養保健の費用の如

(二) 無駄の排除

いづれの家でも、生活上の無駄は随分と多い。されば、明晰な理智と、強固な意志とを以て、先づ衣食住を通じての二重生活の合理化を實行し、不經濟な掛買の弊習を改め、また虚榮心からわざと外國品を使つたり、贅澤な贈答をする弊風を打破することが大切である。なほこの外、常に物價に注意して、品質のよい品物ができるだけ安く買入れたり、または物の買入れの際、その計量を正確にして、生計上の損失を防いだりすることも、生活合理化の大切な要件である。

(四) 勤儉貯蓄

諺にも「稼ぐに追ひつく貧乏なし」といふやうに、眞に、一家の營みを豊かにする原動力は、勤儉力行にある。現に、我等の家の富力も、皆これ父祖の汗と、油とによつて築かれたものに外ならぬ。我等は、かくして家

き、決して他の費用の犠牲に供してはならぬ。身分に應じて、できるだけ合理的の支出をする必要がある。(三)贅澤費とは、すべてその人の地位や、身分に不相應な支出のこと、身をあやまり、産を破る基で、勿論家計の合理化に於ける禁物である。(四)貯蓄は「残つたら」といふやり方では、到底できるものではない。必ずこれを豫算の上に計上して、月々少

業に勵精して、収入の増加を圖るのみならず、更に奢侈を戒しめて消費を節約し、力めて餘剰を作つてこれを貯蓄し、財産の増殖を心がけ、以て不時の入費に備へるとともに、ますます収入の源泉を確實にして、家計を磐石の上に打ち立てたい。しかも、これを國家的に見るときは、これによつて國民經濟の資本は増大し、生産は盛んとなり、かくして着々と、國運隆昌の基礎が築かれるのである。さればとて、徒らに蓄財にのみ耽つて、義理人情を顧みず、缺くべからざる家族の保健教育などの費用をまで吝んたり、また一攫千金を夢みて、投機射倖に熱中したり、或は當然負擔すべき公の諸費用までも出し溢つて、國民としてのつとめ、村の人、町の人としての義務を怠るなどは、勿論深く戒しめねばならぬ。

額でも積んで行くやうなやり方を採ることが絶対に肝要である。

【参考】貯蓄の意義

貯蓄は個人的の理由より外に、なほ國家社會のために大きな意義がある。例へば銀行に預金をすれば、その金は廣く世間の資金の欲しい人に利用せられて、生産なり營利なりに向けられ、かくして一國の産業が興隆する。また保險の

貯蓄の方法としては、郵便貯金、銀行、信用組合、信託會社などの機關を利用したり、公債、社債、株式などの有價證券に投資するなど、種々ある。我等は、よく經濟知識を養ひ、時々の經濟狀況に應じて、最も安全且つ有利な方法を選ぶべきである。なほ、人の生命には限りがあり、且また、火災、盜難、傷害、失業、疾病などの不慮の災害が、何時我等の上に来ないとも限らない。されば、我等は平素からそれを慮り、所得の一部を割いて生命保險や健康保險や、財産保險に加入し、以て、萬一の不幸に出遇つても、路頭に迷はないだけの周到な用意をしておくことが望ましい。

【五】財産 我等の家は、家屋、田畑、山林、有價證券など、さまざまの財産をもつてゐる。財産は、個人的には、一家の人の生活安定の源泉となり、家の繁榮の基となり、國家的

如き、實は多くの人が、同じ目的の下に集つて團體を作り、その一員が損害を受けた際に、協力してこれを救はうとする制度で、他をも救ひ、他からも救はれようといふ相互扶助の美しい精神に立つてゐる。されば家計の餘剰は、決してこれを死藏することなく、進んで國家社會のために活用することを心掛けなくてはならぬ。

には、その富強を致す根原ともなる。かく、財産は重要なものであるから、國法は私有財産制度を認め、個人の所有権を保護してゐる。かくして、各自が勤儉産を治め、産業の發達を圖ることによつて、國家社會は、著しい進歩發達を遂げるやうになる。

財産は、尊重すべきものであるが、しかし、これがあるに任せて浪費し、遊惰放縱の生活に耽つたり、または財産その物を無上の貴いものと心得て、むやみに蓄財を希ひ、徒らにこれを死藏するが如きことがあつてはならぬ。かくては、財産は少しも貴重でないばかりでなく、遂には身を害し、家名を傷づけ、延いては社會に害毒を流すことになる。元來、富者の尊敬せられる所以は、その富を作るに至つた尊い努力と、その富を善用して、世を益することと

6 参考 保險の種類
保險に二種ある。(一)人事・保險には、生命保險、徵兵保險、傷害保險、健康保險、郵便年金などがある。
(二)財産保險は、財産の損害に對する保險で、火災保險、海上保險、運送保險などがある。

7 参考 貯蓄の方法
すべて貯蓄するには、安全と有利との二つの條件を具へることが大切で、餘り利廻りばかりを

にあるもので、決して富そのものが尊ばれるのではない。しかも、財産は自分一人の力で得たものではなく、畢竟社會の賜である。されば、富者はその財産を以て、一家の生活の安定を計るのみならず、またこれは公共の利益のため、自分に信託されてゐるものだと、いふ社會的意義を考へ、また自分の社會的責任を重んじて、分に應じて、これを國家社會のために、適切に活用せねばならぬ。

演習問題 今日資産家並に無産者が財産に對してもつてゐる誤つた見方を指摘して、おの／＼その正しい行き方を示してみよ。

目指すと、とかく不安な方法を擇ぶことになり易く、また餘り確實一方に馳せると、利廻りの悪いものに放資するやうになつて、兩者はなかなか一致しにくいものである。我等は、常に相當の經濟知識を養ひ、適切に財産を運用する力をもつことが大切である。

第三章 我が郷土(一)

本章の要旨 我等は郷土に生れ、その自然の恵を受け、祖先の遺したいろ／＼の傳統と、周囲の人々の感化とはぐくまれて、その地に相應しい人格に育て上げられる。郷土は、我等が互に一致協力しつゝ、先人の遺業を継ぎ、近隣相和して協同生活營んで居る所である。國家は、郷土の擴大したものである。従つて、我等が郷土に對しても、深い愛情と理解とは、延いて愛國心の基礎となる。

第一節 我が郷土

愛郷の心 我等が、或は旅行のため、或は勉強のため、或はその他の用事のために、暫くでも自分の生れ故郷を離れて、住み慣れぬ土地に滞在するならば、日の經つにつれて、漸く郷里が戀しくなり、我が家のある郷土の山川草木

事例 ふるさとの歌
○草枕夜ごとにむすぶやどりにも結ぶは同じふるさとの夢。(良寛)
○その昔小學校の柵屋根に我が投げし鞠いかになりけん。(啄木)
○かにかくに濫民村は戀しかりおもいで山おもいで(川) (同)

事例 阿倍仲麻呂の

木や、さては幼少の頃の思ひ出を、夢の中に見るやうになるであらう。いよ／＼目的を達して、歸郷するに當り、目前に懐しい郷土の風物が開けて來ると、如何に我等の胸が躍ることか。

我が郷土 何故に、我等はかやうに自分の郷土に對して、愛着の念を抱くのであらうか。それは、單に見慣れた山川風物があるせいばかりではない。その山、その川は、幼少の頃共に遊んだ竹馬の友の思ひ出となり、その田はその畑は、遠い昔から、心血を注いで耕作に従事して來た村の人々の努力を物語り、殷盛を誇る都市の街路は、町内近隣の人々の絶えざる活動を告げてゐる。かやうに、郷土は、山川草木の如き自然の外に、これらの自然に包まれ、そこに協同生活をつゞけて來た多くの人々を含んでゐる。

懷郷 少年の頃唐に渡り、久しく留學してゐた阿倍仲麻呂が、東の空にすみ渡る月を眺め、今更のやうに懷郷の情に堪えず、
天の原ふりさけ見れば春日なる三笠の山に出でし月かも
の一首を詠んだその心持は、誰にも理解のできることである。

事例 太郎の郷土

る。我等が郷土に對して、強い愛着の念を抱くのは、自然の景色の美しさだけではなく、出生以來今日に到るまで、我等の生活に深い交渉のあつた近隣の人々が、協力一致してそこに住んで居るからである。我等は、家庭に於て、慈愛に満ちた薰陶を受けるとともに、郷土に於て、自然の恵みと祖先の傳統と、近隣の感化とを受けて、一人前の國民に育てあげられる。かやうに、我等の人格を造り上げてくれた、親しい人々の住んでゐる郷土に對して、我等が強い愛着の念を覚えるのは、當然であらう。彼の郷土をもたぬ放浪者の心が、次第に荒んで行つて、遂に國法に觸れるやうな行爲をなすやうになるのも、もと／＼郷土で、確かりした人格を作りあげる機會をもたなかつたからである。

これは面倒なことである。世間では太郎の生れた土地を郷土ともいひ、また太郎の成長の地を郷土とも考へ、或は太郎の居住した地を郷土とも呼ぶ。一方また精神方面から見ると、太郎が今日まで最も深い感銘を受けて成長した土地が郷土ともいれはる。また第一の故郷第二の故郷などと稱せられることもある。農村の人々では、これらのすべて

三 農村と都市

かやうに、郷土は、我等の祖先以來住み慣れた地に、協同生活をつづけて來た近隣の人々の集りであるが、その集りの範圍は、必ずしも一定してゐない。しかし、一般には此の意味を狭く解釋して、自分の生育した市町村を以て、郷土とする見方が、廣く行はれてゐる。然るに、この市町村に於ける生活を大別すると、(一)主として農業・林業・漁業によつて、生計を立てる人々の居住する村落と、(二)商業・工業等によつて、生計を立てる人々の多い都市との、二つに分たれる。

我が國は、その昔瑞穂國と呼ばれ、農業を以て國を建て、國民の大部分は、殆ど農業を中心として、久しい以前から協同生活をつづけて來た。然るに、近時工業が發達し、交通が便利となるにつれて、都市は俄かに目覺ましい發展

が一つの地域である場合が多いが、太郎のやうな都市の住民になると、さう簡單にいひ切れなない。太郎も結局、これは世間一般のならばしに從ふ外はないと悟つた。

事例 村の生活 春

は和やかな風を頬に受けながら、新芽の伸びゆく野に土を叩き、夏は麥の取入れを喜び、果物の大きくなるのを見てほほ笑む。秋は青空の清

を遂げ、勢ひ郷土の村を棄て、都會に趨る者も、ますますその數を増加した。しかし、實際に於て、都市だけが、必ずしも青年の活躍すべき舞臺ではなく、また農村は、斷然都市の及び難い幾多の長所をもつてゐる。我等は、その郷土の地が都市たると、農村たるとを問はず、よくその特質を理解して、ますますこれが改善、進歩を圖り、以て愛郷の實を擧げること、に努めねばならぬ。

演習問題 山田一郎の父は福岡縣出生。一郎は陸軍々人であつた父が福知山聯隊に在勤中そこで生れたが、間もなく父に従つてそこを去り、以來各地を轉々として大きくなつた。思ひ出深い小學校時代は主として岡山で過し、中學に入る時現在の東京に移つた。父は今では東京を永住の地に決めてゐる。一郎の郷土は何處であらうか。

く澄んだ下に、豊作の實りを祝ひ、冬は雪の日を豊作の兆と喜びながら、やがて來ん春の支度を、かく平和な大自然に抱かれながら、ゆるぎなき大地に足踏みしめて、田に畑に親子兄弟互に語りひつゝ耕作に従事する。かうして農民は自然を愛し、土地を愛し、隣人を愛し、心を傾けて作物をいたはり育て、その收穫を俟つ。

第二節 郷土の傳統

■郷土の歴史 我等の郷土は、我等の父祖累代の協力によつて開拓せられたもので、その一木一石にも、祖先の息がかゝつてゐる。かくして、我等の祖先が、光を追ひ、苦難に堪え、一途に開拓に奮闘したその足跡こそ、まことに我が郷土の歴史である。町にも、港にも、開けた田野にも、皆我等の祖先の力と愛とが加はつてゐる。鎮守の社にも、學校の建物にも、共に先人の敬神の誠と、文化への憧れとが宿つてゐる。丘上に苔むす墓標も、幾多無名の仁人傑士の偉業を物語るとともに、眼に見えぬ力となつて、我等の心を導いてゐる。また、郷土特有の産物を見ても、そこには數限りなき先輩の努力と、苦心とが残つてゐる。我が郷土の今日あるは、決して偶然ではない。

■参考 郷土史の研究

近來我が國の各地方で郷土史の研究が盛になりつゝある。従來行はれた郷土史の研究は、多くは昔から傳つてゐる書類や、傳説などを資料とした研究であつた。これらの資料を本とした研究も、郷土史の研究としては大切であるが、しかし、郷土の歴史は單に文書や傳説などから尋ねられるだけでなく、

■郷土の神社 郷土の歴史は、その神社を中心として行はれた協同生活の歴史である。元來、我が國民は、昔から祖先崇拜の美風をもち、祖先を神社に祀つて、感恩、報謝の誠を盡くして來た。然るに、上代に於ける氏族制度の下に於ては、概ね同族の者が郷土の地を一にし、その始祖をば氏神として祀り、各人はその氏子として崇敬おかない有様であつた。然るに、交通が開け、分業が盛となるにつれ、同族の者といへども、必ずしも同じ郷土の地で生活することは不可能となつて、自然に多くの氏族の者が、同一の地域に雜居するやうになつた。こゝに於て、在來の氏神に對する考へ方も推移して、これを自分らの住む土地を守護する産土神として、一般に崇敬するやうになつた。かくして今日、産土神を祀る鎮守の森を中心として、

現在町々村々に遺つてある建物、現在の人々が使つて居る道具、現在の人々が働いて居る場所などからも、幾多郷土の歴史が尋ね得られる。

②参考 郷土にある種類の社祠 我等の郷土には、國家や、地方自治團體や、または村落などから幣帛料を供進しない社祠が少くない。それらの社祠の中には、或は迷信に墮するものも少

睦びの厚い我等の郷土生活が營まれ、その住民は氏子として、子供が生れると、この神社に無事成長を祈願し、旱天にはこゝに雨乞を祈り、秋の稔が豊かなれば、これを感謝し、春秋の祭禮には、幣を捧げてことほぎ祭る。まことに、鎮守の森の綠鬱蒼たるは、一村一町が營む協同生活の象徴であり、郷土を中心として産土神の鎮座せるは、また我が國町村の特色である。

我が郷土にある神社は、その祭神や由緒などによつて、社格の定めがあり、それに應じて祭祀の方式が定められてある。府縣社、郷社、村社などは、いづれも郷土に縁故のある神々を祀つたものである。その例祭、祈年祭、新嘗祭には、府縣社、郷社には府縣から幣帛料を供進し、村社に對しては、市町村からこれを供進する。

くないが、しかしまた一方に於て、人々の生活を強く支配し、郷人の協同團結の精神を強め、ひいては愛國心を涵養するに與つて力のあつたものもある。従つて、これらの小祠を中心として行はれる行事を、一概に迷信として排斥するのは當を得たことではない。その由來を調べ、郷土の生活に對してもつ意義を理解して、正しきはこれを尊重するやう

■郷土の傳統 我等は、氏神の加護を受け、祖先よりの歴史的産物を繼承して、郷土の生活を營んでゐるのであるが、この歴史的遺産は、單に外形的の事物のみではない。我が郷土には、祖先傳來の目に見えぬ獨特の精神が、或は人情・風俗の中に、或は傳説・慣習・掟の中に融けこんで、我等の心の中に傳へられ、人格陶冶の基礎となつてゐる。これらの傳統は、衣食住を始め、職業や交際の上にも、氏神の祭典にも、年始や盆暮のならばしにも、郷土特有の色彩を與へて居り、郷民は皆これに従つて、日常生活を營み、永い年月の間に、今日の郷土文化を形造り、その内容を次第に向上せしめつゝある。されば、郷土の傳統は、郷土に於ける過去の經驗を今日に傳へ、今日の郷土人の生活を支配し、ますゝその文化を發展せしむべき基礎をなすもの

にすることこそ、郷土の人としての務である。

●参考

掟 現在の町や村にも、村の定めまたは町の規約といふやうなものがかなり多くある。それが文書の形で示されてゐるものもあれば、また不文律となつてゐるものもある。明治以前に於ては、各村落に、五人組規約または「相守るべき條々」といふやうな掟があつて、村人は

であるといふことが出来る。

我等が郷土の由來を尋ね、その傳統の意味を知るとき、ますゝ郷土に對する眞の理解が生じ、郷土を愛する熱情も湧いて來る。我等は、よく祖先の苦心經營の跡を尋ね、先人の傳へた精神を受け入れ、その遺業を尊重して、今後郷土の發展すべき方向を明かにし、この尊い遺産をば、ますゝ新しい光榮あるものとして、これを次代に傳ふべき義務がある。

四進取の態度 愛郷の心は、我等の尊き感情であり、傳統尊重の精神は、何人にもある。しかしながら、今日の如き進歩のはげしい世の中では、單に舊慣を墨守するだけでは、到底郷土の發展は求められない。從來の傳統も、日進月歩の勢に適合するやうに、修正して行かなければ、郷

それを讀み聞かされてゐた。これらの村の掟または町の規約などは、實際上、町の人や村の人を強く支配してゐることが多い。これらの掟や規約を守らない者は、國家の法律に背いた者のやうに、形式上處罰せられることはないが、實質上周圍の人々から暗黙のうち非難せられる。この非難は形式上の處罰と同様に、或は時としてそれ以上に、人

土の繁榮は望まれ難く、また他郷に進出して、新たな生活方面を開拓する者がなければ、郷土の人々は因循姑息となり易い。殊に現代では、通信交通の機關が發達し、我等の活動範圍は、著しく擴がつた。内に於て、郷土生活の内容充實に努めることも必要であるが、また盛に海外に雄飛して、國運の發展に貢獻することも、大いに望ましい。徒に、因襲に囚はれ、郷土にのみ拘着するは、眞に郷土を愛する所以でなく、また國を愛する所以でもない。さればとて、從來の傳統に對して、餘りに矯激な急進主義に馳せたり、または何等の深い考へもなく、一時の思ひつきのまゝに郷土を捨て、祖先以來住み馴れた土地を荒廢に導くが如きは、沙汰の限りである。

演習問題

和田家の次男に生れた二郎は、中學卒業後斷然南米に渡つ

々の心を強く動かすものとなつて居る。従つて、人々は、自らこの掟又は規約によつて陶冶せられる。

参考 進取的の地方

と退嬰的の地方 我が國の各地を旅行して見ると、進取的の所もあるが、又かなり因襲に囚はれて居る所もある。郷土の先輩が、新たに生活方面を開拓して成功してゐるやうな所では日

て雄々しく新天地を開拓しようといふ熱望に燃えてゐる。然るに、昔流儀の兩親は、土地の傳統のまゝに祖先墳墓の地で、着實な職業をもつやうにと極力勸めてゐる。次郎は卒業後、どういふ道を選ぶことが郷土並に國家の立場からみて最も正しいことであらうか。

第三節 協同生活

■郷土の協同生活 郷土生活の姿は、即ち一郷の人々の協同生活である。我等は郷土に生れ、郷土の人々にはぐくまれ、これらの人々と共に生活するもので、一日も近隣周圍の人々と、離れて暮らすことはできない。されば、我等の生活は、郷土の人々と、心から相寄り相助け、よく衆力を一つにし、全體の中に融合するといふ協同生活の自覺に立つてこそ、始めてよく維持せられ、またよく改善せ

常の仕事などについて、種々と工夫をこらす人々も多く、また先輩に繼いで他郷へ進出する人々も多い。

参考 町の協同生活

と村の協同生活 町と村とをくらべてみると、隣保相寄り相扶けるといふ關係は、町に於て弱く、村に於て強いやうである。例へば葬儀などに於ても、村では同じ組

られる。若しも、郷土の人々にこの心掛けがなく、めいめいが、勝手氣儘に振舞ひ、多數の者が、たゞ雜然と寄り集つてゐるだけで、そこに一體として行動することがないならば、郷土の生活向上は、とても望まれ難い。

郷土の中でも、隣近所の協同生活は、特別に必要なことである。世には、遠い親類よりも近い他人といふ諺がある。我等平常の生活について見ても、一旦急變の起つた場合に、先づ大きな力になつてくれるものは、隣近所の人である。従つて、我等が、本當に住心地のよい處だと喜ぶのは、主としてよい近隣をもつた處である。されば、我が國でも、昔から隣近所の家々を合せて一組とし、それに連帶共同の責任を負はしめた制度が行はれた。また今日でも、失火や傳染病などの場合のことを考へると、近隣

の者はいふまでもなく、時としては村中の人々のすべてが集つて、それぞれの職務を分擔し協同してこれを執り行ふが、町では町内の人々が參加するとしても、その協同は村に於てのやうに緊密には行きかねるのが普通である。

②参考 住み心地のよい所

住所に就ては、先づ安全なところとか、景色のよいところとか、又

の間に於けるその利害が、如何に一致したものをかを知ることができよう。

③協同の道

郷土の人々が、互に心を協せて助け合ふためには、種々の覺悟を要するが、就中最も大切なことは、各人が互讓共同の精神をもつことである。即ち、常に郷土全體の親和と、福利とを圖ることを目的とし、小異を捨て、大同に就き、常に犠牲的精神の下に、公共のために奉仕するの覺悟がなければならぬ。若しも、各自の利害や感情に囚はれて、他人の迷惑を顧みず、互に衝突したり、反抗し合つたりするならば、郷土の共存共榮は、忽ち破れ、結局個人の福利も得られなく、またその郷土の生活も、根本から破壊せられるに至るであらう。

また、各自が偏見を去つて、道理に従ふことが大切であ

は交通の便利なところとか、欲しいと思ふ條件はいろいろあるが、就中一番住み心地のよいところをといへば、それは何といつても、近所隣りのよいところに如くはない。

③参考 人の和

我が國は和の國である。古來國民はよく全體の中の自分を自覺し、全體の中の分として、その分に應ずる行ひをしてよく

る。即ち、人が集まれば、皆十人十色で、性格も違へば、考へ方も違ふ。されば、みだりに我意を張つて紛争を招いたり、また僅かなことに感情を害したり、更に他人の才能や幸福に對して妬みの心を起し、他人を排斥したりするやうな量見の狭いことでは、一日として平和な協同生活は營まれない。常に、自分の功名心を抑へて、無名の士が縁の下の力持に甘んずる位の心持を以て居なくてはならぬ。かくして、郷土の人々が、互に人格を尊重しながら、常に寛容協力以て共同の目的を達するやうにとの自覺の下に進むならば、懐しい我等の郷土は、必ずや理想の樂園と化するであらう。要は、郷土に對していさゝかの私心なく、自ら進んで郷土に奉仕しようとする獻身的精神を以て、眞に郷土を熱愛することである。

一體を保つて來た。皆一體に融け合つて、上に立つ者、下で働く者、それらの位置に於て、定まつた職分を最も忠實につとめ、上は下に扶けられ、下は上に愛せられて、そこに美しい和が現れた。されば郷土に於ても、人々がよくその分を盡くし、身分の高い者も低い者も、富んだ者も、貧しい者も、我執にとらはれることなく、對立を事とせず、意見の對立も、利

■愛郷心と愛國心

我等が郷土を愛する心を押しひろめると、當然國家を愛護する念となる。我等は、家を離れると、家の有難さが深く味はれ、郷土を出ると、郷土のなつかしさが深く胸を打つ。更に一度び足を海外にのばして日本を顧みる時、日本の國土の全體を我が郷土と感じ、祖國日本の熱愛の情が油然と湧く。さうして、皇國の民としての喜びと、國恩の洪大なことの自覺とが強まつ來る。要するに、愛國心は、廣い意味の郷土たる我が祖國に對する愛護の情に基づき、且つ民族的の團結心によつて支へられてゐる。従つて、郷土愛に根據をもたぬ愛國心は空虛であり、また郷民に固い團結力のない國家は、その基礎が薄弱である。彼の家なく、郷土なく、浮浪して生活する者の、とかく國の愛を味ふことのむづかしいのも

害の相異も、日本特有の大和によつて、よく一となる。かくして郷土は進歩し、發展する。

4 參考 故國に近づく

黒潮に乗つて、私は一晝夜に三百二十海里の餘を歸つて來た。故國は今どんな風に變りつゝあるだらう。故國に辿り着くことが出來たら、日頃親しい人々の恙ない顔を見て、思ふさま國の言葉を話さう。とさ

また、當然といはねばならぬ。我等は、愛郷心と愛國心とが、實に一體不離のものだといふ所以を會得し、國民舉つて、心から郷土愛に發して祖國愛に燃え、以て日本國民たるの自覺に生き、うるはしいこの國を擁護しなければならぬ。かくて、我等は郷土の發展と、國力の充實とに貢獻するとともに、また我等の祖先の努力に酬ひるべきである。

演習問題 最近農村青年に離村の傾向が著しい。これでは國民の郷土愛が薄くなりはないかといふ心配が、識者の間に持たれるやうになつた。これを國家の立場から批判してみよ。

まぐに思ひ設けて来た。……すくなくとも私にとつては故國の饑だ。もし上陸して遭遇ふ最初の日本人があつたら、知る知らぬに拘らず、その人の側に走り寄らう。出來得ることなら、堅くその人を抱き締めよう。……それほど人懐かしい心をもつて歸つて来た。

(島崎藤村氏「故國に歸りて」より)

第四章 我が郷土(二)

本章の要旨 郷土は、我等をして今日あらしめた所である。我等は常に、この郷土の生活を整へ、その内容を充實し、これを一層住みよい所にしようと努めてゐる。それは、郷土に對する我等の任務であり、國家に對する奉公の道である。我が國の地方自治制度は、我等にこの任務と、奉公の誠とを致さしめるために設けられたもので、この自治の運用に協力することによつて、我等は良い市町村民となり、また忠實なる國民となるのである。

第一節 郷土と地方自治

郷土と地方自治 同じ郷土に住む人々が、その地方の利益を發達せしめ、その協同生活の内容を、よりよいものにしたと希ふのは當然である。郷土の人々のこの

1 参考 官治行政と自治行政 官治行政といふのは、政府が直接行政事務を處理することであり、自治行政といふのは、政府の監督の下に於て、政府から委任せられた範圍内で、自分達の任務として團體の事務を處理することである。

2 事例 學友會の自治

心持を生かし、それを以て國家に寄與せしめるために、郷土の生活を自律的に整へしめることは、一つには、これらの人々の協同生活を、その地の事情に應じて、漸次向上せしめることとなり、二つには、國民生活を、秩序正しく進歩せしめることとなる。それ故に、我が國に於ては、統治の根本方針と一致する範圍内で、國政の一部を地方團體に委せ、法令を以てそれに自治を許して居る。而して、この自治運用の地盤として、行政上區劃せられた我等の郷土が、市町村府縣のやうな自治團體である。我等は、この自治團體に於ける機關を通じて、郷土の發達に盡くすとともに、國運の進展に努めることができ、この地方自治を通じて、陛下の統治を翼賛し奉る忠良なる臣民となることのできるのである。

と學校 學友會は學校をよくし、學校生活を樂しいものとするためにできた先生と生徒との團體であるが、それは學校あつての學友會である。學友會の自治につき、自分達のこととは自分達だけでする自治だと考へては間違である。母體たる學校をよくするため、自分達でできることは自分達でするといふのが本當の自治である。地方自治體と

地方自治の由來

我が國の自治制度は、古く徳川時代に於て、既に相當の程度に發達してゐた。即ち、古來の隣保團結の美風を承けて、一般庶民はよく地方の舊慣を尊び、自治の風習を保つてゐた。即ち、町村には、町年寄名主・庄屋といふ今日の町村長に似たものが、幕府の法令によつて定められてあり、それらの地位にあるものは、地方民の總代として、町村を代表し、領主の命を奉じて、町村の入費を取立て、法令を布達し、土木警察訴訟などに類する事務まで取扱ひ、町村のために一身を犠牲にした者も少くなかつた。更にその下に、五人組制度が發達し、五戸を一組とし、その組の内に起る事件については、共に連帶して責任を負ひ、犯罪の豫防捜査を始め、道路の修繕農事の督勵吉凶禍福の場合の隣保互助などに至るまで、すべて

國家との關係も、亦このやうなものである。

事例

村の自治

當時の村は一つの自治組織をもち、村の名前で土地を所有し、借財をなし、訴を起し、租税を納めることができた。名主・庄屋は村の理事機關で、又百姓寄合といふ議決機關があり、村民の代表者が集合して、重要な事件を協議した。

自治的に處理した。かくして、隣保互助の美風は、これによつて一層美しく培はれた。

明治維新後、地方自治についても、劃期的の改革が行はれた。明治四年に先づ廢藩置縣が斷行され、府縣は大區小區に分たれ、區毎に戸長、副戸長を置かれた。十一年には、郡區町村編成法、府縣會規則、地方稅規則の三新法が公布せられ、郡區町村の區劃が定められ、府縣會が開設され、こゝに地方制度の基礎が築かれた。十三年には、區町村會法が制定せられ、區會及び町村會が設けられた。區は今市の當る。然るに、十四年十月國會開設の詔が降り、立憲制度の實施のために、先づ地方自治制度を布くの必要が生じた。そこで、舊來の隣保團結の美風を尊重するとともに、廣く外國の制度をも參酌して、二十一年に市制

4 事例 五人組制度

五人組は、近隣の五家を合せて一組とした隣保團體で、互に親子兄弟の如く、睦まじく交はつた。一戸に不幸があれば他の四戸がこれを救ひ、田植、草取、刈入などにも協力するし、冠婚葬祭にも互に立會ふなど、殆ど一體となつて生活した。

5 事例 自治制度設置の理由

(一) 古來の郷土愛に基づいて、近隣相扶

町村制が二十三年に府縣制、郡制が公布され、こゝにいよいよ我が地方自治制度の確立を見るに至つた。かくして、地方自治團體は、府、縣、郡、町村の三級、または府、縣、市の二級となつた。その後、この制度には、數回の改正が行はれたが、大正十二年に郡制が廢止せられ、郡は地方自治團體たるの資格を失ひ、現在の通り、府、縣と市、町村の二級制度に變更せられた。

地方自治の本旨

自治とは、法律の定めるところにより、政府の監督の下に立つて、政府から特に委任された公の行政の一部をば、自分達の事務とし、これを自分達の機關と、自分達の費用とを以て、自律的に處理すること、こゝに官治と自治との差がある。されば、地方自治團體は、當然國家の一部として、國政の一部を擔當し、その活動

け來つた風習をそのまま尊重して、ますますこれを發達せしめ、一層地方民相互の幸福を増進せしめようとする。こと。(二) 中央政府の直接行ふ政治は、その事務がとかく形式に流れ易いから、地方のことは、なるべく地方の事情によく精進してゐる地方の團體に委せる方が、遙かに有效であること、これである。

6 参考 自治團體 一

の方針も、國家の政治の方針に悖らないものでなくてはならぬ。

地方自治團體には、市町村と、北海道及び府縣とがある。北海道及び府縣は、若干の市町村を包括した一層大きな團體である。前者を下級地方自治團體といひ、後者を上級地方自治團體といふ。

演習問題 今日地方自治制度を布かれたことが、何故國家の統治の上にも適切であり、また一般臣民の幸福を増進することにもなると思ふか。

第二節 自治の精神

自治制度の運用 自治制度は、古くから郷土に培はれて來た隣保團結の美風に基づき、地方の人々をして、その地方の特殊の事情に即して、國務の一部を行はせようとするものである。従つて、この制度の運用如何は、直に

般に廣く自治團體といふ場合には、地方自治團體の外には、水利組合、同業組合、商工會、議所、農會など、一定の共同事務を營む自治團體たる公共組合をも包含させるのが常である。

事例 美しい村 石川縣河合村は、御大典記念として禁酒を約束したのを手始めに、村民一致して村の振興に乗出

地方共同の利益と、國家の秩序とに重大な影響を及ぼす。我等は、よくこの制度の精神を體し、運用の途を誤らず、以て充分に、その特色を發揮するやうに、協力することが肝要である。

地方自治の精神 地方自治の制度を生かして、よくこれが美果を收めるには、先づ以て、地方人民のすべてが、自治の精神に富んでゐなければならぬ。

(一) 自律の精神 先づ我等は、自治制度の趣旨を自覺し、自律の精神を以て、自分達の團體のことは、國法上委任された範圍内に於て、自分達で立派にやつて見せるといふ覺悟と熱誠とを必要とする。徒らに、他の援助を當てにしたり、また事々に他人の厄介になつたり、或は他からの強制によつて、漸く團體の規約に服従するやうなことで

した。その結果、村は次第に豊かになつて、立派な學校も新築するし、風教は刷新され、離婚もななく、私生子も生れず、村に盜難・火災もその跡を斷ち、當にこの世の天國のやうな美しい村と化した。

事例 學校での自治の精神 地方自治の精神は、移して學校や學級の自治の心とすることが出来る。即ち(一)我が

は、自治の責任を解する者とはいはれない。

(二)協同の精神 我等に、協同の精神が盛でなければならぬ。自分一人の力を以て、どんなに團體のために働かうとしても、それは遂に及ぶことでない。地方人民が、すべて心を同じくして、自分等の村のため、町のために相寄り相扶け、おの／＼その分に應じ、その才能に従ひ、力を協せて、自治の責任を分擔するの覺悟があつてこそ、始めて自治團體の生活は、完全に營まれる。

(三)親和の精神 我等は、更に心の奥底から、互に親和の睦びをもつことが大切である。即ち、隣人に對する美しい人情を、郷土全體に押し擴めて行くなれば、團體の平和と繁榮とは、期して待つべきものがある。

(四)奉公の精神 我等は、常に個人々々に分れず、全體の

學校をよくするためには、先生の援助を當てにせず、自分達の方で立派にやるといふ熱誠が必要である。(二)生徒一人の力では學校はよくならぬ。全員が心を合せ、相援けて責任を分ける覺悟が要る。(三)生徒全員が心の底から解け合ひ、美しい母校愛に包まれて、學校の發展に努力する。(四)全員が私の利を棄て、専ら學校全體の生活のために、心から奉仕

中に生き、公に奉ずる精神を以て、専ら地方公共のために盡くす覺悟を必要とする。この覺悟は、やがて愛國心の現はれとなり、國家に盡くす道となる。

演習問題 市町村の中に於て、黨派的の對立を來たし、時として紛亂を重ねることがあるが、これは何に原因するか。

第三節 市町村の自治

市町村の自治 市町村は、市制町村制によつて、自治制を認められ、その区域内の住民が、共同の生活を營む地方團體で、國家の事務の一部を、自らの事務として處理する。その活動の範圍は、最も廣く、我等の生活に頗る密接な關係がある。而して、市町村には、これらの事務を處理するため、二つの機關がある。一は市町村の意思を決定する議決機關としての市會、市參事會並に町村會で、他

する精神が大切である。以上の覺悟が持たれるなら、學校の盛運に向ふは、まちがひがない。

1 事例 市町村の仕事

市町村の仕事は、頗る廣い。或は學校を建てること、避病院を設けること、公園を造ること、水道を通すこと、道路を修築すること、公設市場を設置すること、職業紹介を

はその決定した事項を執行する理事機關としての市長・町村長である。

■公民 市町村を構成する者は住民である。住民は、市町村の区域内に住所を有する者をいふ。市町村の住民中、更に一定の資格ある者を市町村の公民とし、市町村の公務に參與せしめる。市町村公民は、二年以上その市町村の住民となり、年齢二十五歳以上の帝國臣民たる男子をいふ。但し、その中でも、(一)精神に缺陷のある禁治産者、準禁治産者、(二)債務の責を果さない破産者、(三)一定の住居を有しない浮浪人、並に(四)貧困のために生活上公私の救助や扶助を受けてゐる者、(五)或る種の犯罪者などは、共に公民となる資格がない。

公民は、(一)市町村の選舉に參與し、(二)市町村の名譽職に

すること、電氣や瓦斯を供給すること、電車やバスを運轉すること、區劃整理をすること、その他百般の仕事は皆市町村の爲すべき範圍に屬し、またこれらは悉く市町村民の日常生活と頗る深い關係がある。

2 参考 公民たる資格 某縣某警察署某村駐在所勤務巡查何某は、赴任後その村の住民となり、村税を負擔する義務を

選ばれる権利と、(三)その職務を擔任する義務とを負ふ。かく、市町村の公務に參與する権利と、義務とを總括して、公民權といふ。公民權は、單なる權利でなく、實は義務を伴ふた權利である。されば、公民たる者は、その公民權の行使の如何が、直ちに市町村の自治の消長に關係することを思ひ、常に誠心誠意、公共のために盡くす覺悟をもつことが大切である。

■議員の選舉 市町村公民が、市町村の自治に參與するためには、先づ市町村の公民中から、その代表者を選ばねばならぬ。市町村會議員の選舉とは、全住民の總意を代表して、市町村の意思を決定する機關たる市町村會を組織する議員を、選舉することである。

(一)選舉權、被選舉權 市町村の公民は、原則として、これ

負ひ、二年以上同村に住居し、年齢二十五歳以上である。さればその村の公民となり、村會議員の選舉權を有するが、村會議員選舉に當つて、被選舉權だけは、身が警察官であるために、これを缺いてゐる。

3 参考 選舉人名簿 自分が實際投票をする資格があるか否かは、選舉人名簿を縦覽するとよく分る。市町村長は

らの議員選舉權を有する。但し、(一)公民權停止中の者、(二)現役中または戦時事變に際し、召集中の軍人などのやうに、市町村の公務に參與するに適しない者には、これをもたしめない。

選舉權を有する市町村公民は、原則として被選舉權をも有する。但し、(一)在職中の判事、検事、警察官吏、收税官吏などは、一般的にこれをもたない。また(二)選舉事務に關係のある官吏、市町村の有給吏員は、その關係區域内では、この權利がない。公民が選舉權を行使するには、選舉人名簿に登録されてあることを要する。

(二)選舉の方法 選舉は投票によつてこれを行ふ。選舉人は、先づ選舉の當日、所定の時間内に會場に到り、選舉人名簿の對照を経て、交付せられた投票用紙に、自ら被選

毎年九月十五日現在によつて、この名簿を調製し、市町村内の有権者は全部これに登録し、十一月五日から、十五日間有権者の縦覽に供する。若し自分の登録に、誤りや脱落があるのを認めたら、縦覽期間内に、市町村長に訂正の申立をすることができ。而してこの名簿は、十二月二十五日を以て確定し、翌年の十二月二十四日まで据置かれる。

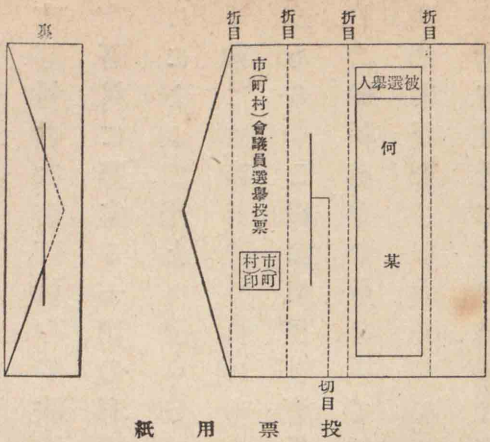
舉人一人だけの氏名を明記してこれを投票函に入れる。

この方式を單記無記名式といふ。而して、有效投票の最

多數を得た者から、順次に議員の定員數に達するまでの者をとつて、當選者とする。議員の任期は四箇年で、名譽職である。

四市町村會 市町村會議

員は、市町村會を組織する。市町村會は、市町村長が必要に応じて招集し、議員定員に應じて召集し、議員中から議長を互選し、町村會では、町村長が自ら議長となる。



4 參考 無效投票

- (一) 成規の用紙を用ひないもの、(二) 現に市町村會議員の職に在る者の氏名を記載したもの、(三) 投票中に二人以上の被選舉人の氏名を記載したもの、(四) 選舉人が何人であるか、はつきり認め難いもの、(五) 被選舉權のない者の氏名を記載したもの、(六) 被選舉人の氏名の外、要らない事を記入したもの、(七) 被選舉人の氏名を自分で書かな

議長は議事を整理し、會議を開閉し、議場の秩序を保つ。議事は、すべて出席議員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。議事は、原則として公開する。市町村會は、市町村の議決機關で、その権限の範圍も廣く、市町村に關する一切の事項を決定し、市町村の活動はこれによつて營まれ、全く自治團體の生命とも見られる。市には、市會の外、特に市會の補充機關として市參事會がある。これは、市長を議長とし、議員中より互選せられた名譽職參事會員を以て組織せられ、市會から委任を受けた事項などを議決する。

四 市役所 町村役場 市役所 町村役場は、市町村の事務所である。こゝで、理事機關たる市長、町村長が、その事務を執る。市長、町村長を補佐する者に、助役、收入役及びそ

いもの。

5 事例 選挙の精神

某氏は今度村會議員の選挙に當つて、自分のこの一票こそ、我が村の仕事を決める人を選び、以て我が郷土を榮えしめ、更に我が國家統治のために盡くさうとするのだと考へて、嚴肅な心持に打たれた。さうして、人格・識見・手腕などについて、慎重に熟慮の上、最も適任者と信する、正し

の他の市町村吏員がある。

市町村長は、それ／＼市町村會に於て選挙せられる。原則として、市長は有給吏員であるが、町村長は名譽職で、その任期は、いづれも四箇年である。市町村長は、理事機關として、市町村を統轄し、且つこれを代表する外、政府府縣その他の公共團體から委任を受けた事務を處理し、頗る廣い権限をもつ。従つて、市町村長の職責は極めて重く、人格・識見・手腕ともに勝れ、且つ公平無私、その職に勵精する人でなければならぬ。

五 市町村の財政 市町村は、その公共事務を處理するための經費の外、更に義務教育等の如き、法令に基づいて、その負擔とされた夥しい經費を、支出せねばならぬ。市町村が、これがために行ふ收入(歳入)支出(歳出)の經理を稱

い人物に投票しようとした。勿論、壓迫や利害のために、正しい判断を誤るやうなことがなかつた。

6 事例 議員の精神

市會議員に當選した至誠の人某氏は、自分の行動が市政の興廢に重大な關係があることを自覺し、苟も私心をもたず、私黨をつくらず、どこまでも公正誠實に、その市の發展のために盡くさ

して市町村の財政といふ。

(一) 豫算 市町村の財政は、豫算によつて行ふ。豫算は毎會計年度(四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る)の收入・支出の見積を計上したものである。市町村長は、毎會計年度の豫算案を作製して、市町村會に提出し、議決を経なければならぬ。

(二) 市町村の歳出 市町村の歳出には、教育費、土木費、衛生費、勸業費、事業費など、いろいろの費目があるが、この中、町村に於ては、教育費が最も多く、大抵その歳出の過半を占めてゐる。

(三) 市町村の歳入 市町村は、先づ市町村の財産から生ずる收入・營造物の使用料・手数料などの諸收入や、國や府縣からの交付金・補助金を以て、これらの經費に充て、なほ

うとした。そのためには、常に市民の心と一つになり、市民と手をとらうと、市の繁榮のために捧げると共に、更にかうして、尊い陛下の御統治に翼賛し奉らうとした。その立派な態度は、議員の模範として稱へられた。

7 事例 吏員の精神

某氏は満場一致を以て某町の町長に當選した。氏は自分が町民の福利

不足のある場合に、市町村税を徴收し、夫役現品を賦課する立前となつてゐる。

然るに、今日實際、右の財産收入などで、經費のすべてを支辨してゐる市町村は、全國を通じて殆どなく、一般にその經費を市町村税に求めてゐる。市町村税には、(一)地租・營業收益税・所得税などの直接國税や、家屋税・營業税などの府縣税に對する附加税と、(二)市町村が獨立して賦課徴收する特別税との二種がある。特別税中、戸數割は、實際上稅收入の中で、頗る重要な地位を占めてゐる。すべて市町村の要する經費は、つまり我等の郷土をよくするたためのもので、市町村民として、これを分擔するは、もとより當然の義務である。

市町村の財産 市町村は、その公共事務を營むため

を増進すべき重大な地位にあることを自覺し、町の人々の模範となるやうにつとめ、他の吏員に率先して町を愛し、町政の振興に努力し、公平無私に町のために身をささげた。このことはやがて町民の心に反映し、町の人々も町長を尊敬し、役場と深い親しみをもち、吏員を助けて共々に郷土のために協力するやうになつた。

に、市役所、町村役場、學校、病院、圖書館、公園など種々の財産を有つてゐるが、この外更に、収益を得る目的の下に基本財産の制を定めてゐる。基本財産には、土地、山林、有價證券などがあるが、これが經理に當つては、すべてその元本は消費することなく、たゞこれから生ずる収益だけを、經費に當てるに止める。されば、この財産収入が多ければ多いほど、その財政の基礎はいよゝゝ鞏固になり、収入はますます潤澤となる。

演習問題 近來各地の市町村で、自治紊亂などの不祥事件が起るが、その原因はどこにあるか。又これを革正するにはどうすればよいか。

第四節 府 縣

■府縣の自治 府縣は、市町村を包括して、その上級にある地方自治團體で、國と市町村との中間に位し、特殊な

8 参考 市町村の財源 今日、全國で無稅村といはれるものは實際に於て殆どなく、また町村費の過半を財産収入で支辨するものでも、全國で約五十箇町村に過ぎない有様である。

1 参考 北海道の自治 ことでは専ら府縣の自

使命をもつてゐる。即ち、府縣は一面、國家の行政區劃であつて、こゝでは直接に國家の行政が行はれ、而してまた、一面市町村と同じ地方自治團體であつて、土地の事情に基づいた獨特の施設が行はれる。されば、その自治權の範圍は、市町村に比して、遙かに狭く、その議決機關たる府縣會の權限も、一定の範圍に限られ、また、執行機關たる府縣知事は、市町村長とは異り、公選によらず、政府の任命する官吏である。而して、市町村の住民は、その屬する府縣の住民であり、府縣會議員の選舉に參與し得る者は、またその府縣内の市町村公民である。

■府縣會 府縣會は、府縣の議決機關で、府縣内の市町村公民から選舉せられた府縣會議員を以て組織せられる。議員は名譽職で、その任期は四箇年である。選舉

治を説いてゐるが、北海道も府縣と同じ地方自治團體である。従つて、その組織も、その運用も、大體府縣の制度を準用したものであるから、特にその説明を省いた。

2 参考 議員候補者制度 議員候補者たらんとする者や、他人を議員候補者に推さうとする者は、定められた期日までに、その旨を選舉長に届出で、なほ二百圓の金

權被選舉權並に選舉の方法などは、大體市町村會議員の
場合と同様であるが、たゞ特に議員候補者届出制度のあ
ることは注意を要する。

府縣會は、府縣知事が招集し、通常會は毎年一回開かれ、
臨時會は必要の場合に開かれる。定足數や、議事規則は、
市町村會と同じい。

府縣會の權限は、市町村會にくらべて遙かに狭く、市町
村會の議決が、市町村に關する一切のことに及ぶに對し、
府縣會の議決は、單に府縣制に列舉せられた事項に限ら
れてゐる。

三 府縣參事會 府縣參事會は、府縣會の補充機關で、議
長と名譽職參事會員とから成る。議長は、府縣知事がこ
れに當り、名譽職參事會員は、府縣會議員中から互選され、

額を供託しなければならぬ。而して選舉人は、
必ず議員候補者に投票
することを要する。こ
の制度は、不眞面目な候
補者の濫出を抑へると
共に選舉の取締に遺憾
なきを期するため、開
票の結果が、一定數に達
しない時は、供託金を沒
收される。

三 事例 府縣知事の補
助機關 書記官、地方事
務官、地方視學官、地方警

その任期は二箇年である。府縣參事會の權限は、府縣會
と同じく、法律に列記せられた事項に限られる。

四 府縣廳 府縣廳は、府縣の事務所、國家の行政官廳
としての府縣の事務と、地方自治團體としての府縣の事
務とを處理する。府縣知事は、多くの官吏、吏員を補助機
關として、これが執行に當つてゐる。府縣廳には、通常知
事官房、總務部、經濟部、學務部、警察部の四部を置くが、東京
府に限り、警察部がなく、別に警視廳が置いてあり、また必
要な府縣には、土木部が置いてある。

府縣知事は、國家の地方行政官廳として任命せられた
官吏であるが、また一方に、地方自治團體たる府縣の理事
機關として府縣を統轄し、これを代表する。従つて、府縣
知事の權限は、市町村長のそれよりも遙かに廣い。

視、地方技師、屬視學警部、
技手警部補の如き官吏
や、各種の技師、主事、技手、
書記等の如き地方待遇
職員がある。

四 事例 府縣知事の權
限 (一) 府縣會、府縣參事
會の議決を経べきもの
の外は、すべてこれを專
決し、(二) 府縣參事會の議
決を要する事項でも、臨
時急施を要するときは、
これを專決處分し、(三) 府
縣會、府縣參事會の違法

■府縣の財政 府縣の豫算の手續は、大體市町村の場合同じである。府縣の主なる収入は、専ら府縣税に依る。府縣税には、所得税、地租、營業收益税などの國税に對する附加税の外、特別税として、特別地稅、家屋稅、營業稅、雜種稅などがある。またその外、使用料、手数料、財産收入、國庫補助金などの税外收入もある。

④自治の運用と郷土民の責務 我が市町村が、我等の郷土であるやうに、我が府縣も亦、我等にとつて親みのある郷土である。我等は先づ、市町村を包括する府縣の自治について正しい理解をもち、本來の性質に従つてその運用に努め、交通産業の狀態、文化、教育の施設など、すべての方面に亘つて、公民としての見識をもたねばならぬ。また一方、よく協同生活の訓練を積み、郷土の自治機關を

な決議や選舉を取消し、不當な決議を再議に付することができる。

⑤参考 地方自治と政争 地方自治に參與する人々が、自分等だけの利害に重きを置いて相争ふ場合には、地方行政の進行は妨げられ、和衷協同の美風は破壊されやすくなる。元來、國家に於ては、外交に、國防に、財政に、それぞれ政策の相違があるけれども、地

政争の具とするやうなことを避け、且つ選舉を肅正して、自ら公人たるの範を垂れ、更にまた各自納税の義務を果たして、財政を充實せしめ、以て自治有終の美果を收めることに志すべきである。かくして、我等は我が郷土を愛する良い市町村民となるとともに、また以て、我が祖國を愛する忠實な臣民ともなるのである。

府縣は市町村の上級に位する地方の自治團體であるのに、市町村よりもその自治權が狭いとは、一見矛盾したやうには思はないか。

方の行政になると、規模も小さく、土地の情況に應じて適切な政策も立ち易い。されば、徒らに黨派を立て、相争ふことをやめ、互に協同して地方民全體の福利のために努力すべきである。

第五章 我が國體

本章の要旨 天皇は、皇祖の授け給うた神勅によつて、我が國に君臨せられ、皇祖をいつきまつり給ふことによつて、皇祖と同じ大御心をもつて、我等を統治し給ふ。天皇の踏ませ給ふ大道は明かであり、國民の嚮ふところは定まつて居る。我等はたゞその分を守つて、臣節をつくすのみである。

第一節 肇國の本義

神勅 我等全國民の郷土であるこの國土が形成せられたのは、悠久の昔であるが、皇祖天照大神は、宏大無邊なる大御心をもつて、この國土と臣民とを限りなく慈しみ給ひ、こゝを天日嗣の御子の世々しらしめざるべき所

1 参考 肇國の大業

天照大神は、大八洲を統治せられる至高の神として、その御稜威は宏大無邊で、一切の萬物を化育せられた。大神はこの大御業を窮りなく發展せしめ給ふために、皇孫を降臨せしめられ、神勅を下し給ふて、儼然たる君臣の大義を定めら

として、皇孫瓊杵尊を降し給うた。この時、皇孫に授け給うた神勅には、

豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就きて治せ。行矣。寶祚の隆えまさむこと、當に天壤と窮りなかるべし。と仰せられてある。

この神勅は、實に我が建國の根本精神を明かに御示し遊ばされたもので、萬國無比のうるはしい我が國體は、ここに確立し、永久に變ることなき君臣の大義は、これによつて明瞭に定まつた。皇孫は、この神勅を奉じ給ひ、群臣を率ひて、この國土に降臨せられ、これらの者に、それぞれの役目を配り當て給ひ、こゝに我が國統治の根本義を定め給うた。これより後、歴代の天皇は、この皇祖の御稜威

れ、我が國の祭祀政治教育の根本を確立し給ふた。かくして、我が國體はこゝに確立し、天日嗣の御榮えは、天壤とともに窮りなく、肇國の大義は萬古不易に實現せられた。

2 参考 「憲法義解」の説

明 帝國憲法の起草者の一人であつた伊藤博文は、その著「憲法義解」に於て次ぎのやうな説明をした。

を受け継がせられて、我等の上に君臨し給ひ、我等臣民は、ひたすらに萬世一系の大君を中心と仰ぎ、以て天壤無窮の皇運を扶翼し奉り、君民一致の美風を成して來た。この國體の本義は、天地とともに變ることなき、我が國民の強い信念で、帝國憲法も、またこの根本義に基づいて定められた。

■神鏡 皇祖は、皇孫の御降臨に際して、神勅を授け給ふとともに、三種の神器を授け給ひ、

此れの鏡は、専ら我が御魂として、我が前を拜くが如い、つきまつれ。

と仰せられた。この神勅は、まことに有難い詔で、神鏡は皇祖の御靈代として、皇孫に授け給うたものである。かくて、皇祖の崇高なる大御心のうつつてゐる御鏡を、歴代

『文武天皇即位ノ詔ニ
天皇カ御子ノアレマサ
ム彌繼繼ニ大八島國知
ラサム次トノタマヒ、又
天下ヲ調ヘ給ヒ平ケタ
マヒ公民ヲ惠ミタマヒ
撫テタマハムトノタマ
ヘリ。世々ノ天皇皆此
ノ義ヲ以テ傳國ノ大訓
トシタマハサルハナク、
其ノ後御大八洲天皇ト
謂フヲ以テ詔書ノ例式
トハナサレタリ。所謂
「シラス」トハ即チ統治ノ
義ニ外ナラス。蓋祖宗

の天皇が承け継がせられ、これをいつきまつり給ふことによつて、天皇は皇祖とともに、同じ御鏡の中にうつり入り給ひ、皇祖とともにあらせられ、皇祖の御心を以て御心となし給ひ、皇祖と同じ大御心を以て、國と民とを慈しみ給ふのである。明治天皇の御製に、

とこしへに民やすかれと祈るなるわが世をまもれ伊勢の大勢

といふ尊い御歌がある。この大御心は、歴代の天皇の大御心であり、それはまた皇祖の大御心である。我が大君が、常にかやうな、有難い思召を以て、統治の要諦とし給ふことは、我等國民のひとしく感泣措く能はざるところで、我等も亦楠公とともに、われ生きてあらん程は、叡慮を安んじまませといふ心持ちにならざるを得ない。

其ノ天職ヲ重ンシ君主
ノ德ハ八洲臣民ヲ統治
スルニ在テ一人一家享
奉スルノ私事ニ非サル
コトヲ示サレタリ。此
レ乃憲法ノ據テ以テ其
ノ基礎ト爲ス所ナリ』

3 参考 神國日本

○おごそかに保たざら
めや神代よりうけつ
ぎきたるうら安の國
(明治天皇)
○かみつよの聖のみよ
のあととめてわが葦

【演習問題】 我が國の歴史と諸外國の歴史とを比較して、その統治の根本義の異つてゐるところを研究して見よ。

原の國はをさめむ (同)

第二節 天皇の統治

■天皇の統治 我が大日本帝國は、萬世一系の天皇が、これを統治し給ふ。皇祖の御子孫として、現御神であらせられる天皇が、皇國の皇位を踐み給ひ、我等臣民は、天皇を主長と仰ぎ奉り、御稜威の下に、大御心を奉戴して、輔翼のまことを盡くす。これ、我が建國以來、確定不動の事實であり、また永遠に變らない國民の確信である。

皇位は、萬世一系の御位で、皇祖の神裔にましく、皇祖の肇め給うた國を承け継ぎ、皇祖と一體となつて、この國を榮えしめ、民を慈しみ給ふ天皇の御地位で、永遠に搖ぎ

【1参考】 皇位 皇位はたゞ一すぢの天日嗣である。即ち皇國の無窮の生成發展を、大御業とせられる「すめらぎ」の御位である。臣民は現御神におはします天皇を仰ぎ奉ることに於て、皇祖皇祖を拜し、その御惠の下に、帝國の臣民となる。かく皇位は尊嚴極

なき國の大本である。従つて、國家統治の大權は、建國とともに、天皇の固有し給ふところで、天皇は諸外國の君主

のやうに、國家統治の必要から立てられた主權者でもなく、また智力・徳望を本にして、臣民から選び定められた君主でもない。帝國憲法は、この歴史的事實を明かにしたものである。されば、天皇は至尊として、最高・無上の地位におはし、聖旨は絶対に神聖なものである。これ、また建國以來の一貫して變はらない國民的信念である。

天皇は國の元首で、統治權を總攬あらせられ、憲法の條規によつて、これを行はせられる。これ、天皇が肇國以來の大義に従つて、下萬民を率ひ給ひ、國家の隆昌と、臣民の慶福とを念じさせ給ふ御思召に出でたもので、まことに我が立憲政治の大きな特色である。

まりなき高御座であり、寶祚である。

【2参考】 君國一體 我が國は、皇室が中心となつて成立し、皇室と國家とは一體をなしてゐる。然るに外國では、君主は或は徳を以てその位に即き、徳がなければその位を去り、或は權力を以て支配者となり、權力を失へばその位を逐はれるなど、専ら人の仕業で、定められるが常である。

■天皇の大権 天皇は、國家の元首にましまし、統治權を總攬し給ふから、統治權の作用は大小となく、すべての源を天皇に發しないものはない。しかし、天皇が統治を行はせられるに當つては、憲法の規定に基づき、特に國務の性質に應じて、憲法上の機關の參與を必要とせられるものがある。即ち、立法權の行使には、帝國議會の協賛を必要とせられ、司法權は、裁判所に命じてこれを行はしめられる。然るに、これら立法、司法以外の統治權の作用は、全く他の機關の參與をまたず、天皇が御親裁遊ばされるか、または各省大臣以下、さまざまの行政機關に委任して行はせられる。かく、全く天皇の御親裁遊ばされることを憲法上の要件とする統治權の作用を、天皇の大権といひ、その事項を憲法上の大権事項といふ。天皇が、これ

●事例 憲法上の大権事項

- (一) 法律を裁可し、その公布執行を命ずること。
- (二) 帝國議會を召集し、及び衆議院の解散を命ずること。
- (三) 緊急命令を發し、行政命令を發し、または發せしめること。
- (四) 行政各部の官制を定め、文武官を任免すること。
- (五) 陸海軍を統帥すること。

ら大権事項に屬する政務を親裁し給ふに當つては、後に述べるやうに、一般國務については、通常國務各大臣が輔弼の任に當り、また樞密顧問が、御諮問に應へ奉ることとなつて居る。しかし、それがために、何等天皇の御親裁たるの實を妨げることはない。

■皇位繼承 皇位は、萬世一系の天皇の御位で、たゞ一すぢの天、日嗣であつて、一日もこれを空しうすることはできない。されば、天皇崩じ給ふときは、何等の手續を要せず、皇嗣はその瞬間に皇位に即かせられ、祖宗の神器を承け給ふ。これを踐祚といふ。踐祚とは、寶祚を踐み給ふことで、即ち、現實に皇位を繼承遊ばされることである。

皇位繼承の原因は、一に天皇の崩御に限られ、中古以來

- (六) 陸海軍を編制し、常備兵額を定めること。
- (七) 宣戰講和を爲すこと。
- (八) 條約を締結すること。
- (九) 戒嚴を宣告すること。
- (三) 爵位勳章などの榮典を授與すること。
- (二) 戦時または國家事變の場合に、憲法の條規に拘らず、臣民の權利義務につき、適宜の所置をすること。
- (三) 財政上必要な時に緊急處分をすること。
- (三) 憲法の改正を發案す

しばし行はれたことのある讓位の制度は、今後一切認められない。皇位は、萬世一系の皇統に屬する男系の男子がこれを繼承し給ひ、その順位は、皇室典範によつて、明かに定められてゐる。

天皇が踐祚し給ふや、直ちに元號を建て給ひ、御一代の間、改元せられることはない。諒闇の後に、即位の禮及び大嘗祭を京都に於て行はせられる。即位の禮は、天皇が皇位を繼承せられたことを、皇祖皇宗に奉告遊ばされ、且つこれを中外に明示し給ふ皇國の大典である。大嘗祭は、即位後當年の新穀を以て、皇祖及び天神地祇を祭り給ふ皇國の大祭である。

四 皇室及び皇族 皇室とは、天皇の御一家で、天皇及び皇族から成り、天皇はその家長であらせられる。皇族と

ること。

七十四 大赦

参考 詔勅 天皇の御言葉は、みことのり、上諭、勅語、御沙汰など、いろいろに申し上げる。然るに公式令が公布せられてから、勅旨につき一定の名稱と形式とが定められた。即ち、(一)口頭によらせ給ふものを勅語といふ。(二)皇室の大事や、大權の施行についての勅旨を、文書を以て一般臣民に告げ給ふも

は、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王の御方々をいふ。而して、皇子より皇玄孫までは、男子の方を親王、女子の方を内親王と申し、五世以下は、男子の方を王、女子の方を女王と申される。皇族は、皇位を繼承し、或は攝政となり、貴族院議員となる資格を有せられる。

古來我が國は、皇室を中心として發展し、皇室と臣民とは、忝くも宗家と支家との關係で、國家全體が一大家族となしてゐる。従つて、皇室と臣民との關係は、たゞ單なる統治の關係だけでなく、この間には、君臣の大義があるとともに、また一面父子の情が漂ふてゐる。我等は、神國日本に生れたことを無上の光榮とし、常に至情を以て皇室及び國家のために奮勵努力し、萬國無比の國體を、永遠に

のを詔書といひ、(三)文書を以て特定の者だけに下賜し給ふものを勅書といふ。

参考 攝政 天皇が

成年(滿十八歲)に達し給はぬとき、または久しきに亘る故障によつて、大政を親らし給ふことのできないときは、攝政を置かせられる。攝政は天皇の名に於て、大權を行はせられる。攝政に任せられる者は、成年に

擁護するの覺悟がなければならぬ。

演習問題 年鑑とか日記書などにつき現時皇室の御榮えの實際をよく研究せよ。

第三節 臣民の本分

■臣民の本分 天皇は、我等臣民を「おほみたから」とし、赤子と思召されて、臣民の慶福に御心を注がせ給ひ、我等臣民の翼賛に俟つて、國家の隆昌をはからんと念じ給ふ。しかも、天皇は億兆臣民を、皇祖皇宗の臣民の子孫と思召され、臣民はまた皇祖皇宗に仕へ奉つた臣民の子孫として、その忠誠の志を繼いで、これを現代に生かさうと努める。かくして、我が天皇と臣民との關係は、我が國の國體に基づいて、一つの根源より生れ、建國以來一體として榮えて來た。もとより、外國に見るやうな、人爲的の權力關

達せられた皇族に限り、その順位は皇室典範によつて定められてゐる。

■参考 忠君愛國 我が國は、君民一體の大家族國家である。されば國家の興隆のために盡くすことは、即ち天皇の御榮えに仕へ奉ることであり、天皇に忠節を盡くすことは、即ち國を愛し、國の繁榮を圖ることである。忠君なくして

係でもなければ、また封建時代に於けるやうな、主従關係でもない。さういふ、君主と人民とを對立的に見た淺い關係でなくして、全く義は君臣にして、情は父子なる本質的な關係である。かくて、臣民は生れながらにして、我を没して天皇に奉仕し、皇國の道を行ふのである。かくの如きは、獨り我が國に於てのみ見られるもので、こゝにも我が國體の一入尊い所以がある。我等は、この國體に根ざした臣民の道を自覺し、天皇の限りなき御愛撫と、深い御聖旨とを心に銘じて、以て天皇の御榮えに奉仕し、國家の進展に力を致さなくてはならぬ。これが、我等臣民の尊い本分である。

■臣民の權利 我等は、帝國臣民として、建國以來、天皇の統治の下に忠誠を盡くして來た。然るに、憲法が發布

愛國なく、愛國なくして忠君はない。もとより外國でも愛國の精神はあるが、しかし我が國のやうに、忠君と根柢を一つにして離れない愛國はどこにもない。

■参考 忠の道 忠は國民が常時その分を盡くし、忠實にその職務を勵むことによつて實現せられる。政治に携はる者も、産業に就く者も、教育學問に身を獻げる

せられてから、我等臣民の権利と義務とが明かに成文の上で示され、これを保障せられることになつた。これも立憲政治の一つの著しい特色である。

憲法は、臣民の主なる権利として、次の三種を示した。

(一)自由権 日本臣民は、國法の定めるところによるの外、國家の權力によつて、自由の活動を妨げられない。即ち、臣民は法律の範圍内で、自由に居住移轉することができ、また法律によらずに、みだりに束縛・監禁・審問・處罰を受けたり、住所に侵入せられたり、搜索を受けたり、信書の秘密を侵されたり、所有權を侵されたりすることがない。この外、法律の範圍内に於て、言論著作・印行・集會・結社の自由を有し、また安寧秩序を妨げず、臣民たるの義務に背かない限り、信教について、干渉を受けることがない。

者も、眞心をつくすことが、即ち大御心に應へ奉り、皇運を扶翼し奉る忠の道で、それは斷じて私の道ではない。

3 参考 臣民の權利

明治維新前では、國民の間に士・農・工・商の階級が儼然としてあり、一生の身分と、その發展の機會とは、殆ど生れた家柄によつて定められた。然るに維新とともに、萬民愛撫の大御心から、この

(二)參政權

日本臣民は、法律・命令の定める資格に應じて、國政に參與する權利を有する。即ち、公の政治に參與する議員の選舉權及び被選舉權を有し、また均しく文武官に任ぜられ、及びその他の他の公務に就くことができ、また陪審員となつて、公の裁判に參與することができる。

(三)請求權

日本臣民は、國法の定めるところに従ひ、進んで積極的に統治權の發動を請求する權利を有する。即ち、法律に定めた裁判官の裁判を求め、また相當の敬禮を守り、法律に定めた手續によつて、請願をすることができぬ。

臣民の義務

國法は、かく臣民の權利を保護するとともに、また臣民の義務を定めてゐる。就中、我が憲法は、特に臣民の二大義務として、(一)法律の定めるところに従

4 参考 臣民の義務

帝國憲法では、たゞ兵役

つて兵役に就くの義務と、(二)租税を納めるの義務とを擧げてゐる。兵役の義務は、國民が國家を防衛する任務で、これによつて、國家の秩序と獨立とが維持せられ、納税の義務は、國民が國家を維持するための費用を分擔することと、これによつて、國家の存立が保たれ、臣民の福利が進められる。これらは、一方臣民の重大な義務であるとともに、また他方に光榮ある權利である。我等は忠良な日本臣民として、これらの義務を完全に遂行し、以て國民たるの自分を盡くさねばならぬ。

演習問題 臣民の義務は、同時に臣民の權利であるといはれるのは、どういふ意味か。これを研究せよ。

第四節 國體と祭祀

■神國日本 我が大日本帝國は神國である。即ち、神

の義務と、納税の義務とについて規定をしてゐるが、これらは最も重要な義務を例示的に明記したに過ぎない。従つてこの外にも、多數の義務がある。例へば法令を遵守する義務、裁判に服するの義務、刑罰に服するの義務など、細別すれば枚舉に遑がない。

1 参考 敬神崇祖 天

神によつて開かれた國であり、また天神の御子孫として、萬世一系の皇位を踐み給ふ現御神にまします天皇の、しるしめし給ふ神國である。歴代の天皇は、御親ら、皇祖皇宗の神靈を祀り、いよく皇祖皇宗と御一體にならせ給ふて、國土の安泰と、民草の慶福とを祈らせ給ひ、以て四海に御稜威を輝かし給ふ。従つて、我が國は、神々が常に助け給ひ、幸はひ給ひ、護り給ふ國である。このことは、我等の祖先が古くから懷いてゐた國民的の信仰で、北畠親房が神皇正統記を著すや、開卷第一に「大日本は神國也」と喝破した所以もこゝにある。

■國體と祭祀 建國の初め、皇祖から授け給ふた神器は、代々相傳へ給ふ皇位の御しるしとなつた。歴代の天皇は、神器とともに、皇祖の大御心をそのまゝ傳へさせら

皇は常に皇祖皇宗を祀り給ひ、率先して敬神崇祖の範を垂れ給ふ。従つて昔から天皇の御心に添ひ奉ることを念とし來つた我が國民は、己がじしその祖宗の靈に事へ、これを祭り、これを敬ひ、祖先の跡を繼いでその志を遂げようとす。しかも皇祖皇宗に仕へ奉つた我等の父祖の子孫として、その祖先の忠誠の心を繼いで、これを現代に生かさうと

れ、神鏡を以て、皇祖の御靈代として奉齋し給ひ、皇祖の御心を以て、大政を行ひ給ふた。我が國の敬神崇祖の本義と、祭政一致の根本とは、實にこゝにある。されば、神武天皇は海内平定の大業を成し給ふや、靈時まろのときはを鳥見山に設けて、皇祖を祀り、大孝の誠を致し給ひ、明治天皇は皇室典範及び帝國憲法の御制定に際して、先づ皇祖皇宗に御告文を奉り給ひ、歴代の天皇は御踐祚と同時に、賢所の御祭典を行はせられ、國家に大事ある時は、必ず祖宗に奉告の御儀を行はせられた。かく歴代の天皇は、敬神崇祖と、祭政一致を以て政治の根本義とし給ひ、常に皇祖皇宗の祭祀を重んずることによつて、祖宗と御一體にならせられ、その御遺訓を奉じて、よく經國濟民の大業を行ひ給ふた。また、臣民は神々を祀ることによつて、我が肇國の大精神

努めることは忠道の大きなものである。また我等が祖先の志を繼いでこれを生かすことは大きな孝道である。されば我等の敬神崇祖は、その根柢に於て忠孝愛國と完全に一致する。これ我が國のみに見られる國體の尊さである。

2 参考 祭政一致 祭

祀の精神は我が國政治の大本である。神を祭り給ふこと、政事のみ

を體得し、忠君愛國の精神をみがいて來た。これ、我が國體の一大特質で、萬邦にその比を見ない最も神聖な事實であり、また我が國の眞の姿である。我等は、ますく敬神崇祖の念を強め、古來の美風を顯揚して、純情無垢、神國日本の隆運と、皇室の彌榮とを祈願せねばならぬ。

■神宮 かやうな特質をもつ我が國に於て、皇室をはじめ全國民の尊崇の中心となつて居られる神は、皇祖天照大神である。大神の御靈代の鎮座まします宮居を皇大神宮といひ、豊受大神宮とともに、神宮または伊勢大神宮と稱せられる。皇室の御事は申し上げるまでもなく、國民もひとしく神宮を我が國の總氏神として尊崇し奉つてゐるのであるが、皇大神宮崇敬の念は殊に強く、我等の家、我等の郷土には、いづれもその大麻を奉齋し、また世

そなはせられること、はその根本に於て一致し、政は即ち、祭事であつた。しかも天皇は常時、うつしの御鏡とともに居給ひ、皇祖皇宗と離れさせ給ふことなく、常に祭祀によつて皇祖皇宗と一つにならせ給ひ、その御遺訓を奉じて日々の政治をしらしめし給ふ。かくて政治始の儀式には、先づ前年中神宮の祭祀が滞りなく奉仕せられた旨を奏上せし

界各地に亘つて、我が國民の發展してゐる所には、その奉齋の燈火が輝いてゐる。我等は、皇大神宮を伏し拜むことによつて、國民的自覺をいよゝ強くし、日本民族の精神的統一は、ますます固くなる。

四宮中祭祀 宮中には、皇祖を齋き奉らせ給ふ賢所と、歴代の天皇及び皇族の神靈を奉祀し給ふ皇靈殿と、天神地祇を祀らせ給ふ神殿とがある。これを宮中三殿といふ。宮中の祭祀は、多くはこの三殿に於て行はせられる。三殿の祭典はいづれも重要であるが、取りわけ重要なるは賢所の御儀である。賢所は、皇室の中心宗祀であつて、また全國民の宗祀である。されば、その御祭典は國家の重要事であり、とも厳肅に執り行はせられる。

五官國幣社 天皇は、常に皇祖皇宗を祀り給ふとともに

め給ふ。明治天皇の御製に、

神風の伊勢の宮居の事をまづ今年も物の始にぞきく

と仰せられてゐる。まことにゆかしい國體のあらはれである。

3 参考 内宮と外宮

神宮には内宮と外宮があり。皇大神宮は内宮であり、豊受大神宮は外宮である。

に、我が國運の進展のために力を盡くした古代の神々及び功臣の靈をも尊重し給ひ、これを祭神として、國民に敬

神崇祖の範を示し給ふ。これらの神社には、祭神と由緒とによつて、社格の別があり、それに應じて祭祀の方式が定められてゐる。先づ(一)皇室御關係の神々、または皇室の御尊崇の厚かつた神々を祀り、祈年祭、新嘗祭例祭には、皇室から幣帛を捧げられるものを、官幣社といひ、これに大社・中社・小社の別がある。(二)臣下にして、特に皇國に忠誠を致した偉人を、祭神とするものを、別格官幣社といひ、また(三)一地方に關係の深い神々を祀り、祈年祭、新嘗祭には、皇室から、例祭には國庫から、幣帛の供進あるものを、國幣社といふ。これにも、大社・中社・小社の別がある。我等は、皇恩の有り難きを思ふて、皇祖皇宗の神靈にぬかづく

4 参考 皇大神宮の崇敬

皇大神宮を崇敬し奉る國民的感情は、到る所にあらはれてゐるが、西行法師が大前にぬかづいて「何事のおはしますかは知らねどもかたじけなさに涙こぼる」と詠んだ歌は、真によく國民の心持をあらはし得て遺憾がない。

5 参考 賢所の御儀

宮中に於て行はせられ、歳旦祭、元始祭、祈年祭な

とともに、功臣の偉靈を祀つて、その忠誠の志を承継ぎ、君國のために微忠を致さねばならぬ。而して、これが祭祀には、穢を祓つて神に奉仕し、まことを致して神威を崇め、神恩を感謝して、祈願をこめる。かくして、我等は、我を去つて、國家と一つになるのである。こゝに、我が國の敬神の大義があり、また神國日本の誇りがある。

演習問題

靖國神社の祭神について研究せよ。

どの如き、恒例の御祭典は、申すまでもなく、國家の大事についての御奉告の御儀は、賢所に於てあり、また皇室の大婚及び皇族の御婚儀なども、この大前にて行はせられ、皇子の御誕生御命名もここに御奉告がある。

第六章 國憲と國法

本章の要旨

明治天皇は、祖宗の遺訓を承けて、帝國憲法と、皇室典範とを御制定遊ばされ、天皇御親政の大道を明かにし給ひ、一君萬民の立憲政治を起して、こゝに臣民翼賛の規準を示し給ふた。この國憲に基づき、さまゝの國法は制定せられ、のびゆく國の光は、ますます輝くやうになつた。この聖代に生を享けた我等は、常に國憲を重んじ、國法に遵ひ、立憲治下の公民として、至誠を以て大政を翼賛し奉らねばならぬ。

第一節 帝國憲法及び皇室典範制定の由來とその本義

■帝國憲法制定の由來 帝國憲法は、明治天皇が皇祖皇宗の御遺訓と、御歴代の統治の大法とを承継ぎ給ひ、

事例 五箇條の御誓

文 この御誓文は本書巻頭に奉掲してある。この時天皇の深い叡慮と、強い御決心とを拜した三條實美は、顯官諸侯を代表して、左の勅答文を上つた。今になほ我等の襟を正さしめるものがある。

勅答文

御親ら御制定遊ばされた不磨の大法典である。今その由來を尋ねるに、明治天皇は、明治元年三月十四日紫宸殿に出御ましまし、天神地祇を祭り、五箇條の御誓文を祖宗の神靈に誓はれ、その第一に「廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ」と宣はせられた。これ國民をして、天皇の御親政を翼賛せしめ給はんとする、ありがたき御精神を明示し給ふたもので、立憲政治への礎はこゝに確立した。その後、このための施設は着々として進められ、八年四月には、元老院と大審院とが置かれ、立法府と司法部との別が立てられ、次いで十一年には、國會開設の準備として、府縣會が設けられた。叡明なる明治天皇は、既に機に至れるを察せられ、遂に十四年十月、詔を發して、將ニ明治二十三年ヲ期シ議員ヲ召シ國會ヲ開キ以テ朕カ初志ヲ成サン

勅意宏遠誠ニ以テ感銘ニ不堪今日ノ急務永世ノ基礎此他ニ出ツヘカラス臣等謹テ叡旨ヲ奉戴シ死ヲ誓ヒ黽勉從事冀クハ以テ宸襟ヲ安シ奉ラン
總裁公卿諸侯

【事例】 御製 明治天

皇が皇祖皇宗の御遺訓を詔述せんとの大御心は、御製によつても拜せられる。
○世はいかに開けゆく

トス」と仰せ出された。翌十五年、天皇は、憲法制度の取調べのため、參議伊藤博文を歐洲各國に出張せしめられ、その歸朝するを待つて、博文を新に設けられた制度取調局の長官として、専ら建國以來の遺制に基づき、憲法の草案を起草せしめられた。かくて十八年には、新たに内閣の制度を定められ、次いで二十一年に、憲法草案の諮問所として樞密院を置き給ひ、元勳練達の士を列せしめ、天皇御親臨の上で、慎重に審議を重ねられた。このやうにして、憲法制定についての一切の御準備を整へ給ひ、翌二十二年二月十一日、紀元節の佳辰を卜し、いよく、世界に類ひなき帝國憲法を發布し給うた。この日、天皇は先づ賢所に參拜せられ、皇靈に御報告遊ばされた後、宮中正殿に出御、廣く内外の官民を召され、こゝに開關以來の盛典を、和

ともいにしへの國のおきてはたがへざらなむ。
○かみつよの御代のおきてをたがへじと思ふぞおのがねがひなりける。
○さだめたる國のおきてはいにしへの聖の君のみこゑなりけり。

【事例】 明治天皇の御

勵精 皇室典範帝國憲法制定の當時、明治天皇が御勵精あらせられた

氣鬻々の間に、いとも壯嚴に擧げさせ給うた。宮城外に集つた萬民は、皆聖恩の無窮に感激し、歡呼の聲は、天地をゆるがさんばかりで、實に曠古の盛事であつた。越えて二十三年には、憲法に基づいて、第一回の帝國議會が開かれ、いよ／＼我が國は、立憲國としての内容と形式とを、備へるやうになつた。

■帝國憲法の本義 帝國憲法は、世局の進運にあつて、祖宗の御遺訓を明徴にし、我が帝國永遠の基礎を固くし、臣民が大政を翼賛するの道を廣め、以て臣民の安全と、幸福とを完からしめようとの有難い思召から、御定め遊ばされた、國家統治の大典である。帝國憲法は、七章七十六條から成つてゐるが、第一章第一條には、大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治スとあつて、我が國體を明かにし、

御事は、漏れ承つて畏き極みである。皇室典範、帝國憲法の草案が出来て、樞密院會議に付せられると、討議が數箇月の久しい間に亘つたが、天皇は連日臨御になつて、折からの焼くやうな炎暑をも厭はせられず、一討議に御耳を傾けさせられた。會議中に第四の皇子が薨去あそばされた。議長は驚いて「直ちに議事を中止致しませうか」とお伺ひ申し

第四條には、天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フとあつて、我が立憲政治の根本原則を示してゐる。第二章以下には、立憲政治を行ふ上に重要な種々の統治機關の組織及び權限、臣民の權利義務などが規定してゐる。

帝國憲法は、國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ給ふ皇祖傳來の大御心からあらはれた、欽定憲法である。諸外國に於ける憲法制定の歴史に見るに、その多くは、君主の權限を制限せんとする國民の要求によつて成つたもので、我が憲法とは、全くその本質を異にしてゐる。この點に於ても、我等はまことに比類なき皇恩に浴してゐるわけである。

■皇室典範 皇室典範は、明治二十二年二月十一日、帝

上げたところ、天皇は「それには及ばぬ、議事を續けよ」と仰せられた。議長は聖慮の辱さに感泣し、議事を續けて一段落を告げるのを待つて、始めて散會を宣告したといふことである。之に依つても、明治天皇が、如何に深く大御心をお用ひになつたかを恐察し奉ることが出来る。

〔高等小學修身書卷二より〕

■参考 外國の憲法

國憲法と同時に制定せられた大法で、それには皇位繼承踐祚即位攝政のことを始め、専ら皇室の大本が規定されてゐる。元來皇室を中心とし、皇位あつての我が國に於ては、皇室の大法は即ち國家の大法である。明治天皇が祖宗の御遺訓を明徴にせられ、皇室の成典を制定して、ここに皇國の基礎を永遠に鞏固にし給ふたことは、帝國憲法の發布と相並んで、國民のひとしく欣びに堪へないところである。

帝國憲法と、皇室典範とを併せて、**國憲**といふ。我が立憲政治は、一にこの國憲の制定に基づいたもので、我等は國憲御制定の大御心を奉戴し、至誠を以て、天壤無窮の宏謨を翼賛し奉らねばならぬ。

演習問題

諸外國の憲法が、どうして制定せられたか、またそのために

外國の憲法を二種に分ける。(一)民約憲法はその實、平等な人民が自由の立場から、交互に契約したものではなく、權力爭奪に於ける勝利者が、前の統治權者を放逐して便宜上定めたもの。(二)協約憲法は、前からの權力者たる君主が、新興勢力に強要せられ、その掣肘を受けて、相互の勢力範圍を協定したものである。いづれも我が欽定憲法とは、斷然その本

どんな犠牲を要したかを研究し、我が帝國憲法との差異を比較してみよ。

第二節 立憲政治

■我が政體 政體とは、國の政治の方式のことである。

即ち、どういふやり方で、國の政治をやるかといふ形式である。政體は、通常立憲政體と、專制政體との二つに區別せられる。(一)專制政體とは、主權者獨裁の政治で、統治權の行使について、何等準據すべき準則がなく、また人民の參政を認めない政治形式である。これに反して、(二)立憲政體とは、統治權の行使について、準據すべき憲法の定めがあり、且つ人民の參政が認められてゐる政治形式である。昔の國家は、多く專制政體によつてゐたが、時代の進歩とともに、近代は立憲政體を採用するものが多くなつ

質を異にする。

1事例 我が立憲制度

の特色 立憲政治といへば、今日の強大國は皆一様に採用してゐるところで、一見その内容もほとんども同様に考へられ易い。しかし、全くその國體を異にする我が國の政治は、その根本精神に於ても、その運用に於ても、全然外國のそれとは趣を異にしてゐる。即

た。

我が國では、肇國以來、萬世一系の天皇が一貫して、統治の大權を繼承遊ばされたのであるが、中世以降、久しくこれが制度化されることがなかつた。然るに、明治維新に於て、萬機は天皇御親政の古に復し、國家の根本法が憲法に明示せられ、政治はこの條規によつて行はれ、臣民参政の道が開かれるに及んで、我が立憲政體は確立し、こゝに立憲政治が行はれるやうになつた。

■我が國の立憲政治 我が國今日の政治は、所謂立憲政治で、我等は立憲治下の國民として、日夜その堵に安んじ、國運振興のためにいそしんでゐる。我が國の立憲政治の特色として著しい點は、左の通りである。

(一) 一君萬民の政治 我が國の立憲政治は、明治天皇が

ち、今日我が立憲政治は、中世以降のやうな御委任の政治でもなく、また外國に於けるやうな君民共治の政治や、三權分立主義の政治でもなく、一に我が國獨特の天皇の御親政であつて、帝國憲法は明かにこれを示してゐる。されば、外觀や、體裁が如何に外國に通じたところがあつても、全く立憲制度の淵源を異にする點を混同してはならぬ。

臣民翼賛の道を廣め、天壤無窮の宏謨に従ひ、一君萬民の我が國體の精華を發揚する政治を行はせられんとする有り難い大御心に基づいてゐる。即ち、忝くも君臣一體、上下一如の大精神の下に、國民に参政權を與へ、議會を設けて、大政翼賛の途を開き、以て善政を施さうとせられるのである。

(二) 法治政治 我が立憲政治は、すべて國法に準據して行はれる。従つて、一般臣民の自由は保障せられ、その生命身體、財産などは、法律によらねば、侵すことができないやうに定められてゐる。この立前から、統治權の作用は、互にその權限のはつきり定まつて居る三つの機關に分擔せしめられ、立法は議會、行政は政府、司法は裁判所に於て、行はれるやうになつてゐる。

② 參考 帝國議會 外

國に於ける議會制度を見るに、民主國に於ける議會は、名義上の主權者たる人民の代表機關であり、また君主國の議會は、君主の專横を抑制し、君民共治するため、人民の代表機關である。然るに帝國議會は、斷じて國民の立法府ではなく、天皇の御親政中、たゞ立法及び豫算の大權行使を慎重にせられるために設けられた、天皇輔

(三)責任政治 我が立憲政治は責任政治である。天皇の大権は必ず國務大臣の輔弼によつて行使せられ、國務上のことについて誤りがあれば、國務大臣は直接その責に任ずるのである。

■立憲政治の運用 我が立憲政治のやり方は、天皇御親政の原則を、一層押しひろめられたものである。従つて、右に述べた臣民の権利・自由の保障といふことも、實は天皇の萬民を慈しみ給ふ御精神と、御親政翼賛の機會を國民一般に與へ給はんとする、大御心とに基づいてゐる。また統治權の作用を分つことも、外國に於ける三權分立の如く、統治者の權力を掣肘せんがためのものではなく、たゞ御親政の輔翼機關の分立に過ぎない。更に我が國の議會も、また外國の如き人民の代表機關ではなく、全く

翼の機關である。

■参考 輔翼機關の分立 政府議會・裁判所を分立したことも、外國のやうにその統治權者より司法權と立法權とを奪つて、これを掣肘しようとするものとは違ひ、たゞ親政輔翼の機關を分立して、その翼賛をますます、確實にしようとしたまでのことで、決して統治權の分立ではない。されば、立憲政治の

大政を翼賛せしめ給はんがために設けられた、一つの方法に外ならない。我等は、この尊い大御心を奉體して、臣民翼賛の實を擧げ、以て憲政有終の美を濟すの覺悟をもたねばならぬ。若しも國民にして、これが運用を誤るやうなことがあれば、その害毒の及ぶところは、專制政治に於けるよりも、更に甚だしいものがあらう。

■政黨の任務 立憲治下の國民が、政治に關する意見を立てることになると、勢ひその意見や、主張の同じ者が相結合して、これが實現をはからうとするやうになる。この政治的團體が、政黨である。我が國の政黨は、常に聖旨に基づき、國民民福の増進を使命とし、そのために最も適切と信ずる政綱政策を掲げ、正しい輿論を喚起し、國民を指導して、以て憲政の運用を圓滑にすることを努める

常道が、議會中心の政治にあるとか、または政黨内閣制を樹立するにあるとかいふことも、實は正しい見方ではない。

■参考 我が國政黨の沿革 明治十四年に早くも板垣退助を首領とする自由黨が組織され、十五年には大隈重信によつて改進黨が組織せられた。これが我が國に於ける政黨の起源である。二十三年の議會

べきものである。されば、政黨は陛下の公民おほみづからとしての使命を自覺し、よく國民各方面の利害や意見を考慮し、責任を以て、その標榜する政綱・政策の實行をはかるべき任務をもつ。かくして、いくつかの政黨が互に相競うて、時勢に適切な主義・政見を樹て、國政に參與するならば、立憲政治の發達に貢獻することは、尠くないであらう。たゞ政黨にして、若しも本來の使命を閑却し、黨利・黨略に走り、徒らに黨勢の擴張や、政權の爭奪に狂奔するやうになつては、自ら政治道徳を腐敗せしめ、延いては全く國民の信望を失ひ、遂に國民をして議會の作用にまでも疑念を起させることになる。我が國は、立憲政治行はれて未だ五十年、政黨の發達も、過渡期にある。我等は、常に正しい政治的自覺の下に、各政黨の行動に注意し、黨弊はどこまでも

開設後、政黨の勢力はますます増大した。爾來いろ／＼の變遷推移を経、離合集散が行はれたが、伊藤博文の立憲政友會、桂太郎の立憲同志會、犬養毅の立憲國民黨などは、そのうちでも有力な政黨であつた。なほその後も種々の分合を経、今日に至つては、改進黨の息の通つた立憲民政黨と、自由黨の血を承けた立憲政友會とが、兩々相對峙する二大政黨

これを匡正し、以て正しい政黨の發達を助長するやうに、努力せねばならぬ。これまた、大政翼賛に當るべき國民の責務である。

論議問題 今日我が國の政黨はどんな状態にあるか。また一般世間から政黨の廓正が要望せられてゐるのは、どういふ點であるかを研究せよ。

第三節 法令

■國法 我等が常に眞に忠良なる臣民として生きるがためには、國憲を重んずべきは勿論、更に國憲を基礎として成立した、さまざまの國法に遵はねばならぬ。國法は、國民生活の統制を保ち、公共の福利を増進し、國力を充實するために定められた行爲の法則で、公權力を以てこれを強制せられる。この國法がよく守られてこそ、國勢は強まり、國家の秩序は保たれ、我等の協同生活は圓滑に

となつた。なほこの外、社會大衆黨、國民同盟などがある。

■参考 法の種類

(一) 成文法と不文法
成文法は一定の手續を経て制定し、法文に書きあらはして公布した法であるが、不文法は一地方または全國に行はれてゐる在來の慣習を、そのまま法として認定した

行はれ、我等の身體生命も、財産名譽も、自由も、侵されることがない。かくして、我等は、おの／＼その堵に安んじ、それ／＼職務に勵精して、以てひたすら國運の發展に奉仕することができる。

■權利と義務 國法は、すべて臣民に義務を命じ、權利を與へる形に於て行はれる。即ち、國法は、國家の秩序を紊さず、公益を害せざる者の利益を、權利として保護し、また他人の正當な權利を、尊重すべき義務を命ずる。されば、權利と義務とは、決して相反した別箇のものでもなく、權利がなく、義務が獨り存するものでもない。つまり、權利と義務とは、表裏の關係に立ち、權利を大切にする者は、また義務を重んずる念も、深い筈である。要するに、權利は國法の賜で、我等が身體名譽財産自由の享有を、權利

ものである。昔は慣習法が多く行はれたが、文明の進歩とともに、成文法が發達するに至つた。
(二) 公法と私法 公法は國家または公共團體の組織や、統治者と國民との關係を規定したもので、憲法、刑法、府縣制、町村制などはこれに屬し、私法は國民相互の關係を規定したもので、民法、商法などはこれに屬する。

2 事例 法律の制定

として保護してもらへるのは、一に國法があるためである。されば、我等は心から國法を尊重し、決して權利を濫用せず、また常に義務を重んじ、私利のために公益を侵すことのないやうに、注意しなくてはならぬ。

■國法の種類 國法とは、國憲に屬するものを除く外、廣く國家の法則を指していふ。されば、一定の立法手續に従ひ、法文を以て制定せられた所謂成文法たる國法に於ても、その數は頗る多い。今これを、その制定の手續によつて、法律と命令とに分ける。

(一) 法律 法律は、帝國議會の協賛を経て制定せられたもので、これが制定の手續は、先づ政府または貴衆兩院のいづれかより、法律案を議會に提出し、議會の協賛を経、天皇がこれを裁可せられてから、一般に公布することにな

第七十議會を通過した法律「母子保護法」の制定が、如何なる手續によつてなされたか、その實際の狀況を記さう。

◇昭和十二年二月二十七日、政府より「母子保護法案」を衆議院に提出。

◇三月二日、第一讀會を開き、審査委員に付託。

◇三月十三日、本會議。

第一讀會の續會を開き討論の後、第二讀會を開き、第三讀會省略、委員長報告通り可決。貴族院に送付す。

◇三月二十日、貴族院本會議、

つてある。裁可とは、議會が議決した法律案を、天皇が御嘉納遊ばされ、法律とし給ふ御行爲である。

(二)命令 命令は、帝國議會の協賛を経ずに、制定せられたもので、これに(一)天皇の親ら發し給ふ勅令と、(二)行政官廳をして發せしめ給ふ命令とがある。この命令は、その發する官廳に従ひ、閣令、省令、府縣令、警視廳令、朝鮮總督府令、臺灣總督府令などといふ。勅令中緊急勅令は、公共の安寧を保持し、またはその災厄を避けるため、緊急の必要があり、しかも帝國議會閉會の場合に發せられるもので、これには法律と同一の効力がある。
なほ、法律及び命令中、勅令、閣令、省令は官報を以て公布せられ、それ〴〵公布の日より、滿二十日の周知期間を経るから、施行されるが常である。

第一、第二、第三議會を開きて可決。即日裁可を奏請。
○三月三十一日、官報にて左の通り公布された。

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル母子保護法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十二年三月三十日

内閣總理大臣 林 銑十郎

内務大臣 河原田稼吉

大藏大臣 結城豊太郎

法律第十九號

母子保護法
(以下條文省略)

演習問題 官報やその他の公報によつて、どういふ法律や命令が、どういふ形式で公布されてゐるか。またそれはおの〴〵何時から施行せられるものかを研究せよ。

第四節 法と道德

■法と道德との關係 法がなければ、公共生活は到底營まれ難いが、さればとて、法の力ばかりで、眞に我等の生活の完全を期することはむづかしい。國家の生活に於ては、法の外になほ道德があつて、相共に我等の生活を圓滑にしてゐる。

(一)法は道德の最低限 法は、人の外部に現れた行爲を対象として、これに正不正の判断を加へるが、道德は人の内部に存する精神に對して、是非の批判を加へる。されば、道德が協同生活に於ける人間の行爲の全般に亘つて

1 參考 夫婦の和 夫婦の道は、家族道德の大きいものであるが、しかし法律で「夫婦ハ相和スベシ」と規定はしてない。若しもかういふ規定を設けたところで、それは實際に何の役にも立たない。法律で命せられるから、餘儀なく夫婦の道を守るといふことに

あるに對し、法はその中で、協同生活の維持のために、必要
缺くべからざるものに限られてゐる。従つて、法の範圍
は道德に比して遙かに狭く、つまり法は道德の最低限に
過ぎない。

(二) 法は道德の最高限 轉じて、これを協同生活の秩序
を維持する重要さから見る時は、法は單に個人の良心の
問題として、道德に任しておけないほどの、重要な行爲に
ついての規則である。されば、法は道德の最高限を示す
ものといふべく、この意味に於て、國法を忠實に遵奉する
ことは、一入道德的意義の深いものがある。

■法と道德との運用 我等は、日常生活に於て、法と道
徳との運用について、次ぎの心掛をもつことが肝要であ
る。これ大國民たるの要件である。

(一) 法の道德化 すべて法は、正義に基づき、道德に源を
發するから、法をよく遵守することは、結果に於て、道德に
適ふことになる。我等は、進んで法を道德化し、堅固な道
義心の上に立つて、立派に法を遵守せねばならぬ。彼の
法文の陰にかくれ、或は巧に法網をくゞつて、免れて恥な
きの徒となるが如きは、もとより人間としての大きな恥
辱である。

(二) 法以外の道德の尊重 法は道德にくらべると、その
範圍が遙かに狭い。されば、法の禁ずるところを行はな
いといふだけでは十分でないし、また法は許しても、道德
はこれを許さない場合も決して尠くない。されば我等
は、法が規定してゐない事柄でも、力めて道德に合致する
やうにといふ心掛を以て、日常生活に處して行かねばな

なつては、この道德は殆
ど價値の低いものにな
つてしまふ。法律は單
に、その極端な場合に於
て離婚の原因となるこ
となどを規定してゐる
に過ぎない。従つて、さ
ういふ極端なことさへ
しなければ、それで夫婦
の道を全うしたものと
いはれないのは、勿論の
ことである。

2 参考 消滅時效 他
人から金を借りた場合、

若しも、貸主が十年間催
促せず、經過したなら、
法律上消滅時效にかゝ
つて、その債權は消滅し
てしまふことに定めら
れてゐる。しかし、この
場合、借主がこの法律上
の效果を主張して、全然
借りた金を返さずに濟
ましたとしたならば、た
とひ法律は許しても、道
徳上からは、實際にこの
債務者の行爲が認めら
れるものか。また人間
の良心はそれで満足し

らぬ。

要するに、法と道徳とは、おの／＼立場を異にした協同生活の規則で、両者が相互に補ひ合つて行くところに、その本来の面目がある。即ち、法の及ばないところは、道徳を以てこれを補ひ、道徳の效力の弱いところは、法を以てこれを助けるといふ風に運用されてこそ、始めて協同生活の秩序は保たれ、國民全體の福祉は進められ、かくして我等は、十分に遵法奉公の精神を發揮することができるのである。

演習問題
いか。

法律で「子ハ親ニ孝行スベシ」といふ規定を設けてはいけな

てゐられるものか。それは各自で反省すれば分るであらう。

事例 溺死を傍観

今將に溺死しようとする人を目撃しながら、これを救助しなくても、その理由で法律はこれを罰することはできない。しかし、道徳上からは、これは大きな不道徳の行ひとして、世間の非難を免れ難いであらう。

第七章 帝國議會

本章の要旨 帝國議會は、廣く臣民をして、國政に參與せしめるために設けられた機關であり、臣民は議會を通じて、直接大政を翼賛し奉るのである。我等國民は、陛下の公民たるの意味を自覺し、眞に皇國のために獻身奉公のできる議員を選擧し、以て大御心に應へ奉るやうにせねばならぬ。

第一節 帝國議會

帝國議會 我が國に於ける立憲政治の精神は、君民一體となつて、ますます皇國の隆運を開かうとする點にある。帝國議會は、この精神に基づいて設けられた憲法上の機關で、臣民は議會を通じて民意を明かにし、國政に參與し、以て天皇の御親政を扶翼し奉るのである。議會

参考 施政の監視

議員は立法に參與し、豫算案を審議する任務をもつてゐる外になほ政府の施政が、我が立憲政治の精神に照して、正しいか否かを監視する任務をもつ。議院に於てなされる質問決議建議または上奏などは、この監視の任務を全

は、國民を代表する議員から成つてゐるが、議員は、公正なる國民の意思を代表して立法に參與し、豫算案を審議する重大な任務をもつてゐる。しかし、議員にかやうな任務があるからとて、議會自らが法律を制定し、豫算の成立を決定するものと考へてはならぬ。議會は、民意を正しくあらはして、大政を翼賛し奉る機關で、議會の協賛を経た法律案並に豫算案は、天皇の御裁可によつて、始めて國家の法律ともなり、國家の豫算ともなる。

■帝國議會の構成 帝國議會は、貴族院と衆議院との二院から成る。これを二院制度といふ。この制度に於ては、一院だけでは議會は成立せず、従つて、一院だけの議決では、未だ議會の議決とはいはれない。貴衆兩院の議決が一致したとき、初めて議會の議決があつたことにな

うするために行はれるものが多い。

2 参考 代議制度 國

民のすべてについて、國政上の意見を問ふことは實際にでき難い。それ故、議會に於ては、國民の中から選出せられた者及びその他適當な者に、民意を代表せしめるのである。

3 参考 帝國臣民の縮圖 議會が正しく國民

る。この二院制度は、一方各方面に於ける國民の意見を議會に反映せしめ、これらを相互に補正せしめ、調和せしめ得るとともに、他方また國務の審議を慎重にさせる利益がある。

■貴族院の組織 貴族院は、貴族院令の定めるところ

に従ひ、左の議員によつて組織せられる。

(一)皇族議員 成年に達せられた男子の皇族は、すべて終身議員とならせられる。

(二)公侯爵議員 滿三十歳に達した公侯爵は、全部終身議員となる。

(三)伯子男爵議員 滿三十歳以上の伯子男爵で、それぞれ同爵中から互選せられた者。定數は伯爵十八人、子爵男爵おのゝ六十六人。任期は共に七箇年である。

の輿論を反映するためには、適當に各方面の意見が代表されることが大切である。されば貴族院は、皇族華族及び各種の勅選議員を以て、さまざまの方面を代表し、衆議院は一般公選議員を以て、廣く國民を代表する。かくして國民の希望を聴き、公正な政治が産み出される。

■事例 貴族院選出別議員數 (昭和十二年四月現在)

(四)勅選議員 國家に勳功があり、または學識のある満三十歳以上の男子で、特に勅任せられた者。定數は百二十五人以内、任期は終身である。

(五)帝國學士院會員議員 満三十歳以上の男子で、帝國學士院會員の互選によつて、勅任せられた者。定數は四人で、任期は七箇年である。

(六)多額納稅者議員 満三十歳以上の男子で、北海道及び各府縣に於て、土地或は工業商業につき、多額の直接國稅を納める者百人の中から一人、又は二百人の中から二人を互選して、勅任せられた者。定員は六十六人以内で、任期は七箇年である。

四衆議院の組織 衆議院は、衆議院議員選舉法の定めるところに従ひ、公選せられた議員によつて組織せられ

皇族	御一八方	男爵	六六名
公爵	一六名	勅選	一三三名
侯爵	三六名	學士院	四名
伯爵	一八名	多額	六六名
子爵	六六名	計	四一三名

5 参考 帝國學士院會員、帝國學士院は、文部大臣の管理に屬し、學術の發達を圖り、教化を裨補するを目的とする。會員は、碩學中から推薦勅命された者で、定員は百名である。

6 事例 第七十回帝國

る。この議員は、國民を代表して、國事を議するの意味から、俗に代議士と呼ばれる。議員の定數は、四百六十六人で、その任期は四箇年である。

四帝國議會の活動 帝國議會は常置の機關ではないから、議會の活動には、特別の手續が必要である。この手續は、すべて天皇の大權に基づいて行はれる。

(一)召集 天皇は、毎年一回、必ず貴衆兩院の議員を召集し給ふ。これは通常議會で、會期は三箇月である。また臨時緊急の必要があれば、臨時議會を召集せられる。

(二)開會閉會 議員が召集に應じて、各議院に參集し、議員の部屬を定め、衆議院議員總選舉後の最初の議會であれば、その議長副議長が勅任せられて、こゝに議會が成立する。天皇は日を定めて、兩院議員を集會せしめて、開院

議會 昭和十一年十二月廿四日召集同二十六月開院式を行はせられ、年末年始のため休會、翌十二年一月廿一日再會、同廿四日議席部屬決定、同日議會成立、その後内閣更迭のため、休會、停會を續け、二月十五日再會、同日首相兼外相及び藏相の施政方針に關する演説あり、引續き審議を進行した。然るに會期切迫しても審議未了のため、六日間會期を延長

式を行はせられる。これを開會といひ、議會の活動はここに始まる。會期が盡きると、天皇は閉會を宣し給ふ。

(三) 停會休會 會期中、一時議會の活動停止を命ぜられることを停會といふ。停會は議會の反省を促す場合、またはその他の理由によつて、議事進行のでき難い場合などに行はれる。また、議院は議決によつて、自ら一時活動を休止することがある。これを休會といふ。

(四) 解散 衆議院議員が、その任期満了前に、政府の奏請によつて、その資格を消滅せしめられることを解散といふ。解散は、衆議院が政府と意見を異にする場合、政府に於て現在の衆議院は、國民の總意を代表してゐないと認め、新たな總選舉によつて、眞に民意を代表する者を選出せしめようとして、行はれるのが通例である。衆議院が

したが、その終了日たる三月三十一日に、突如衆議院は解散せられた。

7 事例 停會 第七十

議會の會期中、内閣更迭のため、林内閣は前内閣の提出した昭和十二年度豫算案以下議案全部を一應撤回に決し、再検討を加へて、再提出する準備の必要上、二月四日から十日迄七日間の停會を奏請した。

8 事例 第七十議會解

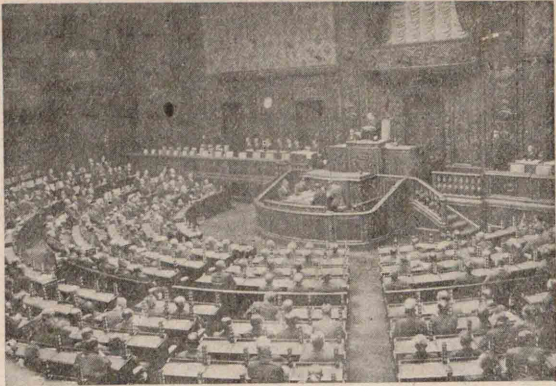
解散せられた場合は、三十日以内に、新たに總選舉が行はれ、解散の日から五箇月以内に、臨時議會が召集せられる。

貴族院には解散がなく、衆議院の解散と同時に、停會を命ぜられる。

(五) 議事 帝國議會の議事

は、貴衆兩院各別にこれを開く。議事を開くには、兩院のおの總議員の三分の一以上の出席がなければならぬ。議事は、出席議員の過半数を

以て可否を決し、可否が同数の時は、議長の決するところによる。議事は、公正を期するため、原則としてこれを公



開會中の衆議院

散經過 昭和十二年三月三十一日、政府は衆議院の審議の狀況が誠意を缺き、重大時局に際し、大政翼賛の誠の有無を疑ふとし、國民の公正なる良心に訴へ、是非を天下に問ふといふ理由を以て解散を奏請し、遂に解散の詔書と同時に、貴族院停會の詔書が發せられた。かくして、四月三十日總選舉が行はれ、開票の結果は依然反政府黨が絶對多數を占め

開し、一般國民の傍聽を許し、またその議事録は公刊せられることになつてゐる。

議員の職責 兩院の議員は、全國民に代つて、正しき輿論を議會に反映し、直接二君萬民の立憲政治に參與し、天皇の統治に翼賛すべき重大なる職責をもつ。従つて、議員をして、この重大な職責を盡くさしめるために、種々の特權が與へられてゐる。即ち、兩議院に於て發表した意見や、表決については、院外に於て責を負ふことなく、また現行犯罪、内亂外患に關する罪を除く外、會期中その院の許諾なくして、逮捕せられることがない。また、この半面に於て、公平無私にその職務を行ふために、召集に應じて集會し、會議に出席し、表決に加はり、議院規則に服従するなど、種々の義務を負はねばならぬ。議員たる者は、よ

るに至つたが、五月二日政府は聲明を發表して、現下の時局に正しき認識を以て、舉國一致大政翼賛の實を擧げること希望した。

9 參考 衆議院解散一覽

解散年月日	内閣	解散事理
明治 三・三	松方内閣	建憲黨其他各派決
三・三	伊藤内閣	對外國、官報振臨
三・六	伊藤内閣	失政上奏案
三・一五	大隈内閣	内閣不信任案
三・一六	伊藤内閣	増稅案否決
三・二六	内閣	海軍擴張費案否決
三・二七	内閣	對露外交強勁案否決
三・二五	大隈内閣	朝鮮歸還案否決
三・二五	寺内内閣	内閣不信任案
三・二六	寺内内閣	普通選舉法案
三・二六	清浦内閣	内閣不信任案
三・二七	田中内閣	内閣不信任案
三・二七	齋藤内閣	内閣不信任案
三・二七	大隈内閣	與黨少數
三・二七	大隈内閣	與黨少數
三・二七	岡田内閣	與黨少數
三・二七	林内閣	議會刷新

10 參考 意思發表の自由

このことは議員として何等の拘束を受け、ことなく、發言表決せしめようとする趣旨に出でゐる。しかし、更に院外で演説、印刷その他の方法で意思を發表したときは、普通の法令でその責任を問はれる。

この議員としての本務を自覺し、節操を守り、一人一黨の私利を顧みず、正しき政治思想をもち、國運進展についての認識を誤らず、よく國民の意のあるところを洞察して、以て聖旨に應へ奉るところがなくてはならぬ。特に、高潔な人格と、剛健な國民精神とをもち、また、實際の政治に於て、健全な思想と豊富な經綸とを具へて、天壤無窮の皇運を扶翼し奉ることを、寸時も忘れてはならぬ。

演習問題 最近あつた衆議院の解散の事實につき(一)なぜ政府は解散を奏請したか(二)總選舉の結果衆議院の分野はどう變つたか(三)その後の政局はどんなに推移したかを研究せよ。

第二節 議會の協賛

議會の協賛 帝國議會は、法律案と、歳出入豫算案と

1 參考 協賛の意味

を審議して、國政に協賛するを、主要な任務としてゐる。協賛とは、單に同意を與へるとか、或は内容を審議し、これを認定、議決するとかといふだけのことではなく、どこまでも、正しく民意を表明して意見を奉り、力を協せて、天皇の御統治をお助け申し上げることである。しかし、議會の協賛を経たことでも、それを御裁可遊ばすか否かは、一に上御一人の御判断によるのである。たゞ、議會の協賛のあつた法律案、豫算案でなければ、天皇の御裁可はない。議會の協賛には、左の二つのものがある。

■法律の制定　すべて、法律の制定は、必ず帝國議會の協賛を経なければならぬ。議會は、政府の提出する法律案に、協賛を與へるのみならず、また、議院が自ら法律案を提出する權能をももつてゐる。また、議會閉會の場合、緊

例へば、立法の協賛に於て、法律案が議會の議に附せられた場合に、議會はこれを慎重に審議し、それが必要且つ適當であることを認定して議決する。これによつて、議會は天皇の立法權の行使を協賛し奉ることになる。

■事例　緊急勅令　政府は第七十議會に、鐵ノ輸入税免除ニ關スル法律案を提出した。これ

急の必要に應じて發せられた緊急勅令に就ては、政府は必ず次ぎの會期に於て、議會の承諾を求めねばならぬ。議會が、若しこれを承諾しない場合は、この勅令は將來に向つてその效力を失ふこととなる。これは、議會が立法に參與する權限を有する以上、その實を貫かんがためには、當然なことである。なほ、天皇が憲法の改正を行はんとせられる場合も、議會の協賛を経べき定めである。

■豫算の議定　國家の各年度に於ける歳出・歳入に關する豫算は、必ず帝國議會の協賛を経るを要する。この際、豫算案は、先づ衆議院に提出せられる。これを衆議院の豫算先議權といふ。若し議會が會期中に豫算を議了せず、豫算が不成立となつた場合は、政府は前年度の豫算を施行する。この外、政府が議會閉會中、財政上の緊急處

は近時鐵價が際限なく暴騰して、その結果、鐵關係の事業に支障が起るばかりでなく、延いては他の一般物價を釣り上げ、國民生活を脅威する恐れあるため、價格統制の必要上から提案せられた。然るにこの法案の審議が未だ終らないうちに、議會は解散になつたが、事情はいよゝゝ切迫して、到底次ぎの議會を待つことができないので、政府は斷然緊急

分によつて、豫算外の支出をした時は、次ぎの議會に提出し、その承諾を求むべく、なほ政府が、將來の國民の負擔となる國債を起さうとする時にも、議會の協賛を得なければならぬ。

四 議院の權限 議會は右の外、なほ政府が、正しく天皇を輔弼し奉つてゐるか否かを、批判して、責任を問ふ重き任務を有し、このために、各院はまた獨立して、種々の權限をもつて居る。即ち、兩議院は(一)議院の意見を聖聞に達するため、これを文書に認めて上奏することができ、(二)政府に對して、法律又はその他の事柄につき、議院の意見や希望を建議したり、(三)臣民の提出する請願を受理するなどの權限を有し、こゝに下情上達の途が開かれてゐる。また、(四)議院は、政府の過去の行爲、または將來の施政

勅令として發布することに決し、上奏御裁可を仰ぎ、四月十五日これを公布するに至つた。

3 事例 豫算の議定

政府は昭和十二年度歳出歳入總豫算案二十八億千三百餘萬圓を二月五日衆議院に提出、衆議院では三月八日これを可決し、貴族院に送付、貴族院では同二十九日にこれを可決した。

方針などに関して、質問をなす權限をもち、以て政府の施政を監視するの實を擧げる。かく、帝國議會は、重大な任務をもつてゐる。されば、この機關が正しい活動をなし、

國利民福を進め、國體の精華を永遠に保持するためには、先づ議員自身がその重責に目覺め、一意奉公の誠を盡くす心掛をもつべきであり、またこれと共に、全國民も、我が立憲政治の精神を體して、正しき國民の意思を議會に反映せしめるために、大きな努力を拂はねばならぬ。

演説問題 衆議院に於て多數黨たる野黨が、盛に政府彈劾の演説を爲し、遂に政府彈劾の上奏案を上程して、これを可決した。この場合政府は法律上どういふ責に任せねばならぬか。

4 参考 上奏 上奏に

は開院式勅語に奉答する場合に行はれるもの外に、また政府の失政を上聞に達するためにするやうな政治的意味の強いものもある。しかし今日では、實際に於て後者の意味をもつ上奏は殆んど行はれない。

第三節 議員の選舉

議員の選舉 衆議院は、國民中から公選せられた議員によつて組織せられる。選舉は、國民が眞に民意を代表して、天皇の大政を翼賛し奉るために、最も適當と信ずる人を選ぶことである。元來、選舉の方法には、二つの種類がある。一は納税額や、教育程度などに基づいて、一定の制限を設けたもので、これを制限選舉といひ、他はこれらの制限を設けないで、國民一般に選舉權を與へる制度で、これを普通選舉といふ。民意を重んずる立憲政治に於ては、選舉權はできるだけこれを多數の國民に與へるのが理想である。尤も、我が國に於ても、未だ國民の政治思想が幼稚であつた頃は、久しく制限選舉制が行はれ、一定の直接國税を納める者にのみ選舉權が與へられてゐた。然るに、その後、國民の政治思想も次第に進み、選舉權

1 参考 我が選舉法の沿革 (一) 明治二十二年公布の選舉法では、制限選舉主義を採り、直接國税十五圓以上を納める者に選舉權を附與したが、改正の要求につれて、(二) 明治三十三年の改正を見、納税資格を十圓に下げた。然るに選舉權擴張の聲はますます高く、(三) 大正八年更に改正されて、納税資格を三圓と改めたが、(四) 大正十四年遂に現行の普通選舉

擴張の要求も、漸次高まつて來たので、遂に大正十四年に、選舉法の改正が行はれた。即ち、右の制限を撤廢して、政治を理解するに足る年齢に達した男子に、普く選舉權を與へる所謂普通選舉が行はれるに至り、昭和三年二月の總選舉から實施せられて、以て今日に及んでゐる。かくして、國民の参政權は、大いに擴張せられ、こゝに漸く國民總がかりの政治が行はれるに至つたのは、我が立憲政治の發達の上に、特筆すべきことである。

選舉權 衆議院議員の選舉人となる資格を選舉權といひ、帝國臣民たる満二十五歳以上の男子は、すべてこれを有する。たゞ、(一) 禁治産者、準禁治産者、(二) 破産者で、復權を得ない者、(三) 貧困により、生活のため、公私の救助を受け、または扶助を受ける者、(四) 一定の住居を有しない者、(五)

法が兩院を通過するに至つた。當時舊制度に於て僅か三百三十萬人の有權者は、一躍千四百十五萬人に激増した。

2 参考 一定の犯罪人

(一) 六年以上の懲役または禁錮の刑に處せられた者、(二) 一定の罪を犯し、六年未滿の懲役に處せられ、その執行を終へ、または執行を受けることなきに至つた後、一定の期間を経過しない者、(三)

一定の犯罪人などは、選舉權をもたない。なほまた、華族の戸主、現役軍人、戰時事變に際し召集中の陸海軍人など、特別の境遇にある者も、選舉權をもたない。

■被選舉權 衆議院議員に選舉せられる資格を被選舉權といひ、帝國臣民たる満三十歳以上の男子に與へられる。たゞ、(一)前項に列記した選舉權を有しない者、(二)選舉事務に關係のある官吏及び吏員にして、その關係區域内に在る者、(三)在職の宮内官、判事、檢察行政裁判所長官及び評定官、會計検査官、收稅官吏、警察官吏及び歸化人などは、これをもたない。

また(一)政務官、以外の官吏及び待遇官吏、(二)貴族院議員、(三)北海道會議員、府縣會議員などは、衆議院議員を兼ねることができない。

六年未滿の禁錮の刑に處せられ、または前項以外の罪を犯し、六年未滿の懲役の刑に處せられ、その服役中の者、または執行を受けることなきに至るまでの者。

【参考】 陸海軍人 陸

海軍人で現役中の者、または戰時事變に際して召集中の軍人、並に服役第一年度の豫備役下士官兵にして召集せられた者、並に兵籍に編入せ

四 選舉の方法 選舉の方法について、左の規定がある。

(一)選舉人名簿 我等が實際に投票するには、原則として選舉人名簿に登録せられてあることが必要である。選舉人名簿のことは、市町村會議員選舉人名簿の場合と、大體同様である。

(二)選舉區 選舉は、選舉區毎に行はれる。現在では、人口を標準として、道府縣を一乃至數個の選舉區に分ち、各選舉區から、三名乃至五名の議員を選出する。この選舉區の定め方を、中選舉區制といふ。なほ、投票區は、普通市町村の區域に小分し、開票區は一郡市の區域によるを原則とする。

(三)投票 投票は、一人一票、單記無記名の方法により、市町村會議員の選舉の場合と、大體同様である。

られた學生、生徒及び志願によつて國民軍に編入せられた者は、選舉權をもたぬ。

【事例】 政務官 國務

大臣、内閣書記官長、法制局長官、各省政務次官、各省參與官、内閣總理大臣、秘書官、各省秘書官。

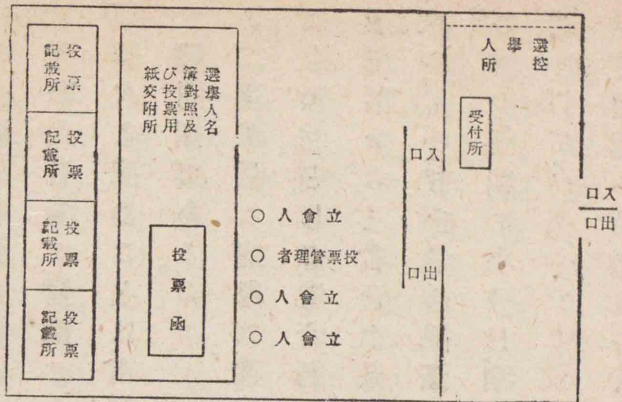
【参考】 選舉人名簿

名簿の調製、縦覽、修正の申立、名簿の確定などは、兩者の間に大差はない。

(四) 開票當選

投票が終れば投票はこれを開票所に送

付し、開票して、その有効無効を決定し、更にこれを縣廳支廳市役所などに設けられる選舉會に集めて、いよく當選人を決定する。即ち、法定



諾の届出をすると、地方長官は當選證書を附與し、こゝに

たゞ市町村會議員の場
合には、その市區町村に
引續き二年以上居住す
る者を登録するに對し、
こゝでは六箇月以上在
住の者を登録する。

6 参考 選舉區制 (一)

小さく區分した各選舉
區から、一人の議員を選
出する制度を小選舉區
制といひ、(二)大きく區分
した各選舉區から、多數
の議員を選出するを大
選舉區制といふ。これ

いよく當選人は、衆議院議員の資格を得る。

(五) 立候補届出

自ら議員候補者にならうとする者、又は議員候補者を推薦しようとする者は、府縣會議員選舉の場合と同様に、選舉長に届出でねばならぬ。

選舉運動

選舉が開始されると、議員候補者自身に於ても、亦これを應援する人々に於ても、その當選を期するため、選舉運動を行ふ。選舉運動の本旨は、専ら言論文章によつて、自己の政見を發表し、以て選舉人の批判を求め、その投票上の判断に資せしめようとするにある。然るに、實際に於ては、自己の得票のために、或は情實や利權を以て誘惑したり、或は金錢を以て買収を試みるなど、殆ど、目的のためには手段を擇ばぬやうな、淺ましいことさへ無しとせぬ。されば、これら選舉運動の弊害を防止

に對し、今日我が國の採
用せる制度を(三)中選舉
區制といふ。いづれに
も一得一失がある。

事例

法定數

この
場合の法定數とは、選舉
區内の議員の定數を以
て、有効投票の總數を除
して得た數の四分の一
をいふ。今某選舉區に
於ける議員定數三を以
て、有効投票總數六萬票
を除して得た數は二萬
票、この四分の一即ち五

するために、或は選挙期間を短くし、選挙事務所や選挙運動者の数を限定し、或は戸別訪問を禁止し、選挙費用を制限し、罰則を厳にするなど、あらゆる方法が定めてある。

六 選挙に対する国民の責務 立憲政治は、国民に参政権を與へて、正しい輿論に基づいて、御親政を翼賛せしめようとすると、ところに、大きな特色がある。されば、選挙に際しては、各自の信念に基づき、時局を擔當して、よく大政を翼賛し奉るに値する立派な國家的人材を選出し、これを鞭撻し、以て聖旨に應へ奉るこそ、忠節なる国民の御奉公である。これがためには、よろしく公明正大な國家的見地に立つて、情實利欲を排し、また權威や壓迫に屈せず、清き一票を投ぜねばならぬ。彼の壓迫や、誘惑に迷はされて、投票を左右にしたり、または金錢によつて買収され、

千票が法定數となる。

事例 立候補届出

この場合の供託金は二千圓となつてゐる。右の例を以ていへば、一候補者の得票が議員定數三で有效投票六萬票を除して得た數二萬票の十分の一、即ち二千票以下の場合には、供託金二千圓は沒收される。

事例 選挙費用 選

舉費用は、選挙区内の議

利權によつて節を賣つたりするが如きは、まことに憲政の賊であり、不忠不義の甚だしいものである。また、この貴い權利である選挙權を、むざむざ抛棄する者があるが、これらは立憲政治の恩澤を無視し、且つその貴い一票の意味を解せざる政治道徳上の大きな罪惡といはねばならぬ。更に、議員候補者たる者も、徒らに醜劣な選挙運動などに狂奔することなく、よく立憲治下に於ける選挙の精神を體して、どこまでも公正の途を歩み、堂々政治上の主義主張を以て臨むべきである。

演習問題

現今我が國で選挙の肅正淨化が叫ばれてゐるが、あれほどういふ必要から來たことか、またこの運動の效果は、どうであるかを研究せよ。

員定數で、有權者數を除して得た數に、三十錢を乗じた額以内と限定せられてゐる。右の例でいへば、議員定數三を以て、有權者總數六萬を除して得た二萬を三十錢に乘じた額、即ち六千圓以内に制限せられてゐる。なほ選挙郵便物の無料發送や、選挙運動に學校などの公共營造物を使用することを許すなど、種々の便宜が認められてゐる。

第八章 政府 樞密顧問

樞密顧問 政府は、國務について進んで意見を奏上して、天皇を輔弼し奉り、樞密顧問は、國務について天皇の御下問に奉答する。かくて天皇は善政を行はせ給ふ。さまざまの行政官廳は、天皇に隸屬して百般の政務を行ひ、國民民福を圖つてゐる。我等も、これら官廳に協力して、國政の運用に貢獻せねばならぬ。

第一節 國務大臣

國務大臣の地位 我が國は、萬世一系の天皇の統治し給ふところであるが、しかし、百般の御政務を、悉く御一人で行はせ給ふのではなく、憲法の規定に基づき、それぞれの輔翼機關を通じて、これに當らせられる。これらの

参考 特定任務の輔弼機關 (一)宮内大臣は皇室の一切の事務について輔弼し、(二)内大臣は天皇に常侍し、御璽國璽の尙藏、内廷の文書事務を掌り、(三)參謀總長、軍令部總長は天皇に直隸し、帷幄の軍務に參劃し、國防用兵の事務を掌り、(四)軍事參議院は重要軍務

機關のうち、一般の國務に重要な關係をもつものは、國務大臣と、樞密顧問である。國務大臣は、國務に關して天皇を輔弼し奉り、その責に任ずる憲法上の機關である。輔弼とは、天皇が大權を行はせられるに當つて、大御心を拜して、御下問に奉答するは勿論、また御下問がなくとも、進んで意見を奏上し、ひたすら、まことを盡くして、天皇の御榮えに仕へ奉ることである。

國務大臣の責任 國務に關する天皇の御行爲は、すべて國務大臣が輔弼し奉らなくてはならぬ。若し、御稜威に添ひまつらぬやうな國務があつたとすれば、それは、畢竟、國務大臣が輔弼の大任を完うしなかつた結果で、國務大臣は、かやうな輔弼につき、天皇に對し奉つて、直接一切の責任を負はねばならぬ。従つて、國務大臣は、天皇の

の諮詢に應へ、(五)元帥府は軍事上の最高顧問に任ずる。

参考 責任 責に任ずるとは例へば、國務大臣が議會で質問を受け、責任を問はれた場合に、その事について、自らこれを知らぬとか、命令によつて行つたとかいふことができず、どこまでも自分の輔弼の任務から出た結果として、答辯せねばならぬことをい

御命なりといふ口實によつて、決して輔弼上の責任を免れることはできない。かくて、一切の國務は、すべて國務大臣の輔弼の責任に歸する。かやうな政治のやり方が、立憲政治の大きな特色とせられる責任政治である。

副署 國務大臣の輔弼は、副署によつて證明せられる。副署とは、法律勅令その他國務に關する詔勅發布の際に、天皇の御名に副へて、國務大臣の名を署することである。この副署によつて、國務上の天皇の御行爲に對し、國務大臣が輔弼し奉つたことを公に表明するとともに、また國務大臣自らの責任を明かにする。尤も、國務大臣の責任は、副署によつて始めて生ずるのでなく、たとひ副署がなくとも、國務大臣は、輔弼者として、その責任を負ふものである。されば、國務大臣の責務は、實に重且つ大である。

ふ。實際に責任を糾問するのは、議會の決議、上奏とか、世論の批評や論難などである。

3 参考 副署 副署の例は、本書巻頭にある憲法發布の上諭についてみれば明かであるが、法律勅令が公布せられる場合に附けられてある上諭や、國務に關する詔勅などを官報によつてみれば、その形式を明かに知ることができる。

あるといはねばならぬ。

4 内閣 各國務大臣は、元來單獨で國政に參與し、天皇を輔弼し奉る。されど、その輔弼の事項は、國務の全般に互り、互に密接な關係をもつてゐるから、全體としての統一・調和を保つことが必要である。そこで、國務大臣は、重要な國務について、合議する機關を組織し、内閣全體の意見をまとめ、方針を一定して、以て天皇に仕へ奉る。この國務大臣の合議機關を内閣といひ、普通またこれを政府ともいふ。内閣總理大臣は、内閣の首班として、聖旨を奉體して、輔弼の重責に當るとともに、また國務大臣間の連絡統一を保ち、その意見の一致を見るやうに努める。内閣に於ける協議即ち閣議は、多數決を以て議決せず、必ず、全員一致の意見によつて進められる。されば、内閣は、主

4 事例 組閣の大命降下 昭和十二年一月二十九日、林銑十郎氏は、御召により宮中に參内、天皇陛下に拜謁仰付けられ、組閣の大命を拜したが、暫しの御猶豫を乞ひ奉り、御前を退下、二月二日參内、慎重熟慮の結果、謹んで大命拜受の旨を奉答し、恭しく閣員名簿を捧呈し、即日親任式を行はせられた。

5 事例 閣議 林内閣

義政綱を同じうする者によつて組織されるが常である。即ち、内閣總理大臣が大命を拜受すれば、その奏請によつて他の國務大臣が任命される慣はしとなつてゐる。

國務大臣と各省大臣 國務大臣は、國務に關し、天皇を輔弼し奉る憲法上の機關であるが、また同時に、各省大臣であることを例とする。各省大臣は、行政各部の長官として、その省の所管する事務について、責任を負ふだけで、憲法上の補弼機關としての國務大臣とは明かにその性質を異にする。我が國の官制では、便宜上、このやうに性質の相異なる兩者を同一人が兼ね、入つては國務大臣として天皇を輔弼し奉り、出でては各省大臣として、その省所管の行政事務を統轄する。

現在では、内閣總理大臣及び各省大臣が、同時に國務大

は、二月二日首相官邸に初閣議を、また翌三日臨時閣議を開き、人事の決定及び政府の政策、政綱並に對議會策を中心として、重要協議を行つた。

参考 國務大臣と各省大臣

農村救済に關し、陸軍大臣に答辯を求めた議員もあれば、また文部大臣に對支外交問題について質問した議員もある。しかしこれらは勿論當然のことで、

臣となつてゐるが、各省大臣でない國務大臣を置くこともできる。これを無任所大臣といふ。

兼務官制 甲大臣が輔弼し奉らんとするところと、乙大臣のそれとが異つて相容れない場合があつたなら、國務大臣としては、どんなに進退を處するのが本當であらうか。

第二節 樞密顧問

樞密顧問の性質 樞密顧問は、天皇に直屬し、重要な國務について、天皇の御諮詢に應へ奉る憲法上の合議機關で、官制上では、樞密院といふ。樞密顧問は、明治二十一年帝國憲法及び皇室典範の草案を審議するために設けられ、その後引きつゞいて、今日に及んだもので、天皇の最高顧問府である。

樞密顧問の任務 樞密顧問も、國務大臣も、同じく憲

各省大臣も、國務大臣として、農村問題でも、外交問題でも、當然關與すべき筈である。

事例 樞密院へ御諮詢

昭和十二年四月、政府は鐵價暴騰による鐵鋼價格統制のため、鐵關稅免除の緊急勅令案を上奏御裁可を仰いだ。が、同月十四日樞密院へ御諮詢あらせられた。當

法上の機關であるが、國務大臣は自ら進んで意見を上奏し、天皇を輔弼し奉る責務をもつてゐるに對し、樞密顧問は、單に天皇から御諮詢のあつた場合に始めてその事項につき合議して、これを奉答するだけで、單獨に意見を奉る權能はない。御諮詢に奉答した意見に就ては、國務大臣の輔弼を俟ち、一に聖慮によつて決定し給ふ。樞密顧問は、直接施政に關與することなく、政治上の責任者は、ただ國務大臣に限られる。かく、國務大臣の輔弼がある上になほ、かやうな諮詢機關を設けられたのは、つまり大權の發動を一層慎重にし、天皇の御親政の上に、萬遺漏なきを期せらるゝ御趣旨に外ならぬ。従つて、樞密顧問は、議會や政府の意見に拘束せられることなく、御諮詢事項を慎重に審議し、不偏不黨の立場から、輔翼の任を盡くすも

日各顧問官各閣僚參列、天皇陛下の親臨を仰ぎ、審議の末、原案通り可決、同十五日鐵の輸入税免除に關する緊急勅令が公布せられた。

2 參考 諮詢事項 樞

密院に諮詢すべき事項は、(一)皇室典範に於てその權限に屬せしめられた事項、(二)憲法の條項または憲法に附屬する法律、勅令に關する草案及び疑義、(三)戒嚴の宣告緊

のである。

三 樞密顧問の組織 樞密顧問は、議長、副議長各一人、顧問官二十四人よりなる。

いづれも、國家の元勳並に練達の士で、年齢四十歳以上の者から親任せられる。國務大臣は、當然樞密顧問官として、議席に列し、表決に加はる。樞密院の會議には、通常、天皇が親臨せられ、その議決方法は、出席者の多數決による。

演習問題 樞密院が政府の重要な政策に反對した奉答をした場合に、その結果については、何人が責任を負ふことになるか。

第三節 行政官廳

一 行政權の本旨 現代、我が國に於ては、統治權の作用

は、立法司法、行政の三つに分けられてゐる。行政とは、立

急勅令、財政上の緊急處分の勅令及び罰則の定めある勅令、(四)列國交渉の條約及び約束、(五)その他臨時に御諮詢あらせられる重要な國務である。

1 參考 行政の區分

(一)内務行政は、公共の安

法司法を除いた外の一切の統治権の作用で、公共の安寧秩序を維持し、國民幸福を圖ることを目的とするすべての政務をいふ。廣い意味では、天皇の大權事項も、その中に含まれるのであるが、それでは、その範圍が餘りに廣汎に亙るから、天皇は大權事項以外の行政を、いろいろの行政機關を通じて行はせられる。普通に行政といふ場合は、この狹義の行政作用を指してゐる。この狹義の行政作用は、各省大臣、地方長官などの行政機關によつて行はれる官治行政と、政府の監督の下に、府縣市町村などの地方自治團體によつて行はれる自治行政との二つに分たれる。こゝでは、専ら官治行政について研究しよう。

行政は、國家の政務中、その範圍が最も廣く、普通内務行政、外務行政、軍務行政、司法行政、財務行政の五つの方面に

寧秩序を維持し(警察行政)、直接に國民の幸福と利益の増進を圖ること(助成行政)を目的とし、現在内務文部農林商工遞信鐵道拓務の七省が分掌してゐる。(二)外務行政は、外國に對して、國家や國民の福利を保護、増進するを目的とし、外務省の主管にかゝる。(三)軍務行政は、陸海空軍の編制や、軍需品の供給及び徵兵、徵發など、國防上必要な諸般の事務を

大別せられる。但し、その分類は、時勢の必要に應じて、時に變更増減せられることがある。我等が、日々何の不安もなく、幸福な生活を送ることができ、かやうに廣い範圍に亙つて、周到な行政作用が行はれてゐるからである。この點だけから考へても、我等は國の恵みをしみと感ずることができ、

行政官廳 行政機關の中、行政事務の一部を擔任し、その範圍内で、國政の意義を明かにし、これを外部に表示する權限を與へられた機關を、行政官廳といふ。各省大臣、府縣知事などはこれである。またこの外、行政官廳を補助する多くの補助機關がある。各省次官、局長、書記官、屬などの如きこれに屬する。

行政官廳の種類 行政官廳には、中央行政官廳と、地

行ひ、陸軍省、海軍省の所管で、(四)司法行政は、裁判所の配置や、司法事務の監督、犯罪の捜査など、司法權の行使に必要な事務を處理し、司法省がこれを管轄する。(五)財務行政は、國家の財政即ち豫算の編成、租税の徵收、國債の發行、國有財産の收支整理など、國家の財政を經理する事務で、大藏省の所管にかかる。

2 参考 行政官廳と行

方行政官廳とがある。前者はその権限が全國に及び、後者は、その権限が一地方に限られる。

(一) 中央行政官廳 中央行政官廳は、三つに分たれる。

(一) 内閣は、各省大臣を以て組織する合議制の官廳で、(二) 内閣總理大臣は、内閣の首班として、内閣の統一を保つと同時に、一の行政官廳として、各省大臣の主管に屬しない行政事務を擔任し、閣令を發する。附屬機關として、法制局、恩給局、賞勳局、統計局、印刷局、企畫院などが置かれ、補助機關として、内閣書記官長、局長、書記官、秘書官などがある。

(三) 各省大臣は、單獨制の官廳で、行政各部を分擔し、その主管事務について、地方長官を指揮、監督し、また省令を發する。現在、この官廳は、外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農林、商工、逓信、鐵道、拓務、厚生、の十三省に分れ、おのゝ大臣

政官衙 文部大臣とか府縣知事とかいへば、それは行政官廳であるが、文部省とか、府縣廳とかいふときは、それは行政事務を執る場所の設備、建物たる官衙官署のことである。

3 参考 各省の沿革

我が國の省の數は、明治十八年の改革に於て、外務、内務、大藏、司法、陸軍、海軍、文部、農商務、逓信の九省であつた。二十九年

を長官とし、政務次官、次官、參與官、局長、秘書官、書記官、事務官などの補助機關をもつてゐる。

(二) 特別中央行政官廳 特別な中央行政官廳は、二つある。

(一) 會計検査院は、會計検査官より成る合議制の官廳で、天皇に直屬し、國務大臣に對して、獨立の地位を有する。國庫の收入、支出、國有財産及び國債に關する計算を検査、確定して、國家の會計を監督する。(二) 行政裁判所は、長官、評定官より成る合議制の官廳で、天皇に直屬し、國務大臣及び司法裁判所から獨立してゐる。行政官廳の違法處分に對して、臣民の起した訴訟を裁判する。

(三) 地方長官 地方長官は、内地の地方行政官廳で、(一) 北海道廳長官、(二) 府縣知事、別に、(三) 東京府に於ける警視總監がこれである。それゝ内務大臣の指揮、監督の下にあ

に拓殖務省が新設されたが、三十年に廢止され、次いで大正九年鐵道省が新設され、同十四年農商務省が廢されて、農林省と、商工省とが設立され、更に昭和四年拓殖省が、同十三年厚生省が新設された。

4 参考 會計検査院

これは國家の財政の紊亂を防ぐとともに、一面國民の納稅義務に對して、國家の出納の責任を

るが、また各省の主管事務については、各省大臣の指揮監督を受け、その行政區劃内に於て、一般行政事務を掌る。廳令・府令・縣令を發し、非常急變の際は、師團長に出兵を要求する権限をもつ。また、北海道廳長官に限り、拓地植民の事務を掌り、警視總監は、特に東京府の警察消防及び衛生の事務を掌る。

(四) 拓殖行政官廳 朝鮮・臺灣・樺太・南洋委任統治區域、關東州は、内地と文化の程度や、風習を異にするから、それぞれ特別の行政機關を設け、これに行政事務を委任し、政府はその大體を監督する立前となつてゐる。(一) 朝鮮總督は、朝鮮に於ける一切の政務を統理し、內閣總理大臣を経て上奏し、裁可を受ける権限を有し、朝鮮總督府令と、制令とを發する。(二) 滿洲國駐劄特命全權大使は、內閣總理大

明かにするため、に設けられた官廳で、院長一人、部長三人、検査官十二人から成る。

【参考】 行政裁判所

封建時代では、爲政者の處分に無理や、不當なことがあつても、なほ且つこれに従はねばならなかつた。然るに、今日立憲政治の下に於ては、行政官廳が時に違法の處分をして、臣民の權利を侵害した場合、これを救

臣の監督を受け、關東局の事務を統理し、關東局令を發する。また、海外事項に關しては、外務大臣の監督を受ける。(三) 臺灣總督は、拓務大臣の監督を受け、その地方に於ける一切の政務を統理し、臺灣總督府令と律令とを發する。(四) 樺太廳長官、(五) 南洋廳長官は、いづれも拓務大臣の指揮監督を受け、樺太及び南洋委任統治區域に於ける諸般の政務の統理に當り、樺太廳令・南洋廳令を發する。なほ、これらの行政官廳には、多くの補助機關がある。

【漢字問題】 官治自治兩行政に互り、主要な行政官廳を擧げてこれを一覽表にまとめ、その上下の命令系統を明かにせよ。

第四節 行政と國民の協力

行政と國民の協力 上に述べた通り、行政官廳は、直

濟するため、に行政裁判所が設けられてゐる。即ち、通常裁判所から獨立し、一定の場合に臣民からの訴を聴き、以て臣民の權利・利益を保護するの途を開いてゐる。長官一人、評定官若干人を以て構成せられ、裁判は五人以上の合議によつて行はれる。

【参考】 國民協力の方

接公共の安寧秩序を保ち、臣民の福利を増進させるために、おの／＼その擔任した政務の執行に當つてゐる。しかし、何分にもその範圍が餘り廣汎に亙つてゐるから、單に行政官廳の力のみでは、十分にこれが目的を達し難いことが多い。されば、我等國民は、進んで行政官廳に協力します／＼我が國家の生活をよりよくするために、各方面に對して力を致さねばならぬ。もとより、これら國民の協力は、いづれの行政部門に於ても必要であるが、就中、警察行政並に公益増進の方面に於て、一入大切なことである。

■治安保持と國民 警察は、公共の安全を保持し、臣民の生命財産を保護し、またはその危害を防止することを任務とする。我等が日常安全平和な生活を營み、枕を高

面 國民の協力は、あらゆる行政の上に必要である。國民は(一)内務行政に於ては、公共の安全、教育の普及、産業の振興などのために協力すべく、(二)外務行政に於ては、國交の助けとなるやうに努むべく、(三)軍務行政に對しては、一致して國の防衛に心を用ひ、國家の安全を圖るべく、(四)司法行政に於ては、犯罪の豫防に助力すべく、(五)財務行政に於ては、徵税を

うして安眠し得るのは、一に警察の保護の手がよく行届いてゐるからである。されば、我等國民は、よく警察事務の本質を理解し、警察官の勞苦を思ひ、厚い感謝と、深い尊敬とを捧げて、その事務の執行を容易にし、警察と協力して、以て治安の保持に當らねばならぬ。

■災害防止と國民 我等は、時としては、震災、風水害、海嘯などの如き、不慮の天災に遇ひ、また時としては、火災、交通事故などの脅威を蒙ることもある。これらの中には、全く不可抗力に基づくものもあるが、また中には、人々の絶えざる注意と、訓練と、協同の力によつて、或る程度までこれを防ぎ、またその損害を輕減することのできるものも少なくない。これらの災害防止は、警察事務の一部となつてゐるが、災害の性質上、警察力に頼るばかりでは、十

容易ならしめることなどに努むべく、國民として國家の行政に協力すべき方面は多い。

2 參考 災害防止と國民

民 災害のうち、被害の最も多いのは火災で、次が水害、潮害、暴風雨被害である。我等は常に細心の注意を拂ひ、災害を未然に防止し、不幸災害の際は、速かに隣人とともに當局を援助し、被害の程度を少くすべきで

分に効果を収め難い。それ故に、我等もまた國恩に報ゐるために、互に公共に奉仕し、警察と協力して、災害防止に努め、また不幸にして災害が起つた場合には、極力その損害を少くするやうに努力せねばならぬ。

四 公益増進と國民 我等が協同生活を營む以上、常に相扶けて、公共のために盡くし、國運の隆昌を圖ることが肝要である。國家の行政に於ても、さまざまの公共施設に意を用ひ、絶えず國民の福利増進を圖つてゐる。然るに、各種の社會立法^③にしても、社會事業^④に於ても、その性質上、行政機關の手だけでは、その目的を達し難いものが多い。これには、是非とも、國民の心からなる奉仕と、協力とが必要である。また、教育その他の文化事業を助けたり、産業の改良進歩を圖つたり、或は研究や發明に従事した

ある。彼の大正十二年の關東大震災の際は、全國民が協力して涙ぐましい活動をつゞけ、當局を扶けて以て災害の復興に盡くした。

3 事例 社會立法の例
労働者保護の目的から工場法、鑛業法があり、公益事業に於ける爭議の調停を主眼とする労働爭議調停法があり、その他健康保險法、労働者災害扶助法、職業紹介所法

り、風俗の改良に盡くしたり、公益増進の方法はいくらでもある。我等國民が、それ／＼の力に應じて、これら公共の福利に寄與し、國家の行政に協力することは、國民としての尊い任務であり、またそれが我等の喜びでもある。かくて我等は、官民一致し、億兆心を一つにして、公民^{おほむたから}としてのまことを致すことができるのである。

演習問題 諸子は今日までに國家の行政に協力したと思はれる経験を、もつてゐるであらう。今その二三を擧げて、これが精神を反省してみよ。

産業組合法、公益質屋法、住宅組合法などがある。

4 事例 社會事業の例
公設市場、無料宿泊所、公設浴場、隣保館、託兒所、職業紹介所、公益質屋、簡易食堂、巡回産婆、無料實費診療所、養老院、育兒院、方面委員、融和事業などである。

第九章 裁判所

本章の要旨 裁判所は、天皇の名に於て、法律により、裁判を行ふ憲法上の機關で、國法を擁護する使命を帯び、これを紊る者に對して、一定の手續によつて、制裁を加へる任務をもつてゐる。正しく國法の行はれてゐる我が國の民たることは、我等の大きな喜びであるとともに、誠意を以て司法に協力することは、また我等の貴い務である。

第一節 裁判所と検事局

司法權の本旨 國民が、いづれも國法の精神をよく了解し、眞に法の命ずるまゝに行動するならば、國家の秩序はよく維持され、國民生活の安寧は、充分に保たれるであらう。しかし、遺憾ながら、實際に於ては、或は無智や、私

1 事例 裁判所についての研究 我等は、悪いことさへしなければ、裁判所とは一切關係のないものだと思へたら、それは大きな誤りである。自分は日頃どんなに争の渦中には入らないと心掛けてゐても、我等の周圍には常に不道理なことや、亂暴なことが起る。従つて、何時事の正

慾や、破廉恥などのために、或はまた國家的信念の乏しいがために、國法を犯し、不正を行ふ者が少くない。若しこれをそのまゝにしておこならば、無理が通れば道理が引込むといふ諺のやうな世の中となり、世にいまはしい争が續出し、種々の罪惡が行はれ、國民は安んじて、日常生活に精進することができ難くなる。かくの如きは、公正を愛する我が國家に於て、到底許さるべきでない。されば、正義を確立し、國內の秩序を維持し、良民の生活を保護するためには、止むを得ず、法を紊る者を國法に照して裁判し、その正邪曲直を明かにして、これに制裁を加へねばならぬ。かくの如く、國法を擁護し、これに背く者を制裁する統治權の作用を司法權といふ。司法權は、本來天皇に屬するはいふまでもないが、天皇は御親らこれを行ひ給

邪を裁判所の審判に俟たねばならぬやうな必要が生ずるかも知れない。且つまた我等國民は、國法を護り、正義を確立するために、許された範圍で、國家の司法事務を輔翼し、破邪顯正に協力すべき責務をもつて居る。それ故我等は、裁判所のことについても、常に相當の理解をもつて居らねばならぬ。

2 事例 大津事件 明

はず、すべて天皇の名に於て、法律により、裁判所をしてこれを行使せしめられる。

司法権の獨立 裁判所は、民事刑事の裁判を行ふ。

これらの裁判は、いふまでもなく、國民の權利義務に密接な關係をもつ頗る重大なことである。されば、裁判所が、若し他の不當な勢力によつて、不公平な處置をするやうでは、到底不正を排して、正義を保護することはでき難い。そこで、立憲政治に於ては、裁判の嚴正公平を保つために、立法權行政權からこれを分離して、司法權を獨立せしめることを、大きな特色としてゐる。而して、これは左の二つの點に分たれる。

(一)職務の獨立 裁判官は、憲法の規定に基づき、法律の命ずるところに従つて、國法の解釋適用に當るのである。

治二十四年五月十一日、滋賀縣巡查津田三藏は、當時我が國に御來遊中の露國皇太子を大津で要撃して、頭部に創傷を負はせた。一度びこの報傳はるや、國を擧げて震駭し、政府は三藏を極刑に處さなければ、露國に對し陳謝の途なきものとして、これを裁判官に迫つた。然るに當時の刑法に於ては、三藏の罪は重くとも無期徒刑以上に處することはで

が、裁判に於ては、絶対に立法府または行政官廳の指揮干渉を受けないこととなつてゐる。

(二)地位の保障 裁判官が、權勢に屈せず、威武に恐れず、

その任務を斷行し得るためには、その地位が保障されて居らねばならぬ。従つて、裁判官は、必ず法律の定めたる一定の資格のある者から任用せられ、刑の宣告または懲戒處分に依るの外、その職を免ぜられることがない。これは行政官と、著しく趣を異にする點である。なほ裁判は、その公正を保ち、獨立を護るために、原則としてこれを公開し、一般公衆の傍聽を許してゐる。

裁判所 裁判所は、天皇の名に於て、法律により、司法權を行ふ憲法上の機關である。裁判所には、通常裁判所と特別裁判所とがある。前者は、一般の民事刑事の裁判

きなかつた。それ故に、當時の裁判官は、毅然としてかかる外部の威壓に屈せず、身命と地位を略して行政官の干渉を排し、三藏の行爲を謀殺未遂として無期徒刑に處し、以て我が憲法史上に汚點を残すことを免れしめた。

3 事例 特別裁判所

(一)朝鮮總督府法院臺灣總督府法院關東廳法院南洋廳法院(二)陸海軍軍

を行ひ、後者は外地の裁判所や陸海軍の軍法會議などの如く、特別の民事・刑事の裁判を行ふ。しかし、普通に裁判所といふのは、通常裁判所のことである。

四 裁判所の構成 通常裁判所は、裁判所構成法により、區裁判所、地方裁判所、控訴院、大審院の四階級に分たれる。區裁判所は、單獨で裁判を行ふ一人の判事を以て構成せられ、地方裁判所、控訴院、大審院は、合議して裁判を行ふ數人の判事を以て構成せられる。

五 三審制度 裁判所は、正しく國法を護り、法の解釋を一定し、その適用を慎重にするために、三級の審判制度を設けてゐる。即ち、輕微な事件は、區裁判所を第一審、地方裁判所を第二審、大審院を終審裁判所とする。その他の事件は、主として、地方裁判所を第一審、控訴院を第二審、大

法會議、(三)領事裁判所がこれに屬する。

4 參考 裁判所の配置

- (一) 區裁判所は、樺太に二箇所、北海道府縣内に各數箇所、(二) 地方裁判所は北海道に四箇所、樺太并に府縣に各一箇所、(三) 控訴院は全國に七箇所、(四) 大審院は東京に一箇所設置されてゐる。

5 參考 裁判所の構成

地方裁判所、控訴院はお

審院を終審裁判所とする。されば、下級裁判所の判決に不服のある者は、更にその上級裁判所に上訴して、第三審までの裁判を請求することができるが、終審の判決に對しては、絶對にこれに服従せねばならぬ。この場合、第一審より第二審を請求するを控訴といひ、第二審より第三審を請求するを上告といふ。

六 裁判所の職員 裁判所には、裁判官たる判事の外、記録・會計の事務に従ふ裁判所書記があり、また區裁判所には、文書の送達や、裁判の執行を掌る執達吏がある。なほ、裁判に必要な職務を行ふ者に、辯護士と公證人とがある。辯護士は、民事裁判では、訴訟當事者の委託を受け、附添人又は代理人となつて、その主張を助け、刑事裁判では、被告人の依頼を受け、または官命によつて、不當な刑罰が加へ

の、三人の判事、大審院は五人の判事を以て構成せられる。

6 參考 裁判所の階級

- (一) 區裁判所は、輕い民事・刑事裁判と、一定の非訟事件とを取扱ひ、(二) 地方裁判所は、區裁判所の權限に屬しない事件の第一審と、區裁判所の判決に對する控訴とを取扱ふ、(三) 控訴院は、地方裁判所の第一審判決に對する控訴を取扱ふ、(四)

られないやうに、被告を擁護する。公證人は、公衆の委託を受け、民事に關する公正證書を作る。

七 検事局 裁判所には、検事局が併置せられ、そこでは検事が事務を掌つてゐる。検事は、國家の利益を代表し、刑事事件については、司法警察官を指揮して、犯罪の證據を調べ、犯人を捜査し、裁判所に公訴を提起して、法律の正當な適用を請求し、且つまた、判決の執行を監視する。なほ、検事は、民事事件についても、公益に關係のある場合には、訴訟に干與し、意見を述べることが出来る。

検事は、判事と同一の資格のある者から任用せられ、判事とともに、司法機關を構成するが、たゞ裁判官ではなく、裁判所に對しては、獨立の地位に立つて、司法事務を掌る行政官である。従つて、職務については、司法大臣の指揮

大審院は地方裁判所及び控訴院の第二審の判決に對し、不服のある者が上告する最上級の裁判所である。

7 参考 輕微な事件

(一) 金額千圓以下の民事事件、(二) 拘留料豫審を経ざる有期懲役禁錮又は罰金にかかる刑事事件。

8 参考 検事を補助する者 検事を輔けて犯

監督を受け、その地位は、判事のやうには保障せられて居らないが、しかし、一般行政官よりも、一層厚く保障せられてゐる。

演習問題 金額四百圓の民事事件と、殺人の刑事事件とがある。これは、それぞれどういふ順序に、上訴することができるか。

第二節 民事刑事の訴訟

一 訴訟 訴訟とは、法が侵害せられ、または法律上の争のある場合、裁判所が、その當事者間の争訟を審判する手續で、訴を提起する者を原告といひ、訴へられる者を被告といふ。訴訟には、民事訴訟と、刑事訴訟とがある。

二 民事訴訟 民事訴訟とは、民法・商法などの私法上の關係について争のある場合に、これを裁判する手續で、その目的とするところは、私權の保護にある。この場合、(一)

罪の捜査に當る者に司法警察官吏があり、判決を執行する衝に當る者に典獄がある。

1 事例 民事裁判の例

甲は乙から金を借りたが、約束の期限が來ても返済しないし、且つ全然返済の誠意が見られない。そこで乙は甲を相手取つて裁判所に訴訟を提起した。裁判所は

原告が先づ訴状を裁判所に提出すると、裁判所はこれを被告に通達する。(二)裁判所は、日を定めて、原告被告の双方を呼び出し、證據物を提出させ、または證人の必要があれば、これを申請せしめるなどの準備手續を行ひ、次で、(三)定日に公判を開き、口頭辯論證據調證人調を爲し、最後に判決を言渡す。なほ、この判決に不服の者は、一定の期間内に上訴することができ、而して、その期間内に上訴しなければ、裁判はこゝに確定する。敗訴の言渡を受け、た者が、判決の内容を實行しない時は、申立により、裁判所は執達吏をして、強制的にこれを實現せしめることができる。これを強制執行といふ。

刑事訴訟 刑事訴訟とは、國家の安寧秩序を害した犯罪人に對して、刑罰を課する手續である。この場合、檢

双方の言分を聞いた上、原告乙の主張が正しいと認め、判決を言渡し、被告甲に借金を返済することを命じた。然るに甲は一ヶ月以内に上訴をしないから、裁判は確定したが、依然乙に對して右の判決を實行しない。そこで、裁判所は乙の申立により、執達吏をして甲の財産を差押へしめ、これを競賣してその賣得金を乙に與へ、ここに事件は解決した。

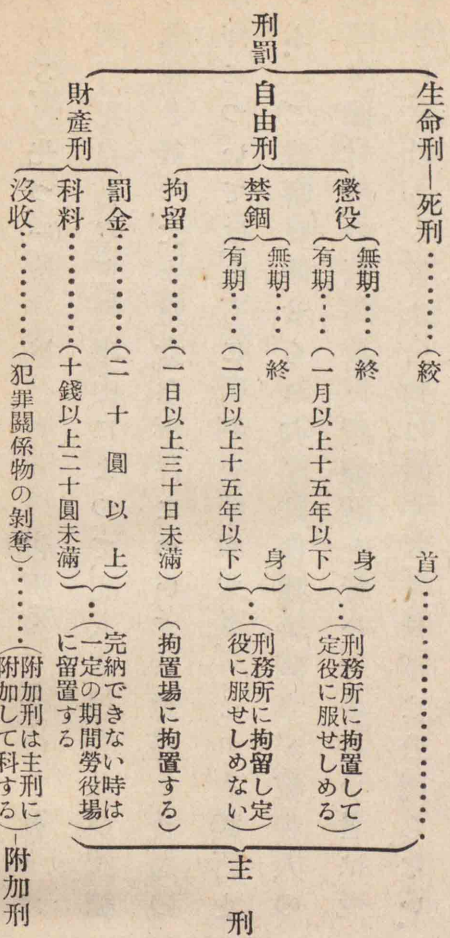
事が原告となり、犯罪人を被告として、裁判所に公訴を提起する。先づ、(一)檢事は、被害者の告訴、第三者の告發または現行犯自首などの事由によつて、犯人の捜査及び證據の蒐集を行つた上、重大な事件については、豫審を、普通の事件については、直ちに公判を請求する。これを起訴といふ。(二)豫審に附せられた事件は、豫審判事が被告人の訊問、證據材料の蒐集及び證據調を行ひ、罪のない者は免訴とし、罪のある者は公判に附する。豫審は公開しない。(三)公判では、判事、檢事、被告人、辯護人らが出廷し、先づ裁判長が被告人を訊問し、證據を調べ、次で檢事が、犯罪事實及び法律の適用について意見を述べ、被告人または辯護人が、これに對して意見を述べてから、その結果に基づいて、裁判長から判決を言渡す。その判決に不服があれば、被

2 事例 金庫破事件

某日、東京某銀行の金庫を破り、數萬圓を窃取遁走した者があつた。東京刑事地方裁判所檢事は現場に出張、宿直員の供述を聴取し、遺留した鐵槌等を調べ、極力捜査に當り、遂に被疑者某を逮捕した。而して某の自白により、被害金圓をその住宅内より押收、茲に捜査を終了し、檢事は豫審の請求をした。豫審判事は取調の結果、犯

告人はいふまでもなく、検事も、上訴をすることができ、かくして、有罪の判決が確定すると、検事の指揮によつて刑が執行せられる。

刑罰には、主刑として死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料があり、附加刑として没収がある。左に表示する。



昔は刑罰を以て、犯罪に對する報復手段と考へ、随分酷

罪の嫌疑十分なりと認め、公判に附する決定をした。公判に於ては裁判長は數回の慎重な審議を重ね、證據調べ、證人訊問を終へて辯論に移つた。検事は犯罪事實を述べ、社會の公安上重刑に處すべきことを主張し、刑法第二百三十五條を適用し、五年の懲役を要求した。次いで辯護士は犯人の家庭の事情並に犯罪の動機を述べ、情狀を酌量して二年

刑が行はれたが、今日では、罪人をして改過遷善させることを主なる目的とするから、刑罰の執行も、餘程その趣を異にするやうになつた。その一つに、刑の執行猶豫がある。即ち、二年未滿の懲役、禁錮などの如く、比較的軽い刑罰に該當する罪を犯した者に對しては、犯人の改心の情狀如何によつて、一年乃至五年の一定期間、刑の執行を猶豫し、この期間中に、再び罪を犯さなければ、先きの刑の言渡は、その效力を失ふことになる制度である。また假出獄といつて、刑の執行中、改悛の情の著しい者を、有期刑では刑期の三分の一、無期刑では十年を経過した後、假に出獄せしめることも行はれてゐる。

演習問題 民事訴訟と、刑事訴訟との實際の手續を比較して、兩者の異つてゐる點を明かにせよ。

の懲役を希望した。次で裁判長は判決を下し、有罪を言渡し、懲役三年に處する宣告をした。被告はこの判決を不服として、東京控訴院に上訴したが、控訴院はその理由なきものとしてこれを棄却した。そこで有罪の判決が確定して、検事の指揮により某刑務所に下獄した。

第三節 司法と國民の協力

■司法と國民 今日の裁判は、民事であれ、刑事であれ、裁判官と、原告、被告並に辯護士との間のみで行はれるのでなく、一般國民の協力を必要とする場合が少くない。即ち、國民は時に證人として、裁判所から訊問を受け、また陪審員として、裁判の要務に參與を命ぜられることがある。その他、調停や、保護の方面でも、國民の參與に俟つことが少なくない。これらは、一般國民にも、裁判といふ國家の重大な要務に參與する機會を與へ、以て司法權の行使を圓滑・公正にしようとするためである。司法の正しい我が國の民たることは、我等の喜びであるが、その喜びを感ずるとともに、かかる要務に參與すべきことを求められた場合には、誠心誠意を以て司法權の行使を輔翼し、國

1 參考 證人の義務

(一) 證人として、呼出されたるなら、必ず出頭すべく、若し、正當の理由がなく、出頭しない者は、五百圓以下の過料に處し、またはこれを勾引することができる。(二) 證人の宣誓の方法は上記文言の通りの宣誓書を朗讀せしめ、且つこれに署名せしめる。(三) 證人はその訊問事項について、必ず眞實に陳述すべき義務

民協力の實を擧げねばならぬ。これ、我等國民が、國家に對する重大な責務の一つである。

■證人義務 裁判所に於ける證據調に當つては、證人の訊問が行はれる。即ち、證人を訊問し、過去に於て經驗した事實について供述を爲さしめ、以て證明の用に供するのである。證人が、裁判所の呼出狀を受けた場合には、必ず指定の場處に出頭し、裁判長の命により、訊問前に、訊問せらるべき事項につき、良心ニ從ヒ眞實ヲ述べ、何事モ默秘セズ、又何事ヲモ附加セザルコトヲ宣誓ス」と宣誓してから、嘗て見聞したまゝの記憶を、正直に陳述せねばならぬ。證人となつた者は、それが國民に課せられた公の義務であることを思ひ、進んで裁判の判断を助け、裁判が正當且つ迅速に行はれるやうに協力すべきである。

がある。

2 參考 調停 (一) 借地

借家調停法は土地・建物の貸借地代家賃などのために争の起つたときの調停制度(二) 商事調停法は商事に關し争議を生じた場合の規定(三) 小作調停法は小作料やその他の小作問題につき争議の起つた時の調停制度(四) 金銭債務臨時調停法は千圓未満の一定種類の負債の整理によ

三 調停 私権に關する争のある場合に、裁判上の解決を仰ぐことばかりが、最良の方法であるとはいはれない。訴訟によると、當然多くの費用と、永い日子とを要するは勿論、なほ、事件が解決した後まで、永く敵意と怨恨との殘る虞れがある。されば、近時私人間の係争問題を、裁判によらず、當事者双方の間の調停によつて、穩便に解決する必要が認められ、こゝに調停制度が生れて來た。借地借家調停法、小作調停法、商事調停法、金錢債務臨時調停法などこれである。これらの場合、當事者が區裁判所または地方裁判所に申立をすれば、裁判所は多くの場合、特別の知識經驗ある第三者を加へた、調停委員會を開き、當事者雙方の主張を聽いて、實情に適應するやうに、それ〴〵調停を試みる仕組となつて居る。

つて、誠實な債務者を更生せしめるために、債權者、債務者の互譲を必要とする時の調停制度である。

3 参考 陪審に附せぬ

犯罪 大逆罪内亂罪外 患罪騷擾罪及び選舉に關する犯罪などは、罪の性質上、陪審に附することができないことになつてゐる。

4 参考 陪審員の資格

- (一) 帝國臣民で三十歳以上の男子たること、(二) 引續き二箇年以上同一市町村に住んでゐること、(三) 引續き二箇年以上直接國稅三圓以上を納めてゐること、(四) 讀み書きができること。

5 参考 問書 裁判長

は陪審員に對し、問書といふ書面に、被告人ハ何某ノ居宅ニ放火シタルモノナリヤといふやうに、單に「然リ」「然ラズ」と答

四 陪審 陪審制度は、裁判を爲すに當り、裁判官の外、更に一般國民をして、この重大な要務に參與せしめ、以て裁判を一層慎重公平にし、且つ裁判に對する國民の信頼をますます厚くさせようとする制度である。陪審に附すべき事件は、地方裁判所を第一審とする刑事事件に限られる。即ち、(一) 死刑又は無期の懲役、若しくは禁錮に當る事件は當然陪審に附せられ、又(二) 刑期三年を超える有期の懲役または禁錮に相當する事件は、被告人の請求があれば、陪審に附せられる。陪審は、一定の資格を有する者の中から、抽籤によつて選定した十二人の陪審員を以て、構成せられる。陪審員は、公判に列席し、辯論が終つた後、裁判長から事件に關する説明及び證據についての説示を受け、なほ罪となる事實の有無を、評議の上答申すべき

ことを命ぜられる。陪審員は評議室に退き、評議の上、過半数の意見を定め、裁判長に對して答申する。裁判所はこの答申を適當と認め、認められた時は、これに基づいて法律を適用し、不當と認められた時は、更に別に陪審員を選定して、その評議に附することが出来る。かく、陪審員の答申は、被告の有罪無罪を決定する重要な資料となるから、その職責は實に重大である。されば、國民はこの制度の精神をよく理解し、一たび陪審員に選ばれた場合は、嚴正公平を旨とし、健全なる常識に基づいて、これが判断を誤らぬやうにすることが、肝要である。

四 保護 司法保護事業には、少年保護事業と、釋放者保護事業との二種がある。少年保護事業は、性行の不良な少年に對して、刑罰を加へないで保護、善導し、將來罪を犯

へることのできるやうな問書を記載して交付する。答申は必ず「然り」または「然ラズ」と質問の餘白へ記載すべく、それに理由をつけてはならぬ。要するに犯罪事實を認めるか、認めないかの二つの中の一つを選ぶだけである。

6 事例 陪審員の心得

(一) 陪審員は事件に關し他人から頼みを受けたり、意見を聴いたりして

すことのないやうにすることを目的とし、少年審判所の職員が、民間の篤志家と協力して、これが實績を擧げつゝある。次に、釋放者保護事業は、刑期が満ちて、刑務所から釋放された者を保護、善導して、これを良民に化せしめ、以て犯罪を再びせぬやうにすることを目的とする。されば、我等も、徒らに彼等を前科者として、擯斥することなく、どこまでも愛と同情とで抱擁して、更生の途を拓いてやることが大切である。これ、人道上から觀ても、我等の當然の義務であるばかりでなく、また國民として、間接に司法事務に參與する重大な責務でもある。

演習問題 裁判上の事件たると否とを問はず、諸子の見聞して居る實例について、證人の供述が事實の真相を明かにする上に、如何に重大なものであるかを研究せよ。

はならぬ。(二) 世間の風評や新聞記事によつて、事件について前以て考をきめず、全くの白紙のやうな純真な心持で出廷する。(三) 公判廷では熱心に裁判の進行に注意し、事實の真相を知ること、に努め、良心の命ずるまゝに誠實に職務を行ふ。(四) 評議の模様や、自己の意見を他に洩らしてはならぬ。

第十章 國政の運用と我等の責務

本章の要旨 國運の消長は、國政の運用がよろしきを得て居るか否かによるところが多い。而して、國政の運用の良否は、國民が政治的教養を高め、正しき輿論を起し、赤誠を以て大政に參與して居るか否かによる。我等は、法を守り、秩序を尙び、眞心を以て臣民翼賛の任務を全うし、以て我が國永遠の發展に力を致さねばならぬ。

第一節 國運の隆昌と政治

■我が國の政治の進歩 我が國の政治の大本は、建國の昔から一貫して變らぬ天皇の御親政である。即ち、歴代の天皇は、皇祖皇宗の御遺訓を繼承せられて、我が國を統治し給ふた。しかも、その政治に當つては、常に民を安

1 参考 古代の政治

神武天皇の御創業以來、皇威の發展とともに、制度も次第に整ふた。大體に古代の政治組織は、氏族制度の上に立ち、天皇は土地・人民を私有する多くの氏を統率し給ひ、各氏族は皇室を中心として團結し、以て整然たる國家社會を組織してゐた。

定せしめるのを以て御心となし給ひ、従つて民もまた君を慕ひ奉り、君臣一體、上下一如となり、かくて國家の基礎はますます固まり、國運はいよゝゝ隆んじなつた。かくの如きは、實に世界を通じて類例を見出し難い我が國獨得の政治の營みである。

國史の示すところによれば、古代に於ける政治組織は、氏族制度の上に立ち、各氏族の宗主たる氏^{うぢのかみ}上は、氏人^{うぢびと}を率ゐ、その世襲する官職を以て、朝廷の政を輔け奉つた。されど、年の經つとともに、氏族制度の弊害が次第に多く現はれ、こゝに強固なる中央集權を確立するの必要が起り、大化の大改新となつた。大化の改新後は、主として藤原氏一族が大政扶翼の任に當り、次いで、源賴朝が幕府を鎌倉に開くに至つて、こゝに武家政治が始まり、以來明治維

2 参考 大化の改新

氏族制度に基づいた政治組織は、素朴な時代には適應し、それによつて國家はよく統一されてゐた。しかし、その土地・人民の私有と、官職世襲の風習は、漸く弊害を生み、豪族が跋扈して政治が亂れたので、大化の大改革が斷行された。新たに中央・地方の制度を立て、諸氏の土地・人民の私有を廢し、これらを朝廷に奉還せしめて、こゝ

新に至るまで、約七百年の間、政治上の責任は、武家の負ふところとなつた。かやうに、大政を翼賛し奉る主たる責任者は、時々交代したが、しかし、帝國統治の大權は、建國以來常に天皇がこれを掌握し給ひ、將軍などは天皇の御名によつて、政權を行ふに過ぎなかつた。

慶應三年十月、徳川慶喜政權を奉還するに及んで、肇國の大精神によつて、王政復古の大號令が發せられ、明治天皇は、世界の大勢を觀破し給ひ、政治の大改革を斷行し給ふ根本方針を定められた。明治二年正月、諸藩主は競ふて版籍奉還を願ひ出で、こゝに於て、中央集權制は、名實ともに確立するに至つた。

かくして、開國進取の方針の下に、各種の制度も次第に革められた。即ち、兵制は國民皆兵の古制に準じて確立

に一君萬民の中央集權制の基礎が確立した。

【参考】 版籍奉還 明

治二年正月、薩長土肥の四藩主連署して書を朝廷にたてまつり、臣ら居るところは、即ち天子の土、臣ら治むるところは、即ち天子の民なり、いづくんぞ私に有すべけんや」と奏し、版籍を奉還したいと願ひ出で、他の諸藩主もわれ後れじとこれにならつた。かくて

され、新時代に應ずる法典は編纂され、司法と行政とは分離して行はれ、貨幣制度と税制との樹立によつて、財政は統一され、また士農工商の身分の別は廢止せられて、國民は平等に天皇直屬の民となつた。かやうに、中央集權が確立するとともに、國家統治の大本たる皇室典範及び帝國憲法は、萬民歡呼の間に制定せられ、皇國の基礎はいよいよ鞏固になつた。帝國憲法の發布に基づいて、明治二十三年七月、第一回衆議院議員總選舉が行はれ、同年十一月、第一回帝國議會が召集せられ、こゝに於て我が國は、名實ともに立憲君主國となり、世界の諸國の間に立つて、ますます國際的地位を高めることになつた。

しかし、實際政治に於ては、政府と議會とが時としては對立したこともあつたが、日清戦役の開始せられるや、各

天皇はこれを許して、全國諸藩の版籍を收めさせ給うた。かうして天下の土地人民は皆朝廷に歸し、政令は大小を問はず、すべて一途に出ることになつた。

【参考】 法典の編纂

維新の初、政府は地方によつて區々であつた法制を統一しようと圖り、明治十五年に刑法を實施して以來、同三十二年までに裁判所構成法、刑

政黨は忽ち政争を中止し、全會一致して、巨額の軍事費を可決し、國民性の美しさを示した。かくて、政治の運用には、議會の協力の必要なことが明かになり、政府は政黨と提携して、銳意國策の遂行に當り、日露戦役に際しては、議會は美しい舉國一致の實をあらはした。勿論、兩者の關係には多少の變化もあつたが、明治三十一年、大隈重信が憲政黨の支援の下に内閣を組織した後は、主としていづれかの政黨が、常に政府支持の任に當つた。然るに、昭和七年五月、犬養内閣の總辭職以來、内外頗る多事となり、舉國一致の内閣が組織せられ、以て今日に及んでゐる。

さきに議會が開かるゝや、國民参政權擴張の聲高く、數度の衆議院議員選舉法の改正を見、遂に昭和三年、第一回普通選舉が實施せられた。また同年、陪審法も施行せら

事訴訟法、民事訴訟法、民法、商法を續々と實施して、法治國たるの實を全うするに至つた。

5 參考 條約の改正

明治維新以來、我が國は内外ともに未曾有の發展を遂げたが、諸外國は未だ我が實力を認めるに至らず、歐米諸國との條約は、安政假條約のままで、不名譽な治外法權と、不利益な片務的關稅とに甘んぜざるを得な

れて、一般國民は、立法にも、司法にも、ともに參與し得るやうになり、大政翼賛の途はいよゝゝ擴められた。かくして立憲政治布かれてこゝに五十年、今日の如き堂々たる躍進日本の姿を見るに至つた。

■我が國運の隆昌と政治 我が國の政治は、かやうにして進歩したが、この政治の進歩は、我が國運をいやが上にも隆んにした。特に、明治維新以後、我が國政治の躍進につれて、國運の伸張には、目覺ましいものがあつた。明治天皇が、偉大なる御決心を以て、庶政一新の基を定め給ふや、爲政者は、山あらば山を越え、海あらば海を渡り、國運の進展を目ざして、たゞひとすぢに全國民を押し進めて來た。その結果、我が國力は、旭日昇天の勢を以て發展し、日清戦役には、日本の實力は、世界に知れ渡り、日露戦役に

かつた。我が政府は、夙にこの改正に志し、外務大臣井上馨は、列國の公使と二十餘度も協議を重ねたが、進行しなかつた。次で、大隈重信が外務大臣になるや、またこれを企てたが、成功を見るに至らなかつた。明治二十七年、陸奥宗光外務大臣として、英國との間に改正條約の調印を了し、列國もこれに倣つたので、三十二年に新條約の實施を見、治外法權

は、日本は八大強國に伍し、歐洲大戰以來は、英米とともに、常に世界列國を指導する地位に立つに至つた。なほまた、かやうに對外的の地位が高まつたばかりでなく、内に於ては産業は發達して、國富は飛躍的に増加し、もろくの文化内容は豊富になつて、國民生活は著しく向上して來た。

三 國政の運用 我が國運が、かくも隆昌になつたのは、天皇の御稜威によつて、全國民がその活動の源泉を一つにし、互に和衷協同して、國政に參與して來たからである。若しも、その根本に於て、政治の運用が歸一するところを失ひ、大政翼賛の任に當る者が、忠誠の念を缺き、一族一黨の利益が重んぜられるやうなことがあつたならば、國運の發展は期待することができなかつたであらう。まこ

は全廢された。しかし關稅の不利は除かれなかつたので、四十四年、外務大臣小村壽太郎がその改正に着手して成功し、こゝに我が國は歐米の諸國と、外交上對等の地位に立つに至つた。

6 參考 國運の隆昌

我等が國運の隆昌のため、に貢獻するには、經濟を整へ、産業を開發し、財政を充實せしめるために、奉公の至誠を捧げる

とに、全國民が一致協力して、國政の運用に努めるか否かは、國運の消長を決すべき最大原因である。

現代、我が國の政治に於ては、國法の定めるところに従つて、國民は互に相和し、相勵まして、天皇の御親政を翼賛し奉るのである。されば、我等は、我が大君の御民として、國政運用に對する責務を自覺し、一意國政に協力し、以てますく、我が國運の發展に努めなければならぬ。かくてこそ、我等は始めて有爲にして、忠實なる立憲治下の國民となるのである。

四 國民の政治的教養 國民の政治的教養のため、に重要なことは、公民教育の徹底である。我等は、これによつて、よく我が善美なる國體を明かにし、立憲治下の國民として、十分に翼賛の實を擧げ、以て國家の進展に貢獻する

ことによつてもできよう。また軍備を充實し、教育を普及し、さまざまの文化を發達せしめ、或は社會的の政策を行ふことによつても、達せられよう。しかし、眞の國運の隆昌は政治の進歩に俟たねばならぬ。これを實際に見るも、國政の運用が一黨一派の手に移り、專制治下の稅政續出する時代に於て、如何に國運の衰退を見たかは、既に明かなことである。

だけの信念を固くせねばならぬ。

我等の大政翼賛の實は、先づ選舉に於て實際にあらはされる。我等が投票紙に臨むや、ひとへに臣民としての清き心を以て、天皇の統治に參與するのであるとの確信の下に、憲政の美を發揮すべきである。近年の總選舉に於て、未だ相當の棄權率を示し、また情實や利益に基づく投票が跡を絶たないのは遺憾である。我等は、ますます公民的自覺を強め、日本國民たるの信念を固くし、以て我が國固有の立憲政治の實を擧げねばならぬ。

次ぎに、我等は、一般に政治的教養を高め、健全なる政治的常識を養ひ、以て正しき輿論を構成する訓練を積むことが大切である。これがためには、日頃國政の問題について公正なる知見を開き、特に輿論の構成に重要な役割

ある。

参考 公民教育の徹底 立憲政治は、公民教育の基礎工事があつて、始めて鞏固に、適正に行はれる。若しも國民の政治知識が幼稚で、國民の政治道徳が低級であれば、幼稚にして低級な政治しか行はれないし、また國民が國家の内外の情勢に對する正しい認識がないならば、時勢に適切な政治も行はれ

をもつ新聞ラヂオなどの報道を正確に理解し、これが當否を判斷し得るだけの實力を養ふことが肝要である。

演習問題

立憲政治運用の根柢は選舉にあるとは、どういふ意味か。

第二節 遵法と奉公

遵法と奉公 我等が政治を進め、國運の發展をはかるためには、必ず法令を尊重し、これを遵守せねばならぬ。我が國の法令には、帝國憲法を始め、多くの法律・命令が存在してゐる。これらの法令によつて、國家生活の大本は明かになり、國民生活の規準は示され、生命・財産の安全は保護されてゐる。されば、法令を尊重することは、臣民としての當然の責務である。若しも、國民がこれに違反するやうな場合には、國家の秩序は忽ち失はれ、國民の幸福は全く破壊せられ、世は暗黒となるに違ひない。

ないであらう。

参考 國法の制定と遵法 立憲治下に於ける法律は、原則として天皇が議會の協賛を経、國民の輿論の參與によつて制定し給ふものである。これを彼の專制治下に於ける法がすべて時の統治者の意思のみによつて制定されるのに比べると、著しくその

特に我が國の法令は、すべて立國の大精神に基づいて
欽定せられた帝國憲法を基礎として成立し、いづれも祖
宗の御遺訓を紹述し、全國民の幸福を増進し給はんとす
る大御心に出でたものである。従つて、萬法は皆天皇の
御稜威に發し、それは、君國のために守るべき道として、我
等に示されたものである。されば、我等が法令に遵ふは、
眞に忠良なる臣民として生きる所以であり、また皇國の
發展に貢獻する途である。

眞に法令に遵ふとは、たゞこれを犯さないといふだけ
で満足すべきでもなく、また制裁を恐れて、これを遵奉す
るといふだけに止るべきでもない。我等は、法の精神を
十分理解し、どこまでも法の擁護者となつて、正しくこれ
を運用しなければならぬ。また、法令は、或る年月の後に

性質を異にする。され
ば、國民が自らその制定
に參與してできた掟を、
自分から破るといふが
如きは本來甚だしい矛
盾といふの外なく、かく
の如きは全く立憲政治
の破壊である。

2 事例

ソクラテスの
違法 ソクラテスは冤
罪によつて牢獄に囚は
れ、遂に死刑の宣告を受
けるや、弟子のクリト
ンは獄中へ面會に赴き、

は、社會の情勢に添はなくなることもある。かやうな場
合に、故意に法文の蔭にかくれ、法の不備に乘じ、違法にな
らぬ程度に於て、その法網の間隙を潜らうとするが如き
は、まことに惡むべき所業である。

かく法令も、時世の進運につれて、時代に適當するやう
に、改廢せられることがあるが、さればとて、そのために法
令の價値は、少しも減ずるものではない。若し、眞に法令
の中で、生活の實情に適しないものがあれば、請願、建議な
ど、法制上定められて居る手續と、順序とによつて、これが
改廢に努力すればよい。さうして、多少の不都合は、生活
の實情に合ふやうに、適當にこれを活用することに努め
なくてはならぬ。また、法令の存在する限り、個人の勝手
な考へから、これを守らないやうなことがあるならば、そ

師が罪もないのに死に
就かねばならぬ理由は
ない。即刻脱獄するや
うにと頻りに勧めたが、
ソクラテスは、自分は今
まで國のために正しい
道を履んで來たから、今
になつてそれを破るこ
とはできない。國法に
背いて生きるよりも、寧
ろ國法を守つて死に就
かう。と自若として刑
についた。この精神こ
そ、實に遵法の美德の極
致として、廣く世に稱へ

れは、斷じて立憲國民の態度とはいはれない。要するに、我等は、如何なる場合でも、常に忠君愛國の至誠を以て國政を重んじ、國法に遵ひ、聖旨を奉戴し、立憲治下の國民として、大御心のまゝに仕へ奉らねばならぬ。これが、我等臣民としての奉公の道であり、また大政翼賛のまことのあらはれである。

■皇運の扶翼 我等は、光榮あるこの國土に生れ、允文允武なる 今上天皇陛下を戴く陛下の公民おほみたまである。されば我等は、萬國に冠絶するこの國體の精華を發揚し、善美なる國史の成迹を顯彰して、我が帝國の無窮なる發展を遂げしめねばならぬ。然るに、今日の我が國は、既に目覺ましき進歩を示してゐるとはいへ、内治外交、經濟社會文化の各方面に於て、未だ幾多の改善充實を圖るべき重

られてゐる。

3 参考 生徒の遵法

學校生徒の生活は、未だ國法との關係が深くないために、ともすれば、かういふことは卒業後の問題であるかのやうに思ふ者があるが、それは大きな誤りである。彼の未成年者禁酒禁煙の兩法の如き、大體は學生生徒の年齢の者が守るべき法律である。されば生徒は、これらの國法

要な問題が横たはつてゐる。我等は、今更のやうに、全國民がこの國運の發展のために、正しい國政運用の自覺を持つことの切なるを感じる。世には、政治のことは、所謂政治家の爲すべきことで、我等一般國民の生活とは、交渉のないものゝやうに考へてゐる者があるが、これは大きな誤りである。我等は、その身を修め、家を齊へると同時に、更に、現下の時局に際して、我が國政についても、地方自治體の政治についても、常に正しい理解をもち、不屈不撓の精神を以て、一致協力この難局を乗切つて、天壤無窮の皇運を扶翼し奉るの覺悟を持たねばならぬ。そこには、明日の日本の美しい輝きがある。

演習問題 ソクラテスの遵法の實例について、そのどこが千古の美談として稱へられるかを研究せよ。

……終……

を忠實に守り、決してこれを犯すべきでない。また學校に於ける校規校則なども、國法に準じて心からこれを尊重すべく、以て青少年の時代から、強い遵法の精神を養成するは、まことにうるはしい國民の修養である。

附錄
關係法規拔萃

目次

民法 (第二章關係) 一頁

町村制 (第四章關係) 五

市制 (同) 七

府縣制 (同) 一〇

大日本帝國憲法 (第五、六、七、八、九章關係) 一三

皇室典範 (第五、六章關係) 一五

貴族院令 (第七章關係) 一六

衆議院議員選舉法 (第七章關係) 一七

民法

第七百二十五條 左ニ掲ケタル者ハ之ヲ親族トス
 一 六親等内ノ血族
 二 配偶者
 三 三親等内ノ姻族
 第七百二十六條 親等ハ親族間ノ世數ヲ算シテ之ヲ定ム
 傍系親ノ親等ヲ定ムルニハ其一人又ハ其配偶者ヨリ同始祖ニ遡リ其始祖ヨリ他ノ一人ニ下ルマテノ世數ニ依ル
 第七百三十二條 戸主ノ親族ニシテ其家ニ在ル者及ヒ其配偶者ハ之ヲ家族トス
 戸主ノ變更アリタル場合ニ於テハ舊戸主及ヒ其家族ハ新戸主ノ家族トス
 第七百三十三條 子ハ父ノ家ニ入ル
 父ノ知レザル子ハ母ノ家ニ入ル
 父母共ニ知レザル子ハ一家ヲ創立ス
 第七百三十五條 家族ノ庶子及ヒ私生子ハ戸主ノ同意アルニ非サレハ其家ニ入ルコトヲ得ス
 庶子カ父ノ家ニ入ルコトヲ得サルトキハ母ノ家ニ入ル
 私生子カ母ノ家ニ入ルコトヲ得サルトキハ父ノ家ニ創立ス
 第七百三十六條 女戸主カ夫婚姻ヲ爲シタルトキハ夫ハ其家ノ戸主ト爲ル但當事者カ婚姻ノ當時反對ノ意思ヲ表示シタルトキハ此限ニ在ラス
 第七百四十三條 家族ハ戸主ノ同意アルトキハ他家ヲ相續シ、分家ヲ爲シ又ハ廢絶シタル本家、分家、同家其他親族ノ家ヲ再興スルコトヲ得但未成年者ハ親權ヲ行フ父若ハ後見人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス
 家族カ分家ヲ爲ス場合ニ於テハ戸主ノ同意ヲ得テ自己ノ直系卑屬ヲ分家ノ家族ト爲スコトヲ得
 前項ノ場合ニ於テ直系卑屬カ滿十五年以上ナルトキハ其ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス
 第七百四十四條 法定ノ推定家督相續人ハ他家ニ入り又ハ一家ヲ創立スルコトヲ得ス但本家相續ノ必要アルトキハ此限ニ在ラス
 前項ノ規定ハ第七百五十條第二項ノ適用ヲ妨ケス

第七百四十七條 戸主ハ其家族ニ對シテ扶養ノ義務ヲ負フ
 第七百四十八條 家族カ自己ノ名ニ於テ得タル財産ハ其特有財産トス
 戸主又ハ家族ノ孰レニ屬スルカ分明ナラサル財産ハ戸主ノ財産ト推定ス
 第七百四十九條 家族ハ戸主ノ意ニ反シテ其居所ヲ定ムルコトヲ得ス
 家族カ前項ノ規定ニ違反シテ戸主ノ指定シタル居所ニ在ラサル間ハ戸主ハ之ニ對シテ扶養ノ義務ヲ免ル
 前項ノ場合ニ於テ戸主ハ相當ノ期間ヲ定メ其指定シタル場所ニ居所ヲ轉スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ得若シ家族カ其催告ニ應ゼサルトキハ戸主ハ之ヲ離籍スルコトヲ得但其家族カ未成年者ナルトキハ此限ニ在ラス
 第七百五十條 家族カ婚姻又ハ養子縁組ヲ爲スニハ戸主ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス
 家族カ前項ノ規定ニ違反シテ婚姻又ハ養子縁組ヲ爲シタルトキハ戸主ハ其婚姻又ハ養子縁組ノ日ヨリ一年内ニ離籍ヲ爲シ又ハ復籍ヲ拒ムコトヲ得
 家族カ養子ヲ爲シタル場合ニ於テ前項ノ規定ニ從ヒ離籍セラレタルトキハ其養子ハ養親ニ隨ヒテ其家ニ入ル
 第七百五十二條 戸主ハ左ニ掲ケタル條件ヲ具備スルニ非サレハ隱居ヲ爲スコトヲ得ス
 一 滿六十一年以上ナルコト
 二 完全ノ能力ヲ有スル家督相續人カ相續ノ單純承認ヲ爲スコトヲ得
 第七百六十二條 新ニ家ヲ立テタル者ハ其家ヲ廢シテ他家ニ入ルコトヲ得
 家督相續ニ因リテ戸主ト爲リタル者ハ其家ヲ廢スルコトヲ得ス但本家ノ相續又ハ再興其他正當ノ事由ニ因リ裁判所ノ許可ヲ得タルトキハ此限ニ在ラス
 第七百六十五條 男ハ滿十七年女ハ滿十五年ニ至ラサレハ婚姻ヲ爲スコトヲ得ス
 第七百六十八條 姦通ニ因リテ離婚又ハ刑ノ宣告ヲ受ケタル者ハ相姦者ト婚姻ヲ爲スコトヲ得ス
 第七百六十九條 直系血族又ハ三親等内ノ傍系血族ノ間ニ於テハ婚姻ヲ爲スコトヲ得ス但養子ト養方ノ傍系血族トノ間ハ此限ニ在ラス

第七百七十條 直系姻族ノ間ニ於テハ婚姻ヲ爲スコトヲ得ス第七百二十九條ノ規定ニ依リ姻族關係カ止ミタル後亦同シ

第七百七十一條 養子、其配偶者、直系卑族又ハ其配偶者ト養親又ハ其直系尊屬トノ間ニ於テハ第七百三十條ノ規定ニ依リ親族關係カ止ミタル後雖モ婚姻ヲ爲スコトヲ得ス

第七百七十二條 子カ婚姻ヲ爲スニハ其ノ家ニ在ル父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但男力滿三十年女力滿二十五年ニ達シタル後ハ此限ニ在ラス

父母ノ一方カ知レサルトキ、死亡シタルトキ、家ヲ去リタルトキ又ハ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ他ノ一方ノ同意ノミヲ以テ足ル

父母共ニ知レサルトキ、死亡シタルトキ、家ヲ去リタルトキ又ハ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ未成年者ハ其後見人及ヒ親族會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第七百七十三條 繼父母又ハ嫡母カ子ノ婚姻ニ同意セサルトキハ子ハ親族會ノ同意ヲ得テ婚姻ヲ爲スコトヲ得

第七百七十五條 婚姻ハ之ヲ戶籍吏ニ届出ツルニ因リテ其効力ヲ生ス前項ノ届出ハ當事者雙方及ヒ成年ノ證人二人以上ヨリ口頭ニテ又ハ署名シタル書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第七百七十六條 戶籍吏ハ婚姻カ第七百四十一條第一項、第七百四十四條第一項、第七百五十條第一項、第七百五十四條第一項、第七百六十五條乃至第七百七十三條及ヒ前條第二項ノ規定其他ノ法令ニ違反セサルコトヲ認メタル後ニ非サレハ其届出ヲ受理スルコトヲ得ス但婚姻カ第七百四十一條第一項又ハ第七百五十條第一項ノ規定ニ違反スル場合ニ於テ戶籍吏カ注意ヲ爲シタルニ拘ハラズ當事者カ其届出ヲ爲サント欲スルトキハ此限ニ在ラス

第七百八十七條 婚姻ハ左ノ場合ニ限リ無効トス

- 一 人違其他ノ事由ニ因リ當事者間ニ婚姻ヲ爲ス意思ナキトキ
- 二 當事者カ婚姻ノ届出ヲ爲ササルトキ但其届出カ第七百七十五條第二項ニ掲ケタル條件ヲ缺クニ止マルトキハ婚姻ハ之カ爲メニ其効力ヲ妨ケラルコトナシ

第七百八十五條乃至第七百七十一條ノ規定ニ違反シタル婚姻ハ各當事者、其戸主、親族又ハ檢事ヨリ其取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但檢事ハ當事者ノ一方カ死亡シタル後ハ之ヲ請求スルコトヲ得ス

第七百六十條乃至第七百六十八條ノ規定ニ違反シタル婚姻ニ付テハ當事者ノ配偶又ハ前配偶者モ亦其取消ヲ請求スルコトヲ得

第七百八十三條 第七百七十二條ノ規定ニ違反シタル婚姻ハ同意ヲ爲ス權利ヲ有セシ者ヨリ其取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得同意カ詐欺又ハ強迫ニ因リタルトキ亦同シ

第八百八條 夫婦ハ其協議ヲ以テ離婚ヲ爲スコトヲ得

第八百十二條 協議上ノ離婚ヲ爲シタル者カ其協議ヲ以テ子ノ監護ヲ爲スヘキ者ヲ定メザリシトキハ其監護ハ父ニ屬ス

前二項ノ規定ハ監護ノ範圍外ニ於テ父母ノ權利義務ニ變更ヲ生スルコトナシ

第八百十三條 夫婦ノ一方ハ左ノ場合ニ限リ離婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

- 一 配偶者カ重婚ヲ爲シタルトキ
- 二 妻カ姦淫罪ヲ爲シタルトキ
- 三 夫カ姦淫罪ニ因リテ刑ニ處セラレタルトキ
- 四 配偶者カ偽造、賄賂、狼狽、竊盜、強盜、詐欺取財、受寄財物消費、贓物ニ關スル罪若クハ刑法第五百七十五條第七百六十條ニ掲ケタル罪ニ因リテ輕罪以上ノ刑ニ處セラレ又ハ其他ノ罪ニ因リテ重禁錮三年以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 五 配偶者ヨリ同居ニ堪ヘサル虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ
- 六 配偶者ヨリ惡意ヲ以テ遺棄セラレタルトキ
- 七 配偶者ノ直系尊屬ヨリ虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ
- 八 配偶者カ自己ノ直系尊屬ニ對シテ虐待ヲ爲シ又ハ之ニ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルトキ
- 九 配偶者ノ生死カ三年以上分明ナラサルトキ
- 十 婿養子縁組ノ場合ニ於テ離縁アリタルトキ又ハ養子カ家女ト婚姻ヲ爲シタル場合ニ於テ離縁若クハ縁組ノ取消アリタルトキ

第八百二十七條 私生子ハ其父又ハ母ニ於テ之ヲ認知スルコトヲ得父カ認知シタル私生子ハ之ヲ庶子トス

第八百三十六條 庶子ハ其父母ノ婚姻ニ因リテ嫡出子タル身分ヲ取得ス

婚姻中父母カ認知シタル私生子ハ其認知ノ時ヨリ嫡出子タル身分ヲ取得ス

前二項ノ規定ハ子カ既ニ死亡シタル場合ニ之ヲ準用ス

第八百三十七條 成年ニ達シタル者ハ養子ヲ爲スコトヲ得

第八百三十八條 尊屬又ハ年長者ハ之ヲ養子ヲ爲スコトヲ得

第八百六十條 養子ハ縁組ノ日ヨリ養親ノ嫡出子タル身分ヲ取得ス

第八百六十一條 養子ハ縁組ニ因リテ養親ノ家ニ入ル

第八百七十七條 子ハ其家ニ在ル父ノ親權ニ服ス但獨立ノ生計ヲ立ツル成年者ハ此限ニ在ラス

父カ知レサルトキ、死亡シタルトキ、家ヲ去リタルトキ又ハ親權ヲ行フコト能ハサルトキハ家ニ在ル母之ヲ行フ

第八百七十九條 親權ヲ行フ父又ハ母ハ未成年ノ子ノ監護及ヒ教育ヲ爲ス權利ヲ有シ義務ヲ負フ

第八百八十條 未成年ノ子ハ親權ヲ行フ父又ハ母カ指定シタル場所ニ其居所ヲ定ムルコトヲ要ス但第七百四十九條ノ適用ヲ妨ケス

第八百八十一條 未成年ノ子カ兵役ヲ出願スルニハ親權ヲ行フ父又ハ母ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス

第八百八十二條 親權ヲ行フ父又ハ母ハ必要ナル範圍内ニ於テ自ら其子ヲ懲戒シ又ハ裁判所ノ許可ヲ得テ之ヲ懲戒場ニ入ルコトヲ得

子ヲ懲戒場ニ入ルル期間ハ六箇月以下ノ範圍内ニ於テ裁判所之ヲ定ム但此期間ハ父又ハ母ノ請求ニ因リ何時ニテモ之ヲ短縮スルコトヲ得

第八百八十三條 未成年ノ子ハ親權ヲ行フ父又ハ母ノ許可ヲ得ルニ非サレハ職業ヲ營ムコトヲ得

父又ハ母ハ第六條第二項ノ場合ニ於テハ前項ノ許可ヲ取消シ又ハ之ヲ制限スルコトヲ得

第八百八十四條 親權ヲ行フ父又ハ母ハ未成年ノ子ノ財産ヲ管理シ又ハ其財産ニ關スル法律行為ニ付キ其子ヲ代表ス但其子ノ行為ヲ目的トスル債務ヲ生スヘキ場合ニ於テハ本人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第八百九十六條 父又ハ母カ親權ヲ濫用シ又ハ著シク不行跡ナルトキハ裁判所ハ子ノ親族又ハ檢事ノ請求ニ因リ其親權ノ喪失ヲ宣告スルコトヲ得

第八百九十七條 親權ヲ行フ父又ハ母カ管理ノ失當ニ因リテ其子ノ財産ヲ危クシタルトキハ裁判所ハ子ノ親族又ハ檢事ノ請求ニ因リ其管理權ノ喪失ヲ宣告スルコトヲ得

父カ前項ノ宣告ヲ受ケタルトキハ管理權ハ家ニ在ル母之ヲ行フ

第八百九十八條 前二條ニ定メタル原因カ止ミタルトキハ裁判所ハ本人又ハ其親族ノ請求ニ因リ失權ノ宣告ヲ取消スコトヲ得

第九百條 後見ハ左ノ場合ニ於テ開始ス

- 一 未成年者ニ對シテ親權ヲ行フ者ナキトキ又ハ親權ヲ行フ者カ管理權ヲ有セザルトキ
- 二 禁治産ノ宣告アリタルトキ
- 三 禁治産ノ宣告アリタルトキ
- 四 禁治産ノ宣告アリタルトキ

第九百四十四條 本法其他ノ法令ノ規定ニ依リ親族會ヲ開クヘキ場合ニ於テハ會議ヲ要スル事件ノ本人、戸主、親族、後見人、後見監督人、保佐人、檢事又ハ利害關係ノ請求ニ因リ裁判所之ヲ召集ス

第九百五十四條 直系血族及ヒ兄弟姉妹ハ互ニ扶養ヲ爲ス義務ヲ負フ夫婦ノ一方ト他ノ一方ノ直系尊屬ニシテ其家ニ在ル者トノ間亦同シ

第九百六十四條 家督相續ハ左ノ事由ニ因リテ開始ス

- 一 戸主ノ死亡、隱居又ハ國籍喪失
- 二 戸主婚姻又ハ養子縁組ノ取消ニ因リテ其家ヲ去リタルトキ
- 三 女戸主ノ入夫婚姻又ハ入夫ノ離婚

第九百六十八條 胎兒ハ家督相續ニ付テハ既ニ生マレタルモノト看做ス

前項ノ規定ハ胎兒カ死體ニテ生マレタルトキハ之ヲ適用セズ

第九百六十九條 左ニ掲ケタル者ハ家督相續人タルコトヲ得

- 一 故意ニ被相續人又ハ家督相續ニ付キ先順位ニ在ル者ヲ死ニ致シ又ハ死ニ致サントシタル者メ刑ニ處セラレタル者
- 二 被相續人ノ殺害セラレタルコトヲ知りテ之ヲ告發又ハ告訴セザリシ者但其他ニ非ハ判別ナキトキ又ハ殺害者カ自己ノ配偶者若クハ直系血族ナリシトキハ此限ニ在ラス
- 三 詐欺又ハ強迫ニ因リ被相續人カ相續ニ關スル遺言ヲ爲シ之ヲ取消シ又ハ之ヲ變更スルコトヲ妨ケタル者
- 四 詐欺又ハ強迫ニ因リ被相續人ヲシテ相續ニ關スル遺言ヲ爲サシメ之ヲ取消サシメ又ハ變更セシメタル者

五 相續ニ關スル被相續人ノ遺言ヲ偽造、變造毀滅又ハ藏匿シタル者
第九百七十條 被相續人ノ家族タル直系卑屬ハ左ノ規定ニ從ヒ家督相續人ト爲ル

- 一 親等ノ異ナリタル者ノ間ニ在リテハ其近キ者ヲ先ニス
- 二 親等ノ同シキ者ノ間ニ在リテハ男ヲ先ニス
- 三 親等ノ同シキ男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニス
- 四 親等ノ同シキ嫡出子、庶子及ヒ私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子及ヒ庶子ハ女ト雖モ之ヲ私生子ヨリ先ニス
- 五 前四號ニ掲ケタル事項ニ付キ相同シキ者ノ間ニ在リテハ年長者ヲ先ニス

第八百三十六條ノ規定ニ依リ又ハ養子縁組ニ因リテ嫡出子タル身分ヲ取得シタル者ハ家督相續ニ付テハ其嫡子タル身分ヲ取得シタル時ニ生マレタルモノト看做ス

第九百七十五條 法定ノ推定家督相續人ニ付キ左ノ事由アルトキハ被相續人ハ其推定家督相續人ノ廢除ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

- 一 被相續人ニ對シテ虐待ヲ爲シ又ハ之ニ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルコト
- 二 疾病其他身體又ハ精神ノ狀況ニ因リ家政ヲ執ルニ堪ヘサルヘキコト
- 三 家名ニ汚辱ヲ及ボスヘキ罪ニ因リテ刑ニ處セラレタルコト
- 四 浪費者トシテ準禁治産ノ宣告ヲ受ケ改悛ノ望ナキコト

此他正當ノ事由アルトキハ被相續人ハ親族會ノ同意ヲ得テ其廢除ヲ請求スルコトヲ得

第九百七十九條 法定ノ推定家督相續人ナキトキハ被相續人ハ家督相續人ヲ指定スルコトヲ得此指定ハ法定ノ推定家督相續人アルニ至リタルトキハ其效力ヲ失フ

家督相續人ノ指定ハ之ヲ取消スコトヲ得
前二項ノ規定ハ死亡又ハ隱居ニ因リ家督相續人ノ場合ニノミ之ヲ適用ス

第九百八十二條 法定又ハ指定ノ家督相續人ナキ場合ニ於テ其家ニ被相續人ノ父アルトキハ父、父アラサルトキ又ハ父カ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ母、父母共ニアラサルトキ又ハ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ其直系卑屬ハ左ノ規定ニ從ヒ遺產相續人ト爲ル

スルコト能ハサルトキハ親族會ハ左ノ順序ニ從ヒ家族中ヨリ家督相續人ヲ選定ス

- 第一 配偶者但家女ナルトキ
- 第二 兄弟
- 第三 姉妹
- 第四 第一號ニ該當セサル配偶者
- 第五 兄弟姉妹ノ直系卑屬

第九百八十三條 家督相續人ヲ選定スヘキ者ハ正當ノ事由アル場合ニ限り裁判所ノ許可ヲ得テ前條ニ掲ケタル順序ヲ變更シ又ハ選定ヲ爲ササルコトヲ得

第九百八十四條 第九百八十二條ノ規定ニ依リテ家督相續人タル者ナキトキハ家ニ在ル直系卑屬中親等ノ最モ近キ者家督相續人ト爲ル但親等ノ同シキ者ノ間ニ在リテハ男ヲ先ニス

第九百八十五條 前條ノ規定ニ依リテ家督相續人タル者ナキトキハ親族會ハ被相續人ノ親族、家族、分家ノ戸主又ハ本家若クハ分家ノ家族中ヨリ家督相續人ヲ選定ス

前項ニ掲ケタル者ノ中ニ家督相續人タルヘキ者ナキトキハ親族會ハ他人ノ中ヨリ之ヲ選定ス

親族會ハ正當ノ事由アル場合ニ限り前二項ノ規定ニ拘ハラズ裁判所ノ許可ヲ得テ他人ヲ選定スルコトヲ得

第九百八十六條 家督相續人ハ相續開始ノ時ヨリ前戸主ノ有セシ權利義務ヲ承繼ス但前戸主ノ一身ニ專屬セルモノハ此限ニ在ラス

第九百八十七條 系譜、祭具及ヒ墳墓ノ所有權ハ家督相續ノ特權ニ屬ス

第九百九十二條 遺產相續ハ家族ノ死亡ニ因リテ開始ス

第九百九十三條 第九百六十五條乃至第九百六十八條ノ規定ハ遺產相續ニ之ヲ準用ス

第九百九十四條 被相續人ノ直系卑屬ハ左ノ規定ニ從ヒ遺產相續人ト爲ル

- 一 親等ノ異ナリタル者ノ間ニ在リテハ其近キ者ヲ先ニス
- 二 親等ノ同シキ者ハ同順位ニ於テ遺產相續人ト爲ル

第九百九十五條 前條ノ規定ニ依リテ遺產相續人タルヘキ者カ相續ノ開始前ニ死亡シ又ハ其相續權ヲ失ヒタル場合ニ於テ其者ニ直系卑屬ノ繼承人ト爲ル

第一千零一條 滿十五年ニ達シタル者ハ遺言ヲ爲スコトヲ得

第一千零二條 遺言ハ自筆證書、公正證書又ハ秘密證書ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ得但特別方式ニ依ルコトヲ許ス場合ハ此限ニ在ラス

第一千零三條 自筆證書ニ依リテ遺言ヲ爲スニハ遺言者其全文、日附及ヒ氏名ヲ自書シ之ニ捺印スルコトヲ要ス

自筆證書中ノ挿入、削除其他ノ變更ハ遺言者其場所ヲ指示シ之ヲ變更シタル旨ヲ附記シテ特ニ之ニ署名シ且其變更ノ場所ニ捺印スルニ非レハ其效ナシ

第一千零四條 法定家督相續人タル直系卑屬ハ遺留分トシテ被相續人ノ財產ノ半額ヲ受ク

此他ノ家督相續人ハ遺留分トシテ被相續人ノ財產ノ三分ノ一ヲ受ク

第一千零五條 遺產相續人タル直系卑屬ハ遺留分トシテ被相續人ノ財產ノ半額ヲ受ク

遺留分ノ額ヲ受ク

第一千零六條 遺留分ノ額ヲ受ク

第九百九十六條 前二條ノ規定ニ依リテ遺產相續人タルヘキ者ナキ場合ニ於テ遺產相續人ト爲ル

第九百九十七條 前二條ノ規定ニ依リテ遺產相續人タルヘキ者ナキ場合ニ於テ遺產相續人ト爲ル

第九百九十八條 前二條ノ規定ニ依リテ遺產相續人タルヘキ者ナキ場合ニ於テ遺產相續人ト爲ル

第九百九十九條 前二條ノ規定ニ依リテ遺產相續人タルヘキ者ナキ場合ニ於テ遺產相續人ト爲ル

第一千條 遺產相續人ハ相續開始ノ時ヨリ被相續人ノ財產ニ屬セシ一切ノ權利義務ヲ承繼ス但被相續人ノ一身ニ專屬セルモノハ此限ニ在ラス

第一千零一條 遺產相續人タル直系卑屬ハ遺留分トシテ被相續人ノ財產ノ半額ヲ受ク

此他ノ家督相續人ハ遺留分トシテ被相續人ノ財產ノ三分ノ一ヲ受ク

第一千零二條 遺產相續人タル直系卑屬ハ遺留分トシテ被相續人ノ財產ノ半額ヲ受ク

遺留分ノ額ヲ受ク

第一千零三條 遺留分ノ額ヲ受ク

遺留分ノ額ヲ受ク

第一千零四條 遺留分ノ額ヲ受ク

遺留分ノ額ヲ受ク

第一千零五條 遺留分ノ額ヲ受ク

遺留分ノ額ヲ受ク

第一千零六條 遺留分ノ額ヲ受ク

遺留分ノ額ヲ受ク

第一千零七條 遺留分ノ額ヲ受ク

遺留分ノ額ヲ受ク

第一千零八條 遺留分ノ額ヲ受ク

遺留分ノ額ヲ受ク

第一千零九條 遺言ハ本法ニ定メタル方式ニ從フニ非ラレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第一千一十條 遺言ハ本法ニ定メタル方式ニ從フニ非ラレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

七 六年未滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ前號ニ掲クル罪以外ノ罪ヲ犯シ六年未滿ノ懲役ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受ケタルコトナキニ至ル迄ノ者

町村ハ前項二年ノ制限ヲ特免スルコトヲ得

第一項二年ノ期間ハ市町村ノ處置分合又ハ境界變更ノ爲中斷セララルコトナシ

第八條 町村民ハ町村ノ選舉ニ參與シ町村ノ名譽職ニ選舉セララル權利ヲ有シ町村ノ名譽職ヲ擔任スル義務ヲ負フ

左ノ各號ノ一ニ該當セサル者ニシテ名譽職ノ當選ヲ辭シ又ハ其ノ職ヲ辭シ若ハ其ノ職務ヲ實際ニ執行セサルトキハ町村ハ一年以上四年以下其ノ町村民權ヲ停止スルコトヲ得

一 疾病ニ罹リ公務ニ堪ヘサル者

二 業務ノ爲常ニ町村内ニ居ルコトヲ得サル者

三 年齢六十一年以上ノ者

四 官公職ノ爲町村ノ公務ヲ執ルコトヲ得サル者

五 四年以上名譽職町村民、町村會議員又ハ區會議員ノ職ニ任シ爾後同一ノ期間ヲ經過セサル者

六 其ノ他町村會議員ノ職ニ依リ正當ノ理由アリト認ムル者

前項ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二項ノ處分ハ其ノ確定ニ至ル迄執行ヲ停止ス

第三項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スル事ヲ得

第九條 陸海軍軍人ニシテ現役中ノ者ハ未タ入營セサル者及歸休下士官兵ヲ除ク及戰時若ハ事變ニ際シ召集中ノ者ハ町村ノ公務ニ參與スルコトヲ得ス兵籍ニ編入セラレタル學生生徒ハ勅令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク及志願ニ依リ國民軍ニ編入セラレタル者亦同シ

第十一條 町村會議員ハ其ノ被選舉權アル者ニ就キ選舉人ノ之ヲ選舉ス議員ノ定數左ノ如シ

一 (削除)

二 人口五千未滿ノ町村 十二人

三 人口五千以上一萬未滿ノ町村 十八人

四 人口一萬以上二萬未滿ノ町村 二十四人

五 人口二萬以上ノ町村 三十人

議員ノ定數ハ町村條例ヲ以テ特ニ之ヲ増減スルコトヲ得

議員ノ定數ハ總選舉ヲ行フ場合ニ非サレバ之ヲ増減セス但シ著シク人口ノ増減アリタル場合ニ於テ府縣知事ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 町村民ハ總テ選舉權ヲ有ス但シ公民權停止中ノ者又ハ第九條ノ規定ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 選舉權ヲ有スル町村民ハ被選舉權ヲ有ス

在職ノ檢察、警察官吏及收稅官吏ハ被選舉權ヲ有ス

選舉事務ニ關係アル官吏及町村ノ有給吏員ハ其ノ關係區域内ニ於テ被選舉權ヲ有セス

町村ノ有給ノ吏員教員其ノ他ノ職員ニシテ在職中ノ者ハ其ノ町村ノ町村會議員ト相兼スルコトヲ得

第十六條 町村會議員ハ名譽職トス

議員ノ任期ハ四年トシ總選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第十八條 町村長ハ毎年九月十五日ノ現在ニ依リ選舉人名簿ヲ調製ス

選舉人名簿ニハ選舉人ノ氏名、住所及生年月日等ヲ記載スヘシ

第十八條ノ二 町村長ハ十一月五日ヨリ十五日間町村役場又ハ其ノ指定タル場所ニ於テ選舉人名簿ヲ關係者ノ縦覽ニ供スヘシ

第十八條ノ三 選舉人名簿ニ關シ關係者ニ於テ異議アルトキハ縱覽期間内ニ之ヲ町村長ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ町村長ハ其ノ申立ヲ受ケタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ決定シ名簿修正ヲ要スルトキハ直ニ之ヲ修正スヘシ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十八條ノ四 選舉人名簿ハ十二月二十五日ヲ以テ確定ス選舉人名簿ハ次年ノ十二月二十四日迄之ヲ據置クヘシ

第二十五條 左ノ投票ハ之ヲ無効トス

一 成規ノ用紙ヲ用ケサル者

二 現ニ町村會議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

三 一票中二人以上ノ被選舉人ノ氏名ヲ記載シタルモノ

四 被選舉人ノ何人タルカヲ確認シ難キモノ

五 被選舉權ナキモ者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

六 被選舉人ノ氏名ノ外他事ヲ記入シタルモノ但シ爵位職業身分住所又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

七 被選舉人ノ氏名ヲ自書セサルモノ

第二十七條 町村會議員ノ選舉ハ有效投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス但シ議員ノ定數ヲ以テ有效投票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ六分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ當選者ヲ定ムルニ當リ得票ノ數同シトキハ八年長者ヲ取り年齡同シトキハ選舉長抽籤シテ之ヲ定ムヘシ

第六十一條 町村長及助役ハ名譽職トス

第六十二條 町村長及助役ノ任期ハ四年トス

第六十三條 町村長ハ町村會ニ於テ之ヲ選舉ス

第六十四條 町村長ハ町村ノ財產ハ基本財産トシ之ヲ維持スヘシ町村ハ特定ノ目的ノ爲特別ノ基本財産ヲ設ケ又ハ金穀等ヲ積立ツルコトヲ得

第九十六條 町村ハ其ノ必要ナル費用及從來法令ニ依リ又ハ將來法律勅令ニ依リ町村ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ

町村ハ其ノ財產ヨリ生スル收入、使用料、手数料、過料、過意金其ノ他法令ニ依リ町村ニ屬スル收入ヲ以テ前項ノ支出ニ充テ仍不足アルトキハ町村稅及夫役現品ヲ賦課徵收スルコトヲ得

第九十八條 三月以上町村内ニ滞在スル者ハ其ノ稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

第三百二十七條 町村ハ第一次ニ於テ府縣知事ノ之ヲ監督シ第二次ニ於テ內務大臣ノ之ヲ監督ス

第四百四十七條 左ニ掲クル事件ハ府縣知事ノ許可ヲ受ケヘシ但シ第一號第四號、第六號及第十一號ニ掲クル事件ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノハ其ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケヘシ

一 町村條例ヲ設ケ又ハ改廢スルコト

二 基本財産及特別基本財産並ニ變野ノ處分ニ關スルコト

三 第九十條ノ規定ニ依リ舊慣ヲ變更シ又ハ廢止スルコト

四 使用料ヲ新設シ又ハ變更スルコト

五 均一ノ稅率ニ依ラスシテ國稅又ハ府縣稅ノ附加稅ヲ賦課スルコト

六 特別稅ヲ新設シ又ハ變更スルコト

七 第一號第一項、第二項及第四項ノ規定ニ依リ數人又ハ町村ノ一部ニ費用ヲ負擔セシムルコト

八 第四百四十七條ノ規定ニ依リ不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ數人若ハ町村ノ一部ニ對シ賦課ヲ爲スコト

九 第五百五條ノ準率ニ依ラスシテ夫役現品ヲ賦課スルコト但シ急迫ノ場合ニ賦課スル夫役ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

十 繼續費ヲ定メ又ハ變更スルコト

十一 町村債ヲ起シ並ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト但シ第三百二十二條第三項ノ借入金ハ此ノ限ニ在ラス

◇市制

第八條 市内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ市住民トス

市住民ハ本法ニ從ヒ市ノ財產及營造物ヲ共用スル權利ヲ有シ市ノ負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ

第九條 帝國臣民タル年齢二十五年以上ノ男子ニシテ二年以來市住民タル者ハ其ノ市公民トス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラス

一 禁治產者及準禁治產者

二 破產者ニシテ復權ヲ得サル者

三 貧困ニ因リ生活ノ爲公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者

四 一定ノ住居ヲ有スサル者

五 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

六 刑法第二編第一章、第三章、第九章、第十六章乃至第二十一章未滿ノ懲役ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル後其ノ刑期ノ二倍ニ相當スル期間ヲ經過スルニ至ル迄ノ者但シ其ノ期間五年ヨリ短キトキハ五年トス

七 六年未滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ前號ニ掲クル罪以外ノ罪ヲ犯シ六年未滿ノ懲役ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

市ハ前項二年ノ制限ヲ特免スルコトヲ得

第一項二年ノ期間ハ市町村ノ廢置分合又ハ境界變更ノ爲中斷セラルルコトナシ

第十條 市公民ハ市ノ選舉ニ參與シ市ノ名譽職ニ選舉セラルル權利ヲ有シ市ノ名譽職ヲ擔任スル義務ヲ負フ

左ノ各號ノ一ニ該當セサル者ニシテ名譽職ノ當選ヲ辭シ又ハ其ノ職ヲ辭シ若ハ其ノ職務ヲ實際ニ執行セサルトキハ市ハ一年以上四年以下ノ市公民權ヲ停止スルコトヲ得

一 疾病ニ罹リ公務ニ堪ヘサル者

二 業務ノ爲常ニ市内ニ居ルコトヲ得サル者

三 年齢六十一年以上ノ者

四 官公職ノ爲市ノ公務ヲ執ルコトヲ得サル者

五 四年以上名譽職市吏員、名譽職參事會員、市會議員、又ハ區會議員ノ職ニ任シ爾後同一ノ期間ヲ經過セサル者

六 其ノ他市會ノ議決ニ依リ正當ノ理由アリト認ムル者

前項ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二項ノ處分ハ其ノ確定ニ至ル迄執行ヲ停止ス

第三項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヘテ得

第十一條 陸海軍軍人ニシテ現役中ノ者(未タ入營セサル者及歸休下士官兵ヲ除ク)及戰時若ハ事變ニ際シ召集中ノ者ハ市ノ公務ニ參與スルコトヲ得ス兵籍ニ編入セラレタル學生生徒(勅令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク)及志願ニ依リ國民軍ニ編入セラレタル者亦同シ

第十三條 市會議員ハ其ノ被選舉權アル者ニ就キ選舉人ノ選舉ス

第十三條 市會議員ノ如シ

一 人口五萬未満ノ市 三十八人

二 人口五萬以上十五萬未満ノ市 三十六人

三 人口十五萬以上二十萬未満ノ市 四十人

四 人口二十萬以上三十萬未満ノ市 四十八人

五 人口三十萬以上ノ市 四十八人

人口三十萬ヲ超ユル市ニ於テハ人口十萬、人口五十萬ヲ超ユル市ニ於テハ人口二十萬ヲ加フル毎ニ議員四人ヲ増加ス

議員ノ定數ハ市條例ヲ以テ特ニ之ヲ増減スルコトヲ得

議員ノ定數ハ總選舉ヲ行フ場合ニ非サレハ之ヲ増減セス但シ著シク

人口ノ増減アリタル場合ニ於テ内務大臣ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十四條 市公民ハ總テ選舉權ヲ有ス但シ公民權停止中ノ者又ハ第十八條ノ規定ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十八條 選舉權ヲ有スル市公民ハ被選舉權ヲ有ス

在職ノ檢察、警察官吏及收稅官吏ハ被選舉權ヲ有セス

選舉事務ニ關係アル官吏及市ノ有給吏員ハ其ノ關係區域内ニ於テ被選舉權ヲ有セス

市ノ有給ノ吏員教員其ノ他ノ職員ニシテ在職中ノ者ハ其ノ市ノ市會議員ト相兼スルコトヲ得ス

第十九條 市會議員ハ名譽職トス

議員ノ任期ハ四年トシ總選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第二十一條 市長ハ毎年九月十五日ノ現在ニ依リ選舉人名簿ヲ調製スヘシ但シ選舉區アルトキハ選舉區毎ニ之ヲ調製スヘシ

第二十一條ノ二條 市長ハ十一月五日ヨリ十五日間市役所(第六條ノ市ニ於テハ區役所)又ハ其ノ指定シタル場所ニ於テ選舉人名簿ヲ關係者ノ縦覽ニ供スヘシ

第二十一條ノ三 選舉人名簿ニ關シ關係者ニ於テ異議アルトキハ縦覽期間内ニ之ヲ市長(第六條ノ市ニ於テハ區長ヲ經テ)ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ市長ハ其ノ申立ヲ受ケタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ決定シ名簿ノ修正ヲ要スルトキハ直ニ之ヲ修正シ第六條ノ市ニ於テハ區長ヲシテ之ヲ修正セシムヘシ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十一條ノ四 選舉人名簿ハ十二月二十五日ヲ以テ確定ス

選舉人名簿ハ次年ノ十二月二十四日迄之ヲ据置クヘシ

第二十五條 選舉ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ一人一票ニ限ル

選舉人ハ選舉ノ當日投票時間内ニ自ら選舉會場ニ到リ選舉人名簿又ハ其ノ抄本ノ對照ヲ經テ選舉ヲ爲スヘシ

投票時間内ニ選舉會場ニ入りタル選舉人ハ其ノ時間ヲ過クルモ投票ヲ爲スコトヲ得

選舉人ハ選舉會場ニ於テ投票用紙ニ自ら被選舉人一人ノ氏名ヲ記載

シテ投函スヘシ

投票ニ關スル記載ニ付テハ勅令ヲ以テ定ムル點字ハ之ヲ文字ト看做ス

自ら被選舉人ノ氏名ヲ書スルコト能ハサル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得ス

投票用紙ハ市長ノ定ムル所ニ依リ一定ノ式ヲ用フヘシ

第二十八條 左ノ投票ハ之ヲ無効トス

一 成規ノ用紙ヲ用ザル者

二 現ニ市會議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

三 一投票中二人以上ノ被選舉人ノ氏名ヲ記載シタルモノ

四 被選舉人ノ何人タルカ確認シ難キモノ

五 被選舉權ナキ者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

六 被選舉人ノ氏名ノ外他事ヲ記入シタルモノ但シ爵位職業身分任所又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

七 被選舉人ノ氏名ヲ自書セサルモノ

第四十一條 市會ハ市ニ關スル事件及法律勅令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル事件ヲ議決ス

第四十二條 市會ノ議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ

一 市條例及市規則ヲ設ケ又ハ改廢スル事

二 市費ヲ以テ支辨スヘキ事業ニ關スル事但シ第九十三條ノ事務及法律勅令ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

三 歳入出豫算ヲ定ムル事

四 決算報告ヲ認定スル事

五 法令ニ定ムルコトヲ除クノ外使用料、手数料、加入金、市稅又ハ夫役現品ノ賦課徴收ニ關スル事

六 不動産ノ管理處分及取得ニ關スル事

七 基本財産及積立金穀等ノ設置管理及處分ニ關スル事

八 歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ及權利ノ拋棄ヲ爲ス事

九 財産及營造物ノ管理方法ヲ定ムル事但シ法律勅令ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

十 市吏員ノ身元保證ニ關スル事

十一 市ニ係ル訴訟訴訟及和解ニ關スル事

第五十一條 市會ハ市長ヲ召集ス議員定數ノ三分ノ一以上ヨリ會議ニ付スヘキ事件ヲ示シテ市會召集ノ請求アルトキハ市長ハ之ヲ召集スヘシ

市長ハ會期ヲ定メテ市會ヲ召集スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ市長ハ更ニ期限ヲ定メ市會ノ會期ヲ延長スルコトヲ得

第五十三條 市會ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

議長ハ其ノ職務ヲ行フ場合ニ於テモ之ヲ爲議員トシテ議決ニ加ハルノ權ヲ失ハス

第五十八條 議員ハ選舉人ノ指示又ハ委囑ヲ受クヘカラス

議員ハ會議中無禮ノ語ヲ用キ又ハ他人ノ身上ニ涉リ言論スルコトヲ得ス

第六十七條 市參事會ノ職務權限左ノ如シ

一 市會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ其ノ委任ヲ受ケタルモノヲ議決スル事

二 市會成立セサルトキ、第五十二條但書ノ場合ニ於テ仍會議ヲ開クコト能ハサルトキ又ハ市長ニ於テ市會ヲ召集スルノ暇ナシト認ムルトキ市會ノ權限ニ屬スル事件ヲ市會ニ代ハリテ議決スルコト

三 其ノ他法令ニ依リ市參事會ノ權限ニ屬スル事件

第六十九條 市參事會會議ハ傍聽ヲ許サス

第七十三條 市長ハ有給吏員トス但シ市條例ヲ以テ名譽職ト爲スコトヲ得

市長ノ任期ハ四年トス

第八十七條 市長ハ市ヲ統轄シ市ヲ代表ス

市長ノ擔任スル事務ノ概目左ノ如シ

一 市會及市參事會ノ議決ヲ經ヘキ事件ニ付其ノ議案ヲ發シ及其ノ議決ヲ執行スル事

二 財産及營造物ノ管理スル事但シ特ニ之ヲ管理者ヲ置キタルトキハ其ノ事務ヲ監督スル事

三 收入支出ヲ命令シ及會計ヲ監督スル事

四 證書及公文書類ヲ保管スル事

五 法令又ハ市會ノ議決ニ依リ使用料、手数料、加入金、市稅又ハ

夫役現品ヲ賦課徵收スル事
 六 其ノ他法令ニ依リ市長ノ職權ニ屬スル事項
 第九條 收益ノ爲ニシテ市ノ財産ハ基本財産トシテ維持スヘシ
 市ハ特定ノ目的ノ爲特別ノ基本財産ヲ設ケ又ハ金穀等ヲ積立ツルコ
 トヲ得
 第九條 三月以上市内ニ滞在スル者ハ其ノ滞在ノ初ニ過リ市稅ヲ
 納ムル義務ヲ負フ
 第九條 夫役又ハ現品ハ直接市稅ヲ率率ト爲シ且之ヲ金額ニ算
 出シテ賦課スヘシ但シ第六十七條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場
 合ハ此ノ限ニ在ラス
 學藝美術及手工ニ關スル勞務ニ付テハ夫役ヲ賦課スルコトヲ得ス
 夫役ヲ賦課セラレタル者ハ本人自ラ之ニ當リ又ハ適當ノ代人ヲ出ス
 コトヲ得
 夫役又ハ現品ハ金錢ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得
 第一項及前項ノ規定ハ急迫ノ場合ニ賦課スル夫役ニ付テハ之ヲ適用
 ス
 第七條 市長ハ毎會計年度歲入出豫算ヲ調製シ運クトモ年度開
 始ノ一月前ニ市會ノ議決ヲ經ヘシ
 市ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル
 豫算ヲ市會ニ提出スルトキハ市長ハ併セテ事務報告書及財産表ヲ提
 出スヘシ
 第六十七條 市ハ第一次ニ於テ府縣知事之ヲ監督シ第二次ニ於テ内
 務大臣之ヲ監督ス
 第六十七條 左ニ掲クル事件ハ府縣知事ノ許可ヲ受クヘシ但シ第一
 號、第四號、第六號及第十一號ニ掲クル事件ニシテ勅令ヲ以テ指定
 スルモノハ其ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クヘシ
 一 市條例ヲ設ケ又ハ改廢スルコト
 二 基本財産及特別基本財産ノ處分ニ關スルコト
 三 第九十條ノ規定ニ依リ舊慣ヲ變更シ又ハ廢止スルコト
 四 使用料ヲ新設シ又ハ變更スルコト
 五 均一ノ稅率ニ依ラスシテ國稅又ハ府縣稅ノ附加稅ヲ賦課スルコ
 ト
 六 特別稅ヲ新設シ又ハ變更スルコト

七 第七十二條第一項、第二項及第四項ノ規定ニ依リ數人又ハ市
 ノ一部ニ費用ヲ負擔セシムルコト
 八 第九十四條ノ規定ニ依リ不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ數人若ハ市
 ノ一部ニ對シ賦課ヲ爲スコト
 九 第九十五條ノ規定ニ依ラスシテ夫役現品ヲ賦課スルコト但シ
 急迫ノ場合ニ賦課スル夫役ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
 十 縦覽費ヲ定メ又ハ變更スルコト
 十一 市債ヲ起シ又ハ起債ノ方法利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又
 ハ之ヲ變更スルコト但シ第三百三十二條第三項ノ借入金ハ此ノ限ニ
 在ラス
 ◇府縣制
 第二條 府縣ハ法人トシ官ノ監督ヲ承ケ法律命令ノ範圍内ニ於テ其ノ
 公共事務並從來法律命令又ハ慣例ニ依リ及將來法律命令ニ依リ府縣
 ニ屬スル事務ヲ處理ス
 第五條 府縣會議員ハ府縣ノ人口七十萬未滿ハ議員三十人ヲ以テ定員
 トシ七十萬以上百萬未滿ハ五萬ヲ加フル毎二一人ヲ増シ百萬以上ハ
 七萬ヲ加フル毎二一人ヲ増ス
 第六條 府縣内ノ市町村公民ハ府縣會議員ノ選舉權及被選舉權ヲ有ス
 陸海軍軍人ニシテ現役中ノ者(未タ入營セサル者及歸休下士官兵ヲ
 除ク)及戰時若ハ事變ニ際シ召集中ノ者ハ選舉權及被選舉權ヲ有セ
 ス兵籍ニ編入セラレタル學生生徒(勅令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク)及
 志願ニ依リ國民軍ニ編入セラレタル者亦同シ
 市町村公民權停止中ノ者ハ選舉權及被選舉權ヲ有セス
 在職ノ檢察、警察官吏及收稅官吏ハ被選舉權ヲ有セス
 選舉事務ニ關係アル官吏及吏員ハ其ノ關係區域内ニ於テ被選舉權ヲ
 有セス
 府縣ノ官吏及有給ノ吏員其ノ他ノ職員ニシテ在職中ノ者ハ其ノ府縣
 ノ府縣會議員ト相兼ルコトヲ得ス
 第七條 府縣會議員ハ府縣會議員ト相兼ルコトヲ得ス
 府縣ノ任期ハ四年トシ總選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス
 第十三條 一 議員候補者タラムトスル者ハ選舉ノ期日ノ告示アリタ

ル日ヨリ選舉ノ期日前七日目マテニ其ノ旨ヲ選舉長ニ届出ツヘシ
 選舉人名簿ニ登錄セラレタル者他人ヲ議員候補者ト爲サムトスルコ
 トキハ前項ノ期間内ニ其ノ推薦ノ届出ヲ爲スコトヲ得
 前二項ノ期間内ニ届出アリタル議員候補者其ノ選舉ニ於ケル議員ノ
 定數ヲ超ユル場合ニ於テ其ノ期間ヲ經過シタル後議員候補者死亡シ
 又ハ議員候補者タルコトヲ辭シタルトキハ前二項ノ例ニ依リ選舉ノ
 期日ノ前日マテ議員候補者ノ届出又ハ推薦届出ヲ爲スコトヲ得
 議員候補者ハ選舉長ニ届出ヲ爲スニ非サレハ議員候補者タルコトヲ
 辭スルコトヲ得ス
 前四項ノ届出アリタルトキ又ハ議員候補者ノ死亡シタルコトヲ知リ
 タルトキハ選舉長ハ直ニ其ノ旨ヲ告示スヘシ
 第十八條 選舉ハ投票ニ依リ之ヲ行フ
 投票ハ一人一票ニ限ル
 選舉人ハ選舉ノ當日投票時間内ニ自ラ投票所ニ到リ選舉人名簿ノ對
 照ヲ經テ又ハ確定裁決書若ハ判決書ヲ提出シテ投票ヲ爲スヘシ
 投票時間内ニ投票所ニ入りタル選舉人ハ其ノ時間ヲ過クルモ投票ヲ
 爲スコトヲ得
 選舉人ハ投票所ニ於テ投票用紙ニ自ラ議員候補者一名ノ氏名ヲ記載
 シテ投函スヘシ
 投票用紙ニハ選舉人ノ氏名ヲ記載スルコトヲ得ス
 投票ニ關スル記載ニ付テハ勅令ヲ以テ定ムル點字ハ之ヲ文字ト看做
 ス
 自ラ議員候補者ノ氏名ヲ書スルコト能ハサル者ハ投票ヲ爲ス事ヲ得
 ス
 投票用紙ハ府縣知事ノ定ムル所ニ依リ一定ノ式ヲ用ウヘシ
 第二十七條 左ノ投票ハ之ヲ無効トス
 一 成規ノ用紙ヲ用ケサルモノ
 二 議員候補者ニ非サル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
 三 一投票中二人以上ノ議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
 四 被選舉權ナキ議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
 五 議員候補者ノ氏名ノ外他事ヲ記載シタルモノ但シ爵位、職業、
 身分、住所又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラス
 六 議員候補者ノ氏名ヲ自書セサルモノ

七 議員候補者ノ何人ヲ記載シタルカヲ確認シ難キモノ
 八 府縣會議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
 第二十九條 府縣會議員ノ選舉ハ有效投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ
 當選者トス但シ其ノ選舉區ノ配當議員數ヲ以テ有效投票ノ總數ヲ除
 シテ得タル數ノ五分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス
 當選者ヲ定ムルニ當リ得票ノ數同シキトキハ年長者ヲ取り年齡同シ
 キトキハ選舉長抽籤シテ之ヲ定ム
 第四十一條 府縣會ノ議決スヘキ事件左ノ如シ
 一 府縣條例及府縣規則ヲ設ケ又ハ改廢スルコト
 二 歳入出豫算ヲ定ムル事
 三 決算報告ニ關スル事
 四 法律命令ニ定ムルモノヲ除ク外使用料手数料府縣稅及夫役現品
 ノ賦課徵收ニ關スル事
 五 不動産ノ處分並買受讓受ニ關スル事
 六 積立金穀等ノ設置及處分ニ關スル事
 七 歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除ク外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ及
 權利ノ拋棄ヲ爲ス事
 八 財産及營造物ノ管理方法ヲ定ムル事但シ法律命令中別段ノ規定
 アルモノハ此ノ限ニ在ラス
 九 其ノ他法律命令ニ依リ府縣會ノ權限ニ屬スル事項
 第五十條 府縣會ハ通常會及臨時會トス
 通常會ハ毎年一回之ヲ開ク其ノ會期ハ三十日以内トス臨時會ハ必要
 アル場合ニ於テ其ノ事件ニ限リ之ヲ開ク其ノ會期ハ七日以内トス
 府縣知事必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ三日以内府縣
 會ノ會期ヲ延長スルコトヲ得
 前項ノ規定ニ依リ府縣會ノ會期ヲ延長シタルトキハ府縣知事ハ直ニ
 之ヲ告示スヘシ
 臨時會ニ付スヘキ事件ハ府縣知事豫メ之ヲ告示スヘシ
 臨時會開會中急務ヲ要スル事件アルトキハ第二項及前項ノ規定ニ拘
 ラズ直ニ之ヲ其ノ會決ニ付スルコトヲ得
 第五十一條 府縣會ハ府縣知事之ヲ召集スル議員定員ノ三分ノ一以上ヨ
 リ會議ニ付スヘキ事件ヲ示シテ臨時會召集ノ請求アルトキハ府縣知
 事ハ之ヲ召集スヘシ

招集ハ開會ノ日前十四日目マテニ告示スヘシ但シ急施ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五十二條 府縣會ハ議員定員ノ半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第五十三條 府縣會ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ハ其ノ職務ヲ行フ場合ニ於テモ之カ爲議員トシテ議決ニ加ハルノ權ヲ失ハス

第五十八條 府縣會議員ハ會議中無禮ノ語ヲ用キ又ハ他人ノ身上ニ涉リ言論スルコトヲ得ス

第六十五條 府縣ニ府縣參事會ヲ置キ議長及名譽參事會員十人ヲ以テ之ヲ組織ス

第六十八條 府縣參事會ノ職務權限左ノ如シ

一 府縣會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ其ノ委任ヲ受ケタルモノヲ議決スルコト

二 府縣會成立セサルトキ、招集ニ應セサルトキ、第五十四條ノ除斥ノ爲會議ヲ開クコト能ハサルトキ又ハ府縣知事ニ於テ府縣會ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキ府縣會ノ權限ニ屬スル事件ヲ府縣會ニ代ハリテ議決スルコト

三 (削除)

四 府縣會ノ議決シタル範圍内ニ於テ財產及營造物ノ管理ニ關シ重要ナル事項ヲ議決スル事

五 府縣費ヲ以テ支辨スヘキ工事ノ執行ニ關スル規定ヲ議決スル事但シ法律命令中別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

六 府縣ニ係ル訴訟訟及和解ニ關スル事項ヲ議決スル事

七 其ノ他法律命令ニ依リ府縣參事會ノ權限ニ屬スル事項

第七十二條 府縣參事會ノ會議ハ傍聽ヲ許サス

第七十五條 府縣ニ有給ノ府縣吏員ヲ置クコトヲ得

第七十七條 府縣吏員ハ府縣知事ノ委任ニ依リ

第七十八條 府縣知事ハ府縣ヲ統轄シ府縣ヲ代表ス

府縣知事ノ擔任スル事務ノ概目左ノ如シ

一 府縣費ヲ以テ支辨スヘキ事件ヲ執行スル事

二 府縣會及府縣參事會ノ議決ヲ經ヘキ事件ニ付其ノ議案ヲ發スル事

三 財產及營造物ノ管理スル事但シ特ニ之カ管理者アルトキハ其ノ事務ヲ監督スル事

四 收入支出ヲ命令シ及會計ヲ監督スル事

五 證書及公文書類ヲ保管スル事

六 法律命令又ハ府縣會若ハ府縣參事會ノ議決ニ依リ使用料手数料府縣稅及夫役現品ヲ賦課徵收スル事

七 其ノ他法律命令ニ依リ府縣知事ノ職權ニ屬スル事項

第八十四條 (削除)

第八十五條 府縣會成立セサルトキ、招集ニ應セサルトキ、第五十四條ノ除斥ノ爲會議ヲ開クコト能ハサルトキ又ハ府縣知事ニ於テ府縣會ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキハ府縣知事ハ府縣會ノ權限ニ屬スル事件ヲ府縣參事會ノ議決ニ付スルコトヲ得

府縣參事會成立セサルトキ、招集ニ應セサルトキ又ハ第七十四條第一項但書ノ場合ニ於テ仍會議ヲ開クコト能ハサルトキハ府縣知事ハ內務大臣ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スヘキ事件ヲ處分スルコトヲ得

第九十八條 府縣ハ積立金數等ヲ設クルコトヲ得

第九十九條 府縣ハ營造物若ハ公共ノ用ニ供シタル財產ノ使用ニ付使用料ヲ徵收シ又ハ特ニ一個人ノ爲ニスル事務ニ付手数料ヲ徵收スルコトヲ得

第一百四條 府縣内ニ住所ヲ有スル者ハ府縣稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

第一百五條 三箇月以上府縣内ニ滞在スル者ハ其ノ滞在ノ初ニ避リ府縣稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

第一百二條 府縣ハ其ノ必要ニ依リ夫役及現品ヲ府縣内一部ノ市町村其ノ他公共團體若ハ一部ノ納稅義務者ニ賦課スルコトヲ得但シ學藝美術及手工ニ關スル勞役ヲ課スルコトヲ得

夫役及現品ハ急迫ノ場合ヲ除ク外金額ニ算出シテ賦課スヘシ夫役ヲ課セラレタル者ハ其ノ便宜ニ從ヒ本人自ラ之ニ當リ又ハ適當ノ代人ヲ出スコトヲ得又夫役及現品ハ急迫ノ場合ヲ除ク外金額ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第二百二十七條 府縣ノ行政ハ內務大臣之ヲ監督ス

大日本帝國憲法

第一章 天皇

第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス

第三條 天皇ハ皇室ニシテ侵スヘカラス

第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リテ之ヲ行フ

第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ

第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス

第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス

第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ效力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發シム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得

第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ條項ニ依ル

第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス

第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

戒嚴ノ要件及效力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス

第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス

第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

第二章 臣民權利義務

第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應ジ均ク文武官ニ任セラレ及他ノ公務ニ就クコトヲ得

第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス

第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス

第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依リニ非スシテ逮捕監禁罰問處罰ヲ受クルコトナシ

第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルルコトナシ

第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セララルコトナシ

第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サルコトナシ

第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルコトナシ

公益ノ爲ニ必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ防ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ

第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限リ軍人ニ準行ス

第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス
 第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協贊ヲ經ルヲ要ス
 第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各種法律案ヲ提出スルコトヲ得
 第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス
 第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス
 第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス
 第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ勅令ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ
 第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ
 臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅令ニ依ル
 第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ
 第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラルヘシ
 選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ
 第四十六條 兩議院ハ各々其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス
 第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
 第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得
 第四十九條 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得
 第五十條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲ケルモノノ外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得
 第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲ケルモノノ外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得
 第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演説刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラ

ルヘシ
 第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關ル罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セラレルコトナシ
 第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得
 第四章 國務大臣及樞密顧問
 第五十五條 國務大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス
 凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス
 第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス
 第五章 司法
 第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所ニ之ヲ行フ
 裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
 第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス
 裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラレルコトナシ
 懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
 第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停止スルコトヲ得
 第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム
 第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス
 第六章 會計
 第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
 但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス

國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ
 第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス
 第六十四條 國家ノ歲出歲入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ
 豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス
 第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ
 第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協贊ヲ要セス
 第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル歲出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歲出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會ノ之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス
 第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫算年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協贊ヲ求ムルコトヲ得
 第六十九條 避ケヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ
 第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得
 前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス
 第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セシ又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ
 第七十二條 國家ノ歲出歲入ノ決算ハ會計検査院之ヲ檢査確定シ政府ハ其ノ檢査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ
 會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
 第七章 補則
 第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅令ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ
 此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ總員三分ノ二以上出席スルニ非サ

レハ議事ヲ開クコトヲ得ス
 出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス
 第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス
 皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得ス
 第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス
 第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用キタルニ拘ラズ
 此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遵守ノ效力ヲ有ス
 歲出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル
 ◇皇室典範 (明治二十二年二月十一日)
 第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス
 第二條 皇位ハ皇長子ニ傳フ
 第三條 皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ傳フ皇長子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ傳フ以下皆之ニ例ス
 第四條 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル
 第五條 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ傳フ
 第六條 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ傳フ
 第七條 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ傳フ
 第八條 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス
 第九條 皇嗣精神若ハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ前數條ニ依リ繼承ノ順序ヲ換フルコトヲ得
 第十三條 天皇及皇太子皇太孫ハ滿十八年ヲ以テ成年トス
 第十四條 前條ノ外ノ皇孫ハ滿二十年ヲ以テ成年トス
 第十五條 儲嗣タル皇子ヲ皇太子トス皇太子在ラサルトキハ儲嗣タル皇孫ヲ皇太子トス

第十九條 天皇未だ成年ニ達セサルトキハ攝政ヲ置ク
天皇久キニ互ルノ故障ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハサルトキハ皇族會議及攝政顧問ノ議ヲ經テ攝政ヲ置ク

第二十條 攝政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之ニ任ス
第二十一條 皇太子皇太孫在ラサルカ又ハ未だ成年ニ達セサルトキハ左ノ順序ニ依リ攝政ニ任ス
第一 親王及王
第二 皇后
第三 皇太后
第四 太皇太后
第五 内親王及女王
第二十二條 皇族男子ノ攝政ニ任スルハ皇位繼承ノ順序ニ從フ其ノ女子ニ於ケルモ亦之ニ準ス
第二十三條 皇族女子ノ攝政ニ任スルハ其ノ配偶アラサル者ニ限ル
第二十四條 最近親ノ皇族未だ成年ニ達セサルカ又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ他ノ皇族攝政ニ任シタルトキハ後來最近親ノ皇族成年ニ達シ又ハ其ノ事故既ニ除クト雖皇太子及皇太孫ニ對スルノ外其任ヲ讓ルコトナシ

第二十五條 攝政又ハ攝政タルヘキ者精神若ハ身體ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及攝政顧問ノ議ヲ經テ其ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第三十條 皇族ト稱フルハ太皇太后皇太后皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王妃内親王王妃女王ヲ謂フ

第三十一條 皇子ヨリ皇太孫ニ至ルマテハ男ヲ親王女ヲ内親王トシ五世以下ハ男ヲ女王女ヲトス

第三十二條 天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承クルトキハ皇兄弟姉妹ノ王女ヲタル者ニ特ニ親王内親王ノ號ヲ宣賜ス

第三十九條 皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅命ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル

第四十條 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル

第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス

第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王ノ稱ヲ有セシムルコトアルヘシ

貴族院令

第一條 貴族院ハ左ノ議員ヲ以テ組織ス
一 皇族
二 公侯爵
三 伯子男爵各々其ノ同爵中ヨリ選舉セラレタル者
四 國家ニ勳勞アリ又ハ學識アル者ヨリ特ニ勅任セラレタル者
五 帝國學士院ノ互選ニ由リ勅任セラレタル者
六 北海道各府縣ニ於テ土地或ハ工業商業ニ付多額ノ直接國稅ヲ納ムル者ノ中ヨリ一人又ハ二人ヲ互選シテ勅任セラレタル者

第二條 皇族ノ男子成年ニ達シタルトキハ議員タルヘシ
第三條 公侯爵ヲ有スル者滿三十歲ニ達シタルトキハ議員タルヘシ
前項ノ議員ハ勅許ヲ得テ議員タルコトヲ辭スルコトヲ得
第四條 伯子男爵ヲ有スル者ニシテ滿三十歲ニ達シ各々其ノ同爵ノ選ニ當リタル者ハ七箇年ノ任期ヲ以テ議員タルヘシ其ノ選舉ニ關ル規則ハ別ニ勅命ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 國家ニ勳勞アリ又ハ學識アル滿三十歲以上ノ男子ニシテ勅任セラレタル者ハ終身議員タルヘシ
前項ノ議員ノ數ハ百二十五人ヲ超過スヘカラス
第一項ノ議員身體又ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ニ堪ヘサルニ至リタルトキハ貴族院ニ於テ其ノ旨ヲ議決シ上奏シテ勅命ヲ請フヘシ
前項ノ議決ニ關ル規則ハ貴族院ニ於テ之ヲ議定シ上奏シテ裁可ヲ請フヘシ

第五條ノ二 滿三十歲以上ノ男子ニシテ帝國學士院會員タル者ノ中ヨリ四人ヲ互選シ其ノ選ニ當リ勅任セラレタル者ハ其ノ會員タルノ間七箇年ノ任期ヲ以テ議員タルヘシ其ノ選舉ニ關ル規則ハ別ニ勅命ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 滿三十歲以上ノ男子ニシテ北海道各府縣ニ於テ土地或ハ工業商業ニ付多額ノ直接國稅ヲ納ムル者百人ノ中ヨリ一人又ハ二人ノ中ヨリ二人ヲ互選シ其ノ選ニ當リ勅任セラレタル者ハ七箇年ノ任期ヲ以テ之ヲ定ム

衆議院議員選舉法

(大正十四年五月五日)

第一條 衆議院議員ハ各選舉區ニ於テ之ヲ選舉ス
第二條 投票區ハ市町村ノ區域ニ依ル
地方長官必要アルト認ムルトキハ市町村ノ區域ヲ分チテ數投票區ヲ設ケ又ハ數町村ノ區域ヲ合セテ一投票區ヲ設クルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ投票區ヲ設ケタルトキハ地方長官ハ直ニ之ヲ告示スヘシ

第二項ノ規定ニ依リ設クル投票區ノ投票ニ關シ本法ノ規定ヲ適用シ難キ事項ニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第三條 開票區ハ郡市ノ區域ニ依ル
(第二條投票區ニ關スル特別ノ場合ヲ規定スル第二、三、四項ノ規定ハ本條ニ於テモ亦同シ)

第五條 帝國臣民タル男子ニシテ年齢二十五年以上ノ者ハ選舉權ヲ有ス

第六條 左ニ掲クル者ハ選舉權及被選舉權ヲ有セズ
一 禁治產者及準禁治產者
二 破產者ニシテ復權ヲ得サル者
三 貧困ニ因リ生活ノ爲公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者
四 一定ノ住居ヲ有セサル者
五 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
六 刑法第二編第一章、第三章、第九章、第十六章乃至第二十一章、第二十五章又ハ第三十六章乃至第三十九章ノ刑ヲ犯シ六年未滿ノ懲役ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル後其ノ刑期ノ二倍ニ相當スル期間ヲ經過スルニ至ル迄ノ者但シ其ノ期間五年ヨリ短キトキハ五年トス
七 六年未滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ前號ニ掲クル罪以外ノ罪ヲ犯シ六年未滿ノ懲役ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受

クルコトナキニ至ル迄ノ者

第七條 華族ノ戸主ハ選舉權及被選舉權ヲ有セズ
陸海軍軍人ニシテ現役中ノ者(未だ入營セサル者及歸休下士官兵ヲ除ク)及戰時若ハ事變ニ際シ又ハ兵役法第五十五條第二項ノ規定志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者ニ付テハ之ニ該當スル勅令ノ規定ヲ合ムルニ依リ召集中ノ者ハ選舉權及被選舉權ヲ有セズ兵籍ニ編入セラレタル學生生徒(勅令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク)及志願ニ依リ國民軍ニ編入セラレタル者亦同シ

第八條 選舉事務ニ關係アル官吏及吏員ハ其ノ關係區域内ニ於テ被選舉權ヲ有セズ

第九條 在職ノ官内官、判事、朝鮮總督府判事、臺灣總督府法院判官、關東廳法院判官、南洋廳判事、檢察、朝鮮總督府檢察、臺灣總督府法院檢察官、關東廳法院檢察官、南洋廳檢察官、陸軍法官、海軍法官、行政裁判所長官、行政裁判所評定官、會計檢查官、收稅官吏及警察官吏ハ被選舉權ヲ有セズ

第十條 官吏及待選官吏ハ左ニ掲クル者ヲ除クノ外在職中議員ト相兼スルコトヲ得ス
一 國務大臣
二 内閣書記官長
三 法制局長官
四 各省政務次官
五 各省參事官
六 內閣總理大臣秘書官
七 各省秘書官

第十一條 北海道會議員及府縣會議員ハ衆議院議員ト相兼スルコトヲ得ス

第十二條 市町村長ハ毎年九月十五日ノ現在ニ依リ其ノ日迄引續キ六月以上其ノ市町村内ニ住居ヲ有スル者ノ選舉資格ヲ調査シ十月三十一日迄ニ選舉人名簿ヲ調製スヘシ
選舉人ノ年齢ハ選舉人名簿確定ノ期日ニ依リ之ヲ算定ス
第一項ノ住居ニ關スル要件ヲ具備セサル選舉人ハ選舉人名簿ニ登錄セラレルコトヲ得ス
選舉人名簿ニハ選舉人ノ氏名、住居及生年月日等ヲ記載スヘシ

第一項ノ住居ニ關スル期間ハ行政區畫變更ノ爲中斷セラルコトナシ

第十三條 市町村長ハ十一月五日ヨリ十五日間市役所、町村役場又ハ其ノ指定シタル場所ニ於テ選舉人名簿ヲ縱覽ニ供スヘシ

市町村長ハ縱覽開始ノ日ヨリ少クトモ三日間ニ縱覽ノ場所ヲ告示スヘシ

第十四條 選舉人名簿ニ脱漏又ハ誤載アリト認ムルトキハ選舉人ハ理由及證據ヲ具ヘ其ノ修正ヲ市町村長ニ申立ツルコトヲ得

第十五條 市町村長ニ於テ前條ノ申立ヲ受ケタルトキハ其ノ理由及證據ヲ審査シ申立ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ決定スヘシ其ノ申立ヲ正當ナリト決定シタルトキハ直ニ選舉人名簿ヲ修正シ其ノ旨ヲ申立人及關係人ニ通知シ併セテ之ヲ告示スヘシ其ノ申立ヲ正當ナラズト決定シタルトキハ其ノ旨ヲ申立人ニ通知スヘシ

第十六條 前條市町村長ノ決定ニ不服アル申立人又ハ關係人ハ市町村長ヲ被告トシ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ七日以内ニ地方裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項裁判所ノ判決ニ對シテハ控訴スルコトヲ得但シ大審院ニ上告スルコトヲ得

第十七條 選舉人名簿ハ十二月二十日ヲ以テ確定ス

選舉人名簿ハ次年ノ十二月十九日迄之ヲ擺置クヘシ但シ確定判決ニ依リ修正スヘキモノハ市町村長ニ於テ直ニ之ヲ修正シ其ノ旨ヲ告示スヘシ

天災事變其ノ他ノ事故ニ因リ必要アルトキハ更ニ選舉人名簿ヲ調整スヘシ

前項選舉人名簿ノ調整及其ノ期日、縱覽確定ニ關スル期日、期間等ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第十八條 總選舉ハ議員ノ任期終リタル日ノ翌日之ヲ行フ例トス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ議員ノ任期終リタル日ヨリ五日以内ニ之ヲ行フコトヲ妨ケス

議會開會中又ハ議會閉會ノ日ヨリ二十五日以内ニ議員ノ任期終ル場合ニ於テハ總選舉ハ議會閉會ノ日ヨリ二十六日以後三十日以内ニ之ヲ行フ

衆議院解散ヲ命セラレタル場合ニ於テハ總選舉ハ解散ノ日ヨリ三十日以内ニ之ヲ行フ

總選舉ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定メ少クトモ二十五日前ニ之ヲ公布ス

第十九條 選舉ハ投票ニ依リ之ヲ行フ

投票ハ一人一票ニ限ル

第二十三條 投票所ハ午前七時ニ開キ午後六時ニ閉ツ

第二十五條 選舉人ハ選舉ノ當日自ラ投票所ニ到リ選舉人名簿ノ對照ヲ經テ投票ヲ爲スヘシ

投票管理者ハ投票ヲ爲サムトスル選舉人ノ本人ナリヤ否ヤヲ確認スルコト能ハサルトキハ其ノ本人ナル旨ヲ宣言セシムヘシ其ノ宣言ヲ爲サル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得

第二十七條 選舉人ハ投票所ニ於テ投票用紙ニ自ラ議員候補者一人ノ氏名ヲ記載シテ投函スヘシ

投票用紙ニハ選舉人ノ氏名ヲ記載スルコトヲ得

第三十條 選舉人名簿ニ登錄セラレタル選舉人名簿ニ登錄セラルルコトヲ得サル者ナルトキハ投票ヲ爲スコトヲ得ス選舉ノ當日選舉權ヲ有セサル者ナルトキ亦同シ

自ラ議員候補者ノ氏名ヲ書スルコト能ハサル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得

第三十三條 選舉人ニシテ勅令ノ定ムル事由ニ因リ選舉ノ當日自ラ投票所ニ至リ投票ヲ爲シ能ハサルヘキコトヲ證スル者ノ投票ニ關シテハ第二十五條、第二十六條、第二十七條第一項第二十九條但書及第三十一條ノ規定ニ拘ラレテ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第三十九條 何人ト雖選舉人ノ投票シタル被選舉人ノ氏名ヲ陳述スルノ義務ナシ

第五十二條 左ノ投票ハ之ヲ無効トス

一 成規ノ用紙ヲ用ハサルモノ

二 議員候補者ニ非サル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

三 一投票中二人以上ノ議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

四 被選舉權ナキ議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

五 議員候補者ノ氏名ノ外他事ヲ記載シタルモノ但シ官位、職業、身分、住居又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

六 議員候補者ノ氏名ヲ自書セサルモノ

七 議員候補者ノ何人ヲ記載シタルカヲ確認シ難キモノ

八 衆議院議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

前項第八號ノ規定ハ第七十五條又ハ第七十九條ノ規定ニ依ル選舉ノ場合ニ限リ之ヲ適用ス

第五十八條 左ニ掲クル者ヲ以テ選舉長トス

一 一縣又ハ一市一選舉區タル場合ニ於テハ其ノ地方長官又ハ市長

二 一選舉區數市又ハ支廳管内及市ニ涉ル場合ニ於テハ關係支廳長又ハ市長ノ中ニ就キ地方長官ノ指定スル者

三 其ノ他ノ選舉區ニ於テハ官吏又ハ關係市長ノ中ニ就キ地方長官ノ指定スル者

選舉長ハ選舉會ニ關スル事務ヲ擔任ス

第六十七條 議員候補者タラムトスル者ハ選舉ノ期日ノ公布又ハ告示アリタル日ヨリ選舉ノ期日迄ニ其ノ旨ヲ選舉長ニ届出ツヘシ

選舉人名簿ニ記載セラレタル者他人ヲ議員候補者ト爲サムトスルトキハ前項ノ期間内ニ其ノ推薦ノ届出ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ期間内ニ届出アリタル議員候補者其ノ選舉ニ於ケル議員ノ定數ヲ超ユル場合ニ於テ其ノ期間ヲ經過シタル後議員候補者死亡シ又ハ議員候補者タルコトヲ辭シタルトキハ前二項ノ例ニ依リ選舉ノ期日前二日迄議員候補者ノ届出又ハ推薦届出ヲ爲スコトヲ得

議員候補者ハ選舉長ニ届出ヲ爲スニ非サレハ議員候補者タルコトヲ辭スルコトヲ得

前四項ノ届出アリタルトキ又ハ議員候補者ノ死亡シタルコトヲ知りタルトキハ其ノ選舉長ハ直ニ其ノ旨ヲ告示スヘシ

第六十八條 議員候補者ノ届出又ハ推薦届出ヲ爲サムトスル者ハ議員候補者一人ニ付二千圓又ハ之ニ相當スル額面ノ國債證書ヲ供託スルコトヲ要ス

議員候補者ノ得票數其ノ選舉區内ノ議員ノ定數ヲ以テ有效投票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ十分ノ一二達セサルトキハ前項ノ供託物ハ政府ニ歸屬ス

議員候補者選舉ノ期日前十日以内ニ議員候補者タルコトヲ辭シタルトキハ前項ノ規定ヲ準用ス但シ被選舉權ヲ有セサルニ至リタル爲議員候補者タルコトヲ辭シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六十九條 有效投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス但シ其ノ選舉區内ノ議員ノ定數ヲ以テ有效投票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ四分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス

當選人ヲ定ムルニ當リ得票數同シトキハ年齢多キ者ヲ取り年齢モ亦同キトキハ選舉會ニ於テ選舉長抽籤シテ之ヲ定ム

第八十一條 又ハ第八十三條ノ規定ニ依リ訴訟ノ結果更ニ選舉ヲ行フコトナクシテ當選人ヲ定メ得ル場合ニ於テハ選舉會ヲ開キ之ヲ定ムヘシ

當選人當選ヲ辭シタルトキ、死亡者ナルトキ又ハ第七十條ノ規定ニ依リ當選ヲ失ヒタルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ第一項但書ノ得票者ニシテ當選人ト爲ラザル者ノ中ニ就キ當選人ヲ定ムヘシ

當選人第八十四條ノ規定ニ依リ訴訟ノ結果又ハ第三百三十六條ノ規定ニ依リ當選無効ト爲リタルトキハ選舉會ヲ開キ其ノ選舉ノ期日ヨリ一年以内ナル場合ニ於テハ前項ノ例ニ依リ其ノ期日ヨリ一年經過後ナル場合ニ於テハ第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル得票者ニシテ當選人ト爲ラザル者ノ中ニ就キ當選人ヲ定ムヘシ

前三項ノ場合ニ於テ第一項但書ノ得票者ニシテ當選人ト爲ラザル者選舉ノ期日後ニ於テ被選舉權ヲ有セサルニ至リタルトキハ之ヲ當選人ト定ムルコトヲ得

第七十四條 當選人當選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ當選承諾ノ届出ヲ爲ササルトキハ其ノ當選ヲ辭シタルモノト看做ス

第七十八條 議員ノ任期ハ四年トシ總選舉ノ期日ヨリ之ヲ起算ス但シ議會開會中ニ任期終ルモ閉會ニ至ル迄在任ス

第八十一條 選舉ノ效力ニ關シ異議アル選舉人又ハ議員候補者ハ選舉長ヲ被告トシ選舉ノ日ヨリ三十日以内ニ大審院ニ出訴スルコトヲ得

第九十六條 議員候補者、選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サレハ選舉運動ヲ爲スヘシ此ノ限ニ在ラス

第九十七條 議員候補者、選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サレハ選舉運動ノ爲メ勞務ヲ提供スルコトヲ得但シ議員候補者ト同居スル親族、家族及常備ノ使用人ハ此ノ限ニ在ラス

第九十七條 選舉事務長又ハ選舉委員ハ選舉運動ノ爲メ要スル飲食物、船車馬等ノ供給、又ハ旅費宿泊料其ノ他ノ實費ノ辨償ヲ受クルコト

ヲ得演説又ハ推薦狀ニ依リ運動ヲ爲ス者豫メ議員候補者又ハ選舉事務長ノ文書ニ依ル承諾ヲ得テ其ノ運動ヲ爲スニ付亦同シ

第九十八條 何人ト雖投票ヲ得若ハ得シメ又ハ得シメサルノ目的ヲ以テ戸別訪問ヲ爲スコトヲ得ス

何人ト雖前項ノ目的ヲ以テ連續シテ個個ノ選舉人ニ對シ面接シ又ハ電話ニ依リ選舉運動ヲ爲スコトヲ得ス

第九十八條ノ二 何人ト雖モ第四百十條第四項ノ文書ヲ發行スル區域ニ關シテハ演説會告知ノ爲ニスル文書及第九十六條第一項但書ノ規定ニ依ル推薦狀ヲ除ク外選舉運動ノ爲文書圖畫ヲ頒布スルコトヲ得ス但シ第四百十條第一項ノ規定ニ依リ通常郵便物ヲ差出す場合ハ此ノ限ニ在ラス

第九十八條ノ三 選舉演説會ニ出演シ得ヘキ者ハ一ノ演説會ニ付四人ヲ超ユルコトヲ得ス議員候補者又ハ其ノ代理者出演セサルトキハ三人ヲ超ユルコトヲ得ス

第九十九條 選舉權ヲ有セサル者ハ選舉事務長又ハ選舉委員ト爲ルコトヲ得ス

選舉事務ニ關係アル官吏及吏員ハ其ノ關係區域内ニ於ケル選舉運動ヲ爲スコトヲ得ス

……終……

※ ※ ※

昭和十二年十月十日印刷
昭和十二年十月二十日發行
昭和十三年二月十八日修正印刷
昭和十三年二月二十日修正發行



新制商工業民教科書



著者 戸田 貞三
發行者 中村 時之助
印刷者 新井 修平
印刷所 新 堂

東京市牛込區辨天町百七十四番地
東京市牛込區木挽町三ノ十一番地
東京市京橋區木挽町三ノ十一番地

卷上 定價 金七十九錢
卷下 定價 金一十八錢

※ ※ ※

※ ※ ※

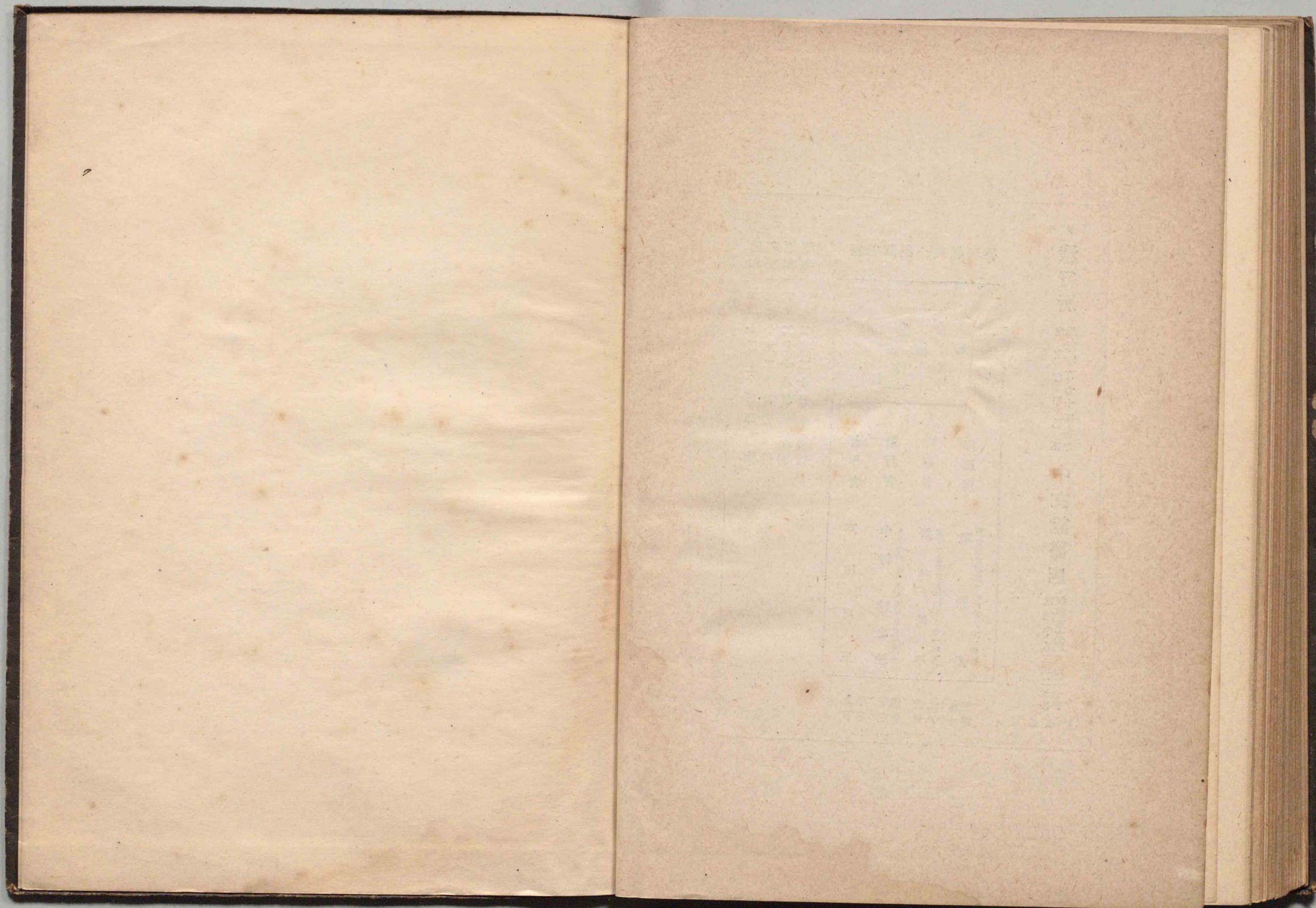
發行所

東京市牛込區
辨天町百七十四番地

中文館書店

電話牛込三三二五番
振替東京三八四二七番

※ ※ ※



市商

四東

戶田

健



広島大学図書

2000074164

